

学 位 論 文

地方中小自治体における公共工事の調達に関する研究

2015年3月

宇都宮大学大学院 工学研究科

システム創成工学専攻

藤島 博英

目 次

	頁
第1章 序論	1
1-1 研究の背景	1
1-2 研究の目的	3
1-3 公共工事の調達に関する既存研究の整理	4
1-4 研究位置付け	6
1-5 研究の構成と方法	6
参考文献	9
第2章 公共工事の調達制度に関する歴史の変遷	11
2-1 概説	11
2-2 公共工事入札制度の確立	11
2-3 入札制度の改革	13
2-4 発注方式の多様性	25
2-5 まとめ	29
参考文献	31
第3章 地方自治体の公共工事の調達の現状	33
3-1 概説	33
3-2 調査方法	33
3-3 地方自治体における公共工事の調達の現状	37
3-4 地方自治体における一般競争入札および総合評価の導入状況	41
3-5 総合評価本格導入自治体と試行導入自治体との工事の発注状況の違いについて	43
3-6 広域自治体による基礎自治体への支援状況	59
3-7 まとめ	65
参考文献	67
第4章 地方自治体における職員配置の現状と広域連携について	69
4-1 概説	69
4-2 地方自治体における公共調達関連の職員配置状況について	69
4-3 市町村合併と広域連携	77
4-4 公共工事の調達における広域連携の可能性について	85
4-5 総合評価実施件数から見た基礎自治体連携規模の条件について	90

4-6 地方自治体における課題	98
4-7 まとめ	100
参考文献	101
第5章 地方中小自治体における公共工事の調達に関する改善への提言および 結論	103
5-1 概説	103
5-2 公共工事の調達における適用基準の作成	103
5-3 公共工事の調達における人的資源の拡充	104
5-4 中小基礎自治体に対する広域連携適用の有効性	104
5-5 結論	106
5-6 おわりに	107
参考文献	108
謝辞	109
資料編	

第1章 序論

1-1 研究の背景

わが国の公共工事の調達における受注者選定方法として、1900年以降、指名競争入札が長らく用いられてきた。しかし、国際化による外国企業の参入問題や1993年のゼネコン汚職を発端にした不祥事や談合問題等を背景として、1993年12月の中央建設業審議会建議によって、入札契約方式改革の基本方針が示され、大きな改革が行われた。大型工事に対して一般競争入札への転換がはかられ、また、中小工事には、透明性の高い公募型指名競争入札等、多様な入札・契約方式が導入されることとなった。

また、地方自治体に対しても、一部の市町村等において入札契約の適正化に対する改革が不徹底であることから、自治省（現、総務省）と建設省（現、国土交通省）は共同して改革の要請を行っている¹⁾。2001年3月には、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下、「適正化指針」という）」が閣議決定され、公共工事を発注する国や地方自治体等、すべての発注者が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインが示され、努力事項として一般競争入札、指名競争入札の適切な実施等が求められた。

以上のような取組により、地方自治体においても「一般競争入札」の導入・実施が拡大していった。

一方、90年代後半以降、政府建設投資は減少し、2005年にはピーク時（1996年）の5割まで激減した（図1-1参照）。また、地方に関しても同様であり、経済不況により税収減少し、公共事業予算を始めとして厳しい財政の見直しを求められている。その結果、一般競争入札の拡大と相まって競争が激化し、著しい低価格による受注が急増し、公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となった。また、地方のインフラを支えてきた建設業者が疲弊し、厳しい状況が続いている。

そのような中、2005年4月に「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」が施行され、公共工事の調達において、「価格のみの競争」から「価格と品質」の両面からの競争に転換することを打ち出された。8月には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定され、公共工事を発注する団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるよう示された。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式として、競争入札の一形式である総合評価方式による入札（以下、「総合評価」という）が示された。

現在、国、都道府県（以下、「広域自治体」という）、指定都市のすべてにおいて総合評価が導入されているが、約4割の市区町村（以下、「基礎自治体」という）において、

いまだ導入に至っていない状況である。

以上述べたように、WTO 政府調達協定の発効、相次ぐ不祥事、財政難による改革の要請等によって、1990 年以降の 20 年間に公共工事の調達に関して、透明性、公平性が求められ、様々な改革が実施されてきた。

しかしながら、公共工事の調達に関して、国発注による調査分析の研究、報告は多く見られるが、広域自治体や基礎自治体を対象とした分析はあまり見られない。これは、総合評価の実施状況に見られるように、基礎自治体における導入率が低いため、公開情報が乏しいことも理由の一つと考えられる。

わが国の建設投資は、国民総生産の約 2 割を占めている。また、わが国の建設業者が公共機関から受注する工事の約 3 割を基礎自治体が占めている実態がある。

こうした中で、基礎自治体における公共工事の調達に関する実態を把握し、改善方策を検討していくことは、税収減等による厳しい財政の見直し、少子化の進展等による人材確保の厳しい状況が続く中、地方の社会基盤を維持して行く上で極めて重要なことであると思料する。

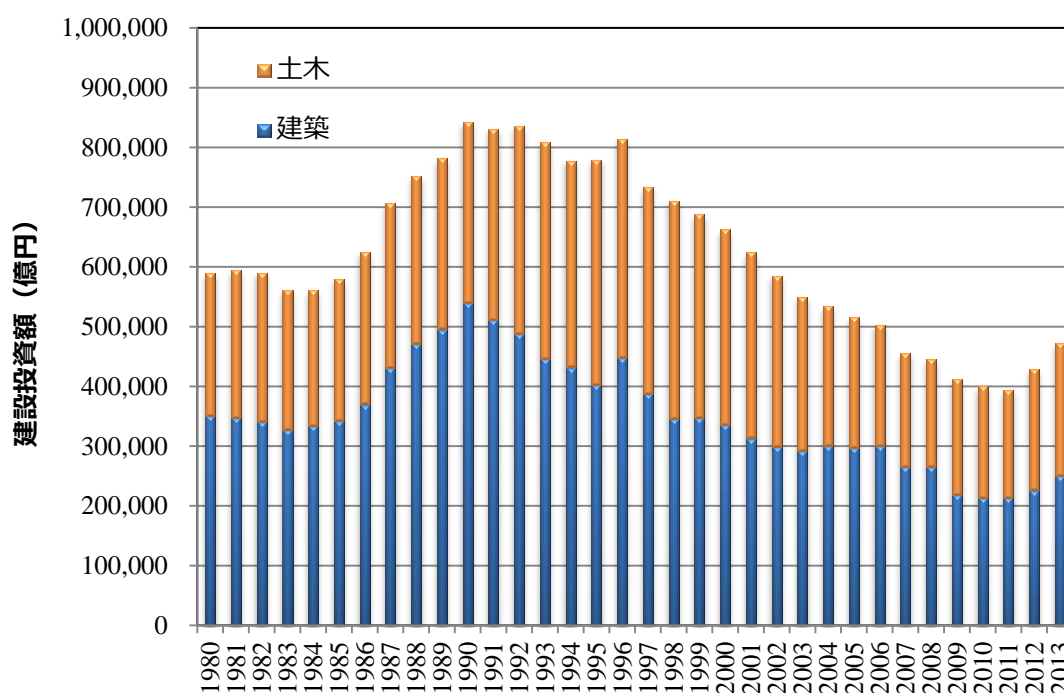


図 1-1 わが国の建設投資額の推移（実質値：2005 年度基準）²⁾

1-2 研究の目的

本研究の目的は、地方自治体における公共工事の調達に関する実態を把握し、人員不足の中、中小基礎自治体に対する支援策として、地域連携による公共工事の調達方法の可能性を検討することである。

そのためには、まず、わが国の公共工事の調達に関する歴史的変遷について把握し、地方自治体への制度改革の影響について考察する。特に、公共調達制度が 90 年ぶりに大改革され、一般競争入札の原則に立ち戻ることになった 1994 年以降について分析し考察を行う。

さらに、2005 年、「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」が施行され、「価格と品質」両面から総合的に評価して落札者を決定する総合評価、地方自治体における実施状況を分析し考察を行う。

また、地方自治体間連携の内、地方自治法第 2 編第 11 章第 3 節の根拠規定である「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務委託」、「職員の派遣」、さらに、1995 年の地方自治法改正により、新たに導入された「広域連携制度」を含め、地方自治体間の連携に関して、分析し考察を行う。

こうして得られた結果をもとに、人口減少化にある今後の地方自治体における公共工事の調達あり方を提案する。

1-3 公共工事の調達に関する既存研究の整理

(1) 公共工事の調達に関する主な研究

公共工事の調達に関する研究は、工学のみならず法学，経済学，社会学等，様々な学問分野で対象とされてきた。しかし、「談合」や「ゼネコン汚職」といった，不祥事に対する問題解決策の検討が研究の多くを占めていた³⁾～¹²⁾。

近年になって，情報公開制度の充実とインターネットの普及により，入札契約に関する情報公開が進み，公共調達制度の実態に関する研究が多く報告されるようになってきた。

最近の入札制度に関する研究として，例えば，以下のものがある。

伊藤¹³⁾は総合評価が導入される変遷を示したうえで，ダンピング受注排除のために，今後検討する必要がある課題を挙げている。また，金子^{14, 15)}らは総合評価に係る入札情報の統計分析を行い，入札における競争状況を把握し，入札参加者による技術提案における技術点に差が付きにくくなっていることを明らかにしている。さらに，総合評価において技術評価が優位に働いていないことを問題点として指摘している。

石原ら^{16), 17)}は，国土交通省直轄工事を対象に，総合評価の型式や工事の内容別に，技術評価項目の内容，配点等を分析し，技術提案が技術力の競争という形で十分現れていないことや，簡易型等においては多様な評価項目を設定していることなどの課題を抽出した。さらに，今後，技術提案のテーマ設定の明確な指標等に関して改善案の提案を行っている。

牧角ら¹⁸⁾は，現状の入札段階において人的エネルギーがどのように費やされているのか，また，そのエネルギー消費が活かされているのかあるいはそれを効率的に活用するための方策は何かなどの考察を軸にして，これまでの国土交通省直轄工事の入札結果を分析し，総合評価方式のあるべき姿について検討を行っている。

塚原ら¹⁹⁾は，国土交通省直轄工事における総合評価のさらなる改善に向けた検討に資するよう，総合評価を適用した工事における落札者の状況や新たに実施することとなった施策のフォローアップ等，当該総合評価の実施状況について調査を行い，改善方策について検討を行っている。

松村ら²⁰⁾は，国土交通省関東地方整備局発注の一般土木工事及びアスファルト舗装工事の入札結果データを用いて落札率と入札・契約制度との関係を分析し，アスファルト舗装工事は，一般土木工事と比較して落札率が高い水準で安定している傾向にあることを示している。

(2) 地方自治体を対象とした公共工事の調達に関する既存研究

地方自治体における総合評価について，石原²¹⁾らは，広域自治体および指定都市の更なる総合評価の普及・拡大を目指すとの観点から，近畿地方の7府県及び4指定都市を対象として，総合評価の実施状況及び適用範囲や評価方法等の制度について，国土交

通省も含め団体間を比較・分析するとともに、和歌山県を例として落札者の状況等の分析を行い、地方自治体における総合評価の改善案を提案している。また、秀島ら²²⁾は、地方自治体および高速道路会社における落札者決定方法について、除算方式として3パターン、加算方式として4パターンに分類し、それぞれの特性を明らかにすることによって、総合評価の制度比較を行っている。

坂本ら²³⁾は、総合評価の入札企業の評価において、技術力と地域性に関する項目の配点割合や地元外からの建設企業の参入割合が変わることで、地元建設企業の技術力や地域性の蓄積に及ぼす影響の分析を行い、制度変更への企業の対応の時間的変化を考慮するため、企業の戦略選択の変化のダイナミクスを進化ゲーム理論における確率微分方程式のモデル化を試み、その、分析結果をもとに、技術力と地域性を併せ持つ地元建設企業を育成するための制度のあり方についてモデルの枠組みのもとで検討を行っている。

二宮ら^{24), 25)}は、地方自治体における「くじ引き」と「総合評価」が建設業経営に与える影響・メカニズムについて分析し、くじ引き入札は公平性を担保できるが、受注が全てくじ運に左右され、“正直者”が報われないこと、総合評価は、技術研鑽に励む業者、当該研究でいう“正直者”を市場で評価できる可能性を有する等、くじ引き入札の課題とその代替システムとして総合評価の可能性等について示している。また、地方建設業を想定した仮想的な入札・契約・経営シミュレーションモデルを構築し、公共調達制度の変遷メカニズムを検討し応札戦略が公共調達制度や企業の中長期的経営に与える影響について分析・考察した上で改革シナリオについて提案を行っている。

田中ら²⁶⁾は、九州地方における建設企業の総合評価に関する考えや要望を集約し、客観的に評価する方式を構築するための基礎として、建設企業の実態とその評価のあり方について、建設企業が求める姿を明らかにするために、アンケート調査による分析を行っている。

渡邊ら²⁷⁾は、地方における従来の公共工事の特徴を整理し、ある県と市における公共工事の技術調達に関する事例研究を実施して、技術調達における具体的な課題を明らかにした上で、技術調達の将来の方向性について提案を行っている。

高瀬ら²⁸⁾は、長野県において独自の評価項目を用いて、総合評価に関する実態の分析を行っており、その結果、価格以外の評価項目において、地域要件と技術者の実績の項目が落札判定に大きな影響を与えていることを示している。

新子ら²⁹⁾は、地方自治体を対象にアンケート調査を行い、公共工事の価格だけでなく質に焦点を当て、どのような入札制度が価格と質に影響を与えているか、競争が十分でないと言われる落札率の高止まりと、質が確保されていない公共工事を不正行為と捉え、Becker の「法と経済学」の理論を用いて実証分析を行っている。

五艘ら³⁰⁾は、我が国の地方自治体の組織と行政の実態を分析し、日本の実態に適合した地方自治体のマネジメントシステムの構築を目的に業務の効率化等の提案を行っている。

1-4 研究の位置付け

前節 1-3 で示したとおり、公共工事の調達に関する既存研究は、国土交通省地方整備局等の国の機関を対象とした研究が大半を占めており、その内容は、不祥事に対する問題解決策の検討、近年においては、総合評価の配点割合、除算方式や加算方式等、入札方式の構造的な研究が中心である。

2014年4月5日現在、全国に1721ある基礎自治体は、行政の能力や職員数も様々であり、特に、町村(928自治体)は、少子化の進展により自治体職員の人材確保等、厳しい状況が続いている。

しかし、このような状況にある地方自治体を対象とした公共工事の調達に関する研究は、きわめて少なく、国の機関に対する検討ほど進んでいないのが実態である。

また、国の機関における公共工事の調達に関するデータは多数公開されている。しかし、地方自治体では、広域自治体ですら公開内容はさまざまであり、さらに基礎自治体においては、公共工事の調達に関する公開データが乏しい。

本研究は、以上のような状況の中、地方自治体を対象に公共工事の調達に関するアンケート調査を実施し、公開されているデータとともに、総合評価導入促進の課題を分析し、中小の基礎自治体における総合評価を含む入札の支援・改善策を示している点が本研究の特徴である。

1-5 研究の構成と方法

本研究の構成を以下に述べる。

「第1章 序論」では、研究の背景・目的・方法等、本研究で取り扱う範囲を述べる。また、関連する既存研究のレビューを行う。

「第2章 公共工事の調達制度に関する歴史的変遷」では、地方自治体における公共工事の調達を把握するために、法、通達、都道府県及び政令指定都市への勧奨や社会的な問題となった公共工事の不正問題も含め、調達手続について整理する。

「第3章 地方自治体の公共工事の調達の現状」では、地方自治体における公共工事の調達の課題を把握するため、公共工事の調達の現状について、総務省や国土交通省の公開情報とアンケート調査結果とを組み合わせ分析を行う。

「第4章 地方自治体における職員配置の現状と広域連携について」では、地方中小自治体における公共工事の調達に関する人的な課題を把握するため、地方自治体における職員配置および社会基盤を維持して行くための行政規模について分析を行う。

「第5章 地方中小自治体における公共工事の調達に関する改善への提言および結論」では、本研究における成果を述べる。

図 1-2 に本研究の構成をフローで示す。

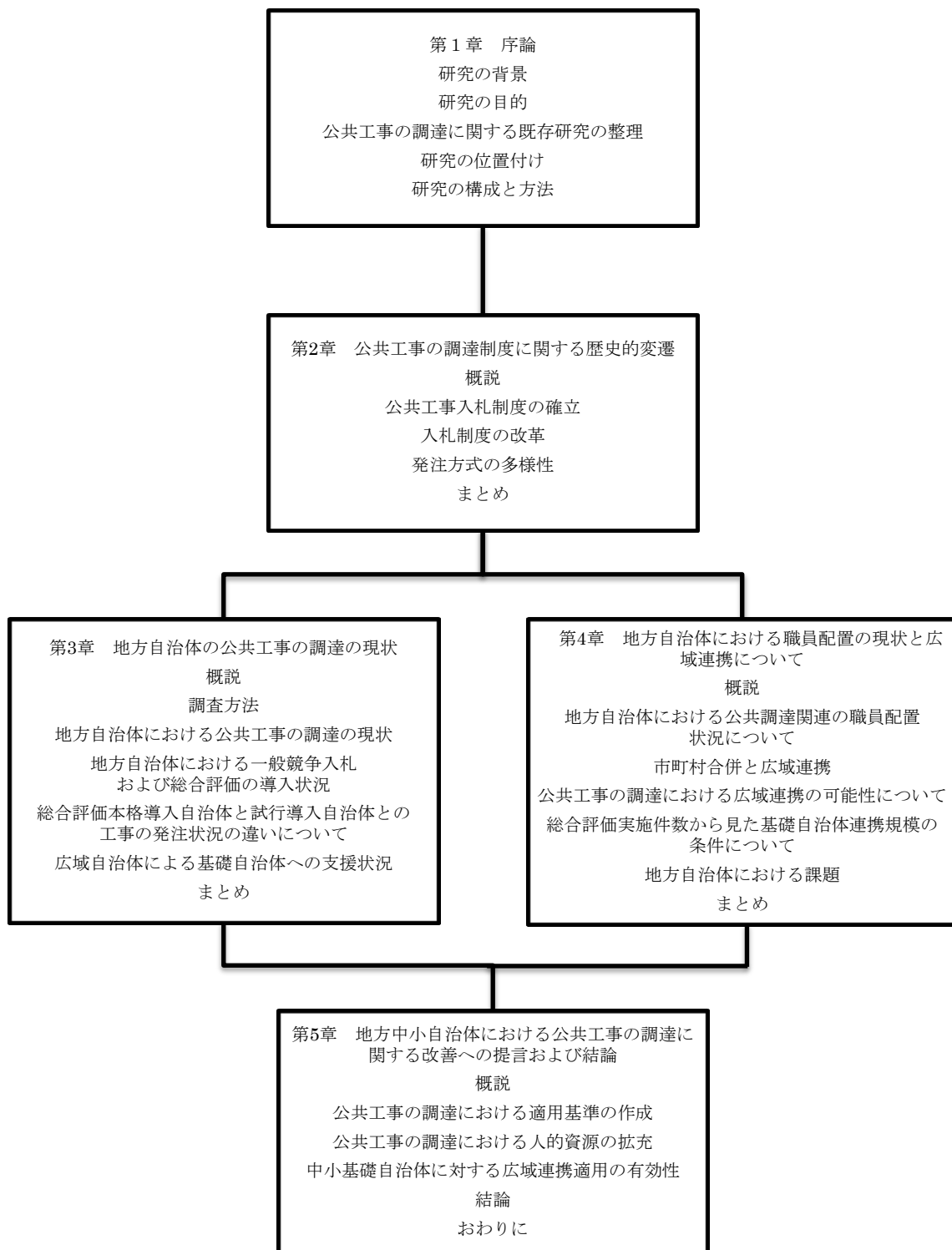


図 1-2 本研究の構成

<参考文献>

- 1) 中央建設業審議会：公共工事に関する入札・契約制度の改革について，1993.
- 2) 総務省：「日本の長期統計系列調査第9章建設業」を基に作成
- 3) 内山尚三：談合問題への視点，都市文化社，1982.
- 4) 田島俊雄，山口広：埼玉土曜会談合:ドキュメント:市民が裁く利権の温床，東洋経済新報社,1995.
- 5) 武田晴人：談合の経済学—日本的調整システムの歴史と論理，集英社，1999.
- 6) 宇野正志，西条辰善：「談合実験：実験経済学によるアプローチ」，『公正取引』582号，pp.4 - 13，1999.
- 7) 鈴木満：入札談合の研究:その実態と防止策，信山社，2001.
- 8) 依田薫：公共事業大変革と建設激震，日本実業出版社，2001.
- 9) 日本弁護士連合会：入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告，2001.2
- 10) 舟田正之：談合と独占禁止法，日本経済法学会年報25巻47号，p.25，2004.
- 11) 亀本和彦：公共工事と入札・契約の適正化—入札談合の排除と防止を目指して—，レファレンス632号，pp.23-24，2003.9.
- 12) 高澤美有紀：官製談合の主な事例と防止対策，調査と情報第543号，2006
- 13) 伊藤弘之：公共工事における総合評価方式の変遷と今後の課題について，建設マネジメント研究論文集Vol.14，2007
- 14) 金子雄一郎，本橋純，島崎敏一：公開入札情報を用いた総合評価方式の実態分析，建設マネジメント研究論文集，Vol.15，pp.273-280，2008.
- 15) 金子雄一郎，松村吉晃，島崎敏一：総合評価落札方式の実態に関する統計分析—入札参加者間の技術評価点及び応札価格の差に着目して—，土木学会論文集F4（建設マネジメント），Vol.68，No.4，I_193-I_199，2012.
- 16) 石原康弘，久保尚也：総合評価方式における技術評価手法の改善に関する考察，土木学会論文集F4，Vol.67，No4 特集号，pp.223-230，2011.
- 17) 石原康弘，久保尚也：総合評価方式における技術審査結果の分析に基づく技術評価方法の改善に関する考察，土木学会論文集F4Vol.69No1，pp.75-83，2013
- 18) 牧角龍憲，田中徹政：工事等級別にみた総合評価方式における入札傾向とエネルギーロス，第26回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集，pp.123-126，2008.
- 19) 塚原隆夫，多田寛，笛田俊治，阿部俊彦，鈴木達也：公共工事における総合評価方式の実施状況に関する一考察，土木学会論文集F4（建設マネジメント）Vol.66NO.1，pp.277-284，2010.
- 20) 松村吉晃，金子雄一郎，島崎敏一：公共工事入札における落札率の変動要因の分析，第28回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集，pp.67-70，2010.

- 21) 石原康弘, 久保尚也, 秀島喬博: 近畿地方の地方公共団体における総合評価方式に関する現状分析と改善に関する考察, 土木学会論文集 F4 特集号 Vol.69(4), I_159-I_170, 2013
- 22) 秀島喬博, 小澤一雅: 地方公共団体および高速道路会社の総合評価方式における入札価格評価方法, 第 30 回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集 pp.69-72, 2012
- 23) 坂本麻衣子, 古谷隆: 地方自治体における総合評価落札方式の役割に関するモデル分析, 土木学会論文集 F4 (建設マネジメント), Vol.68No.4p.I_107-I_114, 2012.
- 24) 二宮仁志, 渡辺法美: 地方公共工事における総合評価方式の特性と入札・契約制度改革に関する一考察, 土木学会論文集 F4 特集号 Vol.67pp.I_93-I_102, 2011
- 25) 二宮仁志, 滑川達: 地方建設業の応札戦略と公共調達制度ダイナミクスの分析的研究, 土木学会論文集 F4 特集号 Vol.67pp.I_113-I_120, 2011.
- 26) 田中徹政, 牧角龍憲: 九州地方における公共工事の総合評価方式競争入札に関する調査, 九州共立大学工学部研究報告(33), 29-40, 2009.
- 27) 渡邊法美, 二宮仁志, 青山喜代志, 野中正明: わが国の地方公共工事における技術調達に関する一考察, 建設マネジメント研究論文集 15, 355-370, 2008.
- 28) 高瀬達夫, 瀬下慶彦, 小山健: 独自の評価項目を活用した長野県の総合評価方式の実態分析, 建設マネジメント研究論文集 Vol.16, pp.331-338, 2009.
- 29) 新子詩乃, 加藤達也, 桑原亜衣, 森田整, 山田航史: 入札制度が公共工事の価格と質に与える影響～地方自治体への独自のアンケートを通じて～,
http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~yamauchi/gakubu_hp/2007/paper/9.pdf
- 30) 五艘隆志, 那須清吾, 草柳俊二: 地方自治体の新しいマネジメントシステムの構築と導入に関する研究, 建設マネジメント研究論文集 11, 225-238, 2004

第2章 公共工事の調達制度に関する歴史の変遷

2-1 概説

本章では、わが国の公共工事の調達に関する歴史の変遷について把握し、地方自治体への影響について考察する。特に、国の工事だけではなく、地方自治体の工事を含めて、明治22年制定の会計法（以下、「明治会計法」という）の施行後、90年ぶりに入札・契約制度の抜本的な改革が進められた「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の成立前後、および「公共工事の品質確保の促進に関する法律」成立以降に分け、地方自治体に対する、入札・契約制度改革の取組等について述べる。

2-2 公共工事入札制度の確立¹⁾

1889（明治22）年に大日本帝国憲法が發布され、それに伴い明治会計法が施行された。公共工事には入札が適用され、一般競争入札を原則とすることが明示された。この制度が制定されるにあたり、大蔵省（現、財務省）は、フランス、イギリス、ベルギー等の西欧各国の法律を研究した。フランスの会計法は、原則は一般競争入札で、必要があれば予定価格を定めるとされており、また、軍事上の機密等にかかわるものは随意契約ができる等の例外を設けてある²⁾。明治会計法は、予定価格を必ず定めることとなっているが、フランスの制度をもとに制定されたといわれている。

最初に公入札が行われた時は、入札保証金を提出した者は誰でも入札に参加することができる仕組みになっていたが、業者間で談合が行われ、不当に価格を上げ、落札者が入札参加者にいくらかの謝礼金を包むというような実態が横行した。このため、1900（明治33）年に一般競争入札の例外として、指名競争入札が勅令として公布された。発注者は信用ある業者を選んで指名入札を行ったが、今度は指名業者同士による談合を招いた。談合屋（だんごや）と称する職業も出てきて、談合に関する斡旋を行っていた。

その後、1921（大正10）年に一般競争入札の原則を緩和する会計法の改正（以下、「大正会計法」という）が行われ、一般競争入札が不利になる場合、各省大臣の認定により指名競争入札を採用することが可能となった。

以降、1941（昭和16）年に刑法第69条に競争入札の妨害、不正談合罪が追加され、談合は会計法上の一般競争入札の原則と抵触することとなった。

1942（昭和17）年に会計法戦時特例が出された。政府発注工事は割当制度となり、一般競争入札を原則とする規定は実質上停止される状態となった。

1946（昭和21）年の日本国憲法の公布に伴い、昭和22年（1947年）に会計法が全面

的に改正され、それとともに予算決算及び会計令が公布された²⁾。これが予定価格の根拠となった。しかし、入札制度は、大正会計法の内容をほぼ受け継いだものであった。

1949（昭和 24）年に建設業法が公布され、建設業者の地位の確立と建設業の近代化が進められることとなった。

1961（昭和 36）年には会計法の一部改正され、工事の品質を保持するための方策として「低入札価格調査制度」が制度化された。また、会計法 29 条の 6 第 2 項に「価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる」と規定された。それまでは、一番低い価格を出したものが落札されることと理解し、業者は入札参加を申し込んでいた。この制度の創設後は指名を申し込みの誘引と理解することで、一番低い価格を出した業者に落札するかどうか、発注者の判断にゆだねられることとなった。しかし、一番低い価格を出した業者を落札者としなかった場合、会計法第 90 条により各省庁の長の承認を経て、大蔵大臣及び会計検査院に対する調書を提出しなければならないと規定されている。

1961 年の会計法改正により、現在実施されている総合評価の根拠になっている。ただし、改正当時は、公共工事の発注は念頭になかった。

1963（昭和 38）年には地方自治法が一部改正され、工事入札における最低価格制限が設置された、これにより、地方自治体においても、制限価格未満の低価格入札を排除できることになった³⁾。

表 2-1 入札・契約制度改革の取組に係る年表（1889～1961）^{1), 3), 4)}

発令年月日	法・省令・通達・通知等の名称
1889(明治 22)	大日本帝国憲法が発布、会計法が施行 * 公共工事には入札が適用、一般競争入札を原則とすることを明示
1900(明治 33)	一般競争入札の例外として、指名競争入札が勅令として公布
1921(大正 10)	明治会計法の運用を踏まえ、全面的な会計法の改正 * 一般競争入札の原則が緩和
1941(昭和 16)	刑法第 69 条に競争入札の妨害、不正談合罪が追加
1942(昭和 17)	会計法戦時特例。一般競争入札を原則とする規定は実質上停止
1949(昭和 21)	日本国憲法の公布
1950(昭和 22)	会計法が改正 予算決算及び会計令が公布（予定価格の根拠）
1949(昭和 24)	建設業法が公布
1961(昭和 36)	低入札価格調査制度を創設
1963(昭和 38)	地方自治法一部改正 * 工事入札における最低価格制限設置

2-3 入札制度の改革

(1) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の成立前

平成に入り，国内の状況として，談合，汚職，政治の介入などの防止，国際的な状況として，日米建設協議，ガット政府調達協定などの背景をもとに，1993（平成 5）年に中央建設業審議会建議で，入札・契約方式改革の基本方針が打ち出され，具体策が示された。

1994（平成 6）年 1 月には，質の高い公共事業を確保することを念頭に置きつつ，我が国の公共事業の入札・契約手続について，透明性・客観性及び競争性をより高めるとともに，内外無差別の原則の一層の徹底と併せて，国際的にみてもなじみやすいものに改めることを目的として「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を閣議了解した。大規模工事については一般競争入札の導入，指名競争入札においては，「公募型」及び「工事希望型」の導入，工事完成保証人制度の廃止等，国の工事だけではなく，地方自治体の工事を含めて，90 年ぶりに入札・契約制度の抜本的な改革が進められた。

しかし，国と特殊法人等及び地方自治体等の公共工事の発注者機関において，入札・契約制度改革への取組みの程度にはバラツキがあり，入札・契約手続の改善が十分に図られなかった。特に，指名基準等の策定・公表，工事完成保証人制度の廃止等の入札手続の透明性及び公平性の確保に関して，市町村を中心として，改善の趣旨の徹底が不十分な状況にあるとして，自治省（現，総務省）と建設省（現，国土交通省）は各都道府県知事に対し，1997（平成 9）年 12 月 10 日付で「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について」を通知し要請を行った（図 2-1 参照）。また，1998（平成 10）年 2 月 4 日の中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」及び 3 月 31 日に閣議決定された「規制緩和推進 3 か年計画」を踏まえ，4 月 1 日付で「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」を通知し，その後，数回にわたり通知した。

1999（平成 11）年 2 月 17 日には，「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち，価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとする」と内容をとした，「地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 25 号）」及び「地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年地方自治法施行令第 4 号）」が公布され，都道府県知事宛に「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）」が通知された。

この改正により，地方自治体においても総合評価を導入することが可能になった。

建設省経入企発第 23 号
自治行第 105 号
平成 9 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長
自治省 行政 局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について

建設省及び自治省においては、平成 5 年 12 月 21 日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」及び平成 5 年 12 月 24 日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査の結果をも踏まえつつ、これまで数度の通知により要請を行ってきたところである。

平成 9 年度の実態調査の結果(別添参照)によると、全般的には改善の進捗が見られるものの、特に、指名基準等の策定・公表、工事完成保証人制度の廃止等について、市町村を中心として、なお改善の趣旨の徹底が不十分な状況にある。

今後とも、各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を推進するとともに、この旨を貴管下市町村に通知し、その趣旨の一層の周知徹底をお願いする。

なお、平成 9 年 10 月 9 日付け建設事務次官及び自治事務次官通知等により、公共工事における入札参加者の指名の取り扱いについて、単に赤字決算であることのみをもって直ちに指名から除外することのないよう要請しているところであるので、留意されたい。

以下省略

図 2-1 地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について
(平成 9 年 12 月 10 日付) ⁵⁾

表 2-2 入札・契約制度改革の取組に係る年表（1980～2000）^{3), 4), 6), 7)}

発令年月日	法・省令・通達・通知の名称
1980.12.20	適正な価格による公共工事の発注について
1982.1.29	工事請負契約関係業務の適正化について
1982.3.30	公共工事に係る入札結果等の公表について
1983.3.16	建設工事の入札制度の合理化対策等について
1985.4.26	建設工事の適正な施工の確保について
1985.6.18	建設工事の入札制度の合理化対策の推進について
1986.12.9	建設業からの暴力団排除の徹底について
1987.2.12	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用について
1990.6.28	「日米構造協議」独占禁止法及びその運用の強化が明記
1992.11.25	入札・契約制度の基本的在り方について
1993.5.31	入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について
1993.12.21	「公共工事に関する入札・契約制度改革について」（平成 5 年 12 月 21 日，中央建設業審議会建議）
1993.12.21	公共工事に関する入札・契約制度改革について
1994.1.18	「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」閣議了解
1996.6.17	「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針
1996.7.19	「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について(国の機関に対して)
1997.3.31	「発注者支援のためのデータベース・システム」の活用等による監理技術者の適正な配置の徹底等について
1997.12.10	地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について
1998.2.4	「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」
1998.4.1	地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について
1998.9.2	公共工事に係る入札参加者の取扱いについて
1998.12.25	不良不適格業者排除対策について
1999.1.19	地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について
1999.2.17	地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 25 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年地方自治法施行令第 4 号）地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）
1999.7.7	建設業からの暴力団等排除の徹底について
1999.12.27	行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注について
2000.1.20	地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査結果について
2000.2.1	地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について

(2) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の成立

1993（平成5）年以降、透明性・客観性・競争性を高め、不正がおきにくいシステムとすることを旨とし、大規模工事への一般競争入札方式の導入や指名競争入札方式の改善等、入札・契約制度の改革が進められてきた。しかし、談合や丸投げ等、公共工事を巡る不祥事に関する報道が尽きなかった⁸⁾。

以上述べた背景の中、2000（平成12）年11月17日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（法律第百二十七号）」（以下、「入契法」という）が制定された（図2-2参照）。

入契法は、国から町村に至るまで全ての公共工事の発注者を対象としており、①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底の4つの基本原則が明示された。また、全ての公共工事発注者を対象としているため、工事の発注量や業務執行体制等が大きく異なるため、適正化指針の策定等の制度を設けている⁸⁾。

その後、2001（平成13）年2月15日には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（政令第三十四号）」が示され、同年3月9日には「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定した。

しかし、同法施行後も入札談合等不正行為に、顕著な減少傾向は見られなかった。また、法的措置件数に占める入札談合事件の比率も高かった。このような状況に関して、同法の運用が徹底しないなどの指摘もあった⁹⁾。

そこで、こうした状況を改善するため、2002（平成14）年、各都道府県知事宛に「公共工事に係る入札及び契約の適正化について」の通達が出された（図2-3参照）。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表
(見通しが変更された場合も公表)

(2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、
落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・
下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、
建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべき ガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が
共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・
指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、
入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>

図 2-2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要¹⁾

総行第60号
国総入企第8号
平成14年5月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

公共工事に係る入札及び契約の適正化について

公共工事は、国民の税金により賄われているものであることから、受注者の選定のための入札及び契約については厳にその適正を確保し、いやしくも国民の疑惑を招くようなことはあってはならないことです。

このため、平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」という）を施行し、国、地方公共団体、特殊法人等の全ての公共工事の発注者が一体となって、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保等に取り組むこととしたところで す。

しかしながら、最近、公共工事の入札及び契約に係る不正行為が明らかになり、公共工事に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態となっていることは誠に遺憾であります。

また、一部の発注者においては、入札契約適正化法の厳正な運用に立ち遅れが見られるとの指摘もあることから、貴職におかれましても、下記により、同法の厳正な運用を図る等により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に努められますようお願いいたします。 なお、各発注者が、入札契約適正化法、適正化指針等に従い、公共工事の入札契約の適正化を図るため平成13年度末までに講じた措置については、入札契約適正化法の第17条の規定に基づき報告を求めるとしており、また、報告の結果、特に必要があると認める時には、同法第18条の規定により、国土交通大臣及び総務大臣から適正な措置を講ずることを要請することがありますので御了知ください。

また、各都道府県におかれましては、本通知の趣旨を貴管内の市町村に周知徹底くださるようお願いいたします。

以下、省略

図 2-3 公共工事に係る入札及び契約の適正化について（平成14年5月14日付け）¹¹⁾

表 2-3 入札・契約制度改革の取組に係る年表（2000～2004）^{3), 4), 6), 7)}

発令年月日	法・省令・通達・通知の名称
2000.11.27	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定
2001.2.15	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令
2001.3.9	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
2002.3.27	公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて ー公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会報告ー
2002.5.14	公共工事に係る入札及び契約の適正化について
2002.10.31	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請）
2002.11.15	地方公共団体発注工事における不良・不適格業者の排除の徹底について
2003.4.15	入札契約適正化の徹底のための当面の方策について（平成 15 年度）
2003.10.31	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請）
2004.12.28	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請）

(3)公共工事の品質確保の促進に関する法律の成立

厳しい財政状況の中、公共投資が減少し受注をめぐる価格競争が激化する一方、建設業の許可業者数はほとんど変わらず、公共工事の受注を巡って価格競争が激化し、いわゆるダンピング受注による公共工事の品質低下が懸念された。

こうした中、2005（平成17）年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という）」が施行された。

品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」とされており、発注者は、競争参加者から技術提案を求め、これを適切に審査・評価する、いわゆる総合評価によることが求められた。

総合評価とは、価格並びに価格以外のその他の条件が、発注者である国・地方自治体において最も有利な内容の入札を行ったものを契約の相手方とする入札方式である。

公共工事における総合評価の活用は、1998（平成10）年2月の中央建設業審議会建議において、「品質確保、コスト縮減等を図るために民間の技術力を一層広く活用する仕組みを導入するとともに、これにより技術力による競争を促進」する必要から、「価格以外の工期、安全性などを重視すべき工事については、現行の価格のみの競争により落札者を決定する方式でなく、工期、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価入札方式を導入すべき」ことを指摘したことから始まる¹⁰⁾。2000（平成12）年3月には、建設大臣と大蔵大臣の包括協議が整い、これを受け、2000年9月に「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」がまとめられた。

しかし、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となってくる中で、2005（平成17）年3月には、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること」（3条2項）を基本理念の一つとする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定（2005年4月施行）され、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価の採用が推進された。

一方、地方自治体における総合評価入札方式に関しては、1999（平成11）年3月の地方自治法施行令の改正によって167条の10の2が新設されて根拠規定が与えられた。1998（平成10）年4月1日には、2月の中央建設業審議会建議を受けて、「品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、（中略）技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入」の推進を要請する建設省建設経済局長、自治省行政局長連名の通知が発出されており¹³⁾、地方自治法施行令の改正は上記の建議を受けた、総合評価の導入促進を目的とするものであったと考えられる¹⁴⁾。

地方自治法施行令は総合評価に関する一定の手続きを規定しており、地方自治法施行

令 167 条の 10 の 2 第 1 項および 2 項において、①契約の性質又は目的から地方自治法 234 条 3 項本文等の規定により難しいものであるとき、②落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、③その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、価格その他の条件が当該自治体にとって最も有利なものをもって落札者とする事ができる、としている。

そして、地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 第 3 項では、同条 1 項および 2 項の規定により「落札者を決定する「総合評価一般競争入札」を行おうとするときは、あらかじめ、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための落札者決定基準を定めなければならない」としている。

さらに、同条第 4 項および 5 項では、「落札者決定基準を定めようとするとき、又は、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときは、総務省令により学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と定められている。

(4)品確法の改正

2014（平成 26）年 6 月 4 日、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）」が公布され、即日施行された（図 2-4 参照）。

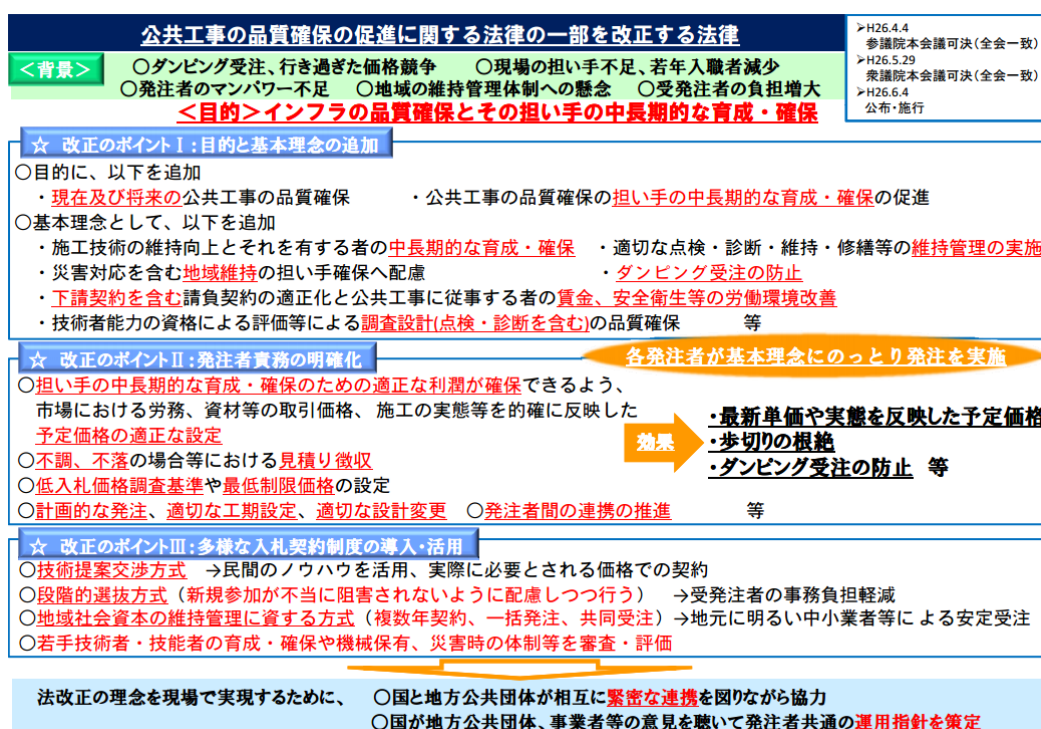


図 2-4 品確法改正の概要¹⁵⁾

また、品確法の基本理念を実現するため、入契法および建設業法もあわせて改正された。この3法の改正は、「現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保」¹⁶⁾を主な目的としている。

品確法改正の背景には、ダンピング受注等による行き過ぎた価格競争、現場の担い手不足、若年入職者の減少、発注者のマンパワー不足、地域の維持管理体制への懸念、受発注者の負担増大がある。

品確法改正のポイントは、a) 目的と基本理念の追加、b) 発注者責務の追加、c) 多様な入札契約制度の導入・活用の3点である。以下に概略を示す。

a) 目的と基本理念の追加

目的(第1条)に、「公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保の促進」が追加され、「現在及び将来」にわたる工事の品質確保に関して明記された(表2-4参照)。

また、基本理念(第3条)として、以下の項目が追加された。

- ① 施工技術の維持向上が図られ、それを有する者等が品質確保の担い手として中長期的な育成と確保
- ② 公共工事の発注者の能力・体制を考慮しつつ、多様な入札および契約方法の選択
- ③ 完成後の適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の確保
- ④ 災害時における対応を含む地域における維持管理の担い手の育成・確保
- ⑤ 適正な施工が見込まれない契約の締結防止
- ⑥ 下請契約を含む請負契約の適正な締結と公共工事に従事する者の賃金やその他の労働条件、安全衛生とその他の労働環境の改善
- ⑦ 知識および技術資格による適切な評価、点検・診断を含む調査・設計の品質確保

表2-4 公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)第1条新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的) 第一条 この法律は、(略) 現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、<u>公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、(略) 現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、<u>公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p>

※改正部をアンダーラインで示す。

b) 発注者責務の追加

第7条において、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保ができるよう

に、「市場における労務及び資材等の取引価格，施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」等，発注者の責務を明確にした。

また，第 7 条の 3 において，「発注者は，発注関係事務を適切に実施するため，必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに，他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るように努めなければならない。」と示されているとおり，発注者間の連携を推進している。

c) 多様な入札契約制度の導入・活用

第 14 条において，入札および契約の方法の決定は，公共工事の性格や地域の実情等に応じて，多様な入札契約方法の中から適切な方法を選択し，組合せて実施できることが，明記されている。

新たに示された具体的な入札契約方法としては，「段階的選抜方式」，「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」，「地域における社会資本の維持管理に資する方式」等が挙げられている。

表 2-5 入札・契約制度改革の取組に係る年表（2005～2013）^{3), 4), 6), 7)}

発令年月日	法・省令・通達・通知の名称
2005.3.31	共工事の品質確保の促進に関する法律の制定
2005.8.26	公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
2006.1.4	改正独占禁止法の施行
2006.2.24	公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議の取りまとめ
2006.5.23	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正
2006.12.18	全国知事会「都道府県の公共調達改革に関する指針」策定
2006.12.28	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請）
2007.2.23	地方公共団体の入札契約適正化連絡会議「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について」取りまとめ
2007.3.14	改正官製談合防止法の施行
2007.3.30	地方公共団体における入札及び契約の適正化について
2008.3.1	改正地方自治法施行令の施行
2008.3.28	公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ
2008.3.31	「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」通知
2008.9.12	「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」通知
2008.12.22	「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」通知
2009.1.30	「公共工事における手続の迅速化等について」通知
2009.4.3	「公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について」通知
2009.4.3	学校耐震改修における手続の迅速化等について
2009.5.15	最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について
2009.6.12	総務省・国土交通省「公共工事の入札及び契約手続の改善等について」通知
2009.6.12	工事の請負契約の適正化等について（高速道路会社等）
2009.6.12	公共工事の入札及び契約手続の改善等について
2010.4.9	公共工事の入札における総合評価方式の透明性の確保等について
2010.5.20	入札ボンド制度の対象工事の拡大等について
2011.4.7	公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について
2011.8.9	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正
2011.8.25	「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」通知
2013.3.8	総務省・国土交通省「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」通知
2014.6.4	「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」

2-4 発注方式の多様性

受注者の選定方法は、競争による方法、競争によらない方法の2つに分類できる。前者は入札、後者は、特命発注や随意契約と呼ばれる。ここで、それぞれの選定方法の長所・短所を以下に述べる¹⁾。

(1) 一般競争入札

a) 完全競争入札

関心のある業者すべてを競争させる方法である。入札に参加を希望する業者を公告で集めて入札を行い、もっとも有利な価格を出した業者を選定する方法である。

○長所：すべての希望者が、参加する機会が得られる。参加者の選定に発注者の恣意が入る余地が無い。コストダウンが期待できる。

○短所：技術力・信頼性・過去の実績等で不適格と判断される業者が落札する可能性があり、それを阻止することが困難である。

b) 制限付き一般競争入札

①事前資格審査付き競争入札

入札に参加を希望する業者を公告で集め、入札前に発注者が資格審査を行う。その条件を満たしている業者で入札を行い、もっとも有利な価格を出した業者を選定する方法である。

○長所：資格審査の段階で不良・不適格業者を排除できる。

○短所：応札業者が殺到した場合、入札前の発注者の事務量が膨大となる。

②入札後資格審査付き競争入札

入札に参加を希望する業者を、予め資格要件を明示した公告で集めて入札を行う。もっとも有利な価格を出した業者を、発注者がその要件を満たしているか否かの資格審査を行い、満たしている場合はその業者が落札する。満たしていない場合は、2番目に有利な価格を出した業者を資格審査する。

○長所：資格審査の段階で不良・不適格業者を排除できる。競争性が高まるため、コストダウンが期待できる。希望者にとっては、広く入札に参加する機会が得られる。また、入札前の事務量が軽減できる。

○短所：多くの不良・不適格業者が有利な価格を出した場合、入札後の発注者の事務量が膨大となる。

(2) 指名競争入札

a) 従来型指名競争入札

発注者が、工事にふさわしい業者を数社選んで指名し、この指名業者が入札を行い、もっとも有利な価格を出した業者を選定する方法である。会計法によると、国発注の公共工事の場合、有資格業者のうちから、指名基準に従い「なるべく10人以上」指名をしなければならないとされている。地方自治法には、指名業者の数を定めた規定はない。

現在、建設省直轄工事においては、おおむね 10 社程度を指名し、実施されている。

○長所：業者を指名する段階で不良・不適格業者を排除できる。工事の規模や難易度に応じた指名により、企業間の過度な競争を回避し、公平な競争参加機会が与えられる。事務量が一般競争入札の b) の①に比べて少ない。

○短所：指名行為が、外部から見て不透明であり、発注者の恣意や偏見が働きやすい。入札参加の意思が無く、熱意が低いにもかかわらず、指名を受けた業者が、参加の拒絶をすると、その次に本当に入札参加を希望する工事の入札指名から外されるような仕打ちを恐れて、不本意でも参加せざるをえない風潮が生じやすい。指名された限られた業者間での入札となるため、談合の発生を誘発しやすい。

b) 1994（平成 6）年に示された指名競争入札

①公募型指名競争入札

入札に参加を希望する業者を公告で集め、発注者がその中からふさわしい業者を数社選んで指名する。この指名業者が入札を行い、もっとも有利な価格を出した業者を選定する方法である。

○長所：参加資格を持つすべての希望者が、参加する機会が得られる。発注者が指名業者を選定する段階で不良・不適格業者を排除できる。

○短所：業者が殺到した場合、発注者の事務量が膨大となる。業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある。

②工事希望型指名競争入札

事前に入札参加を希望する工事の種類を選んで業者登録を行う。発注者は、登録業者の中から数社選んで指名する。この指名業者が入札を行い、もっとも有利な価格を出した業者を選定する方法である。

○長所：希望した種類の工事の入札に参加できる。工事の規模や難易度に応じて指名するため、企業間の過度な競争を回避し、公平な競争参加機会が与えられる。

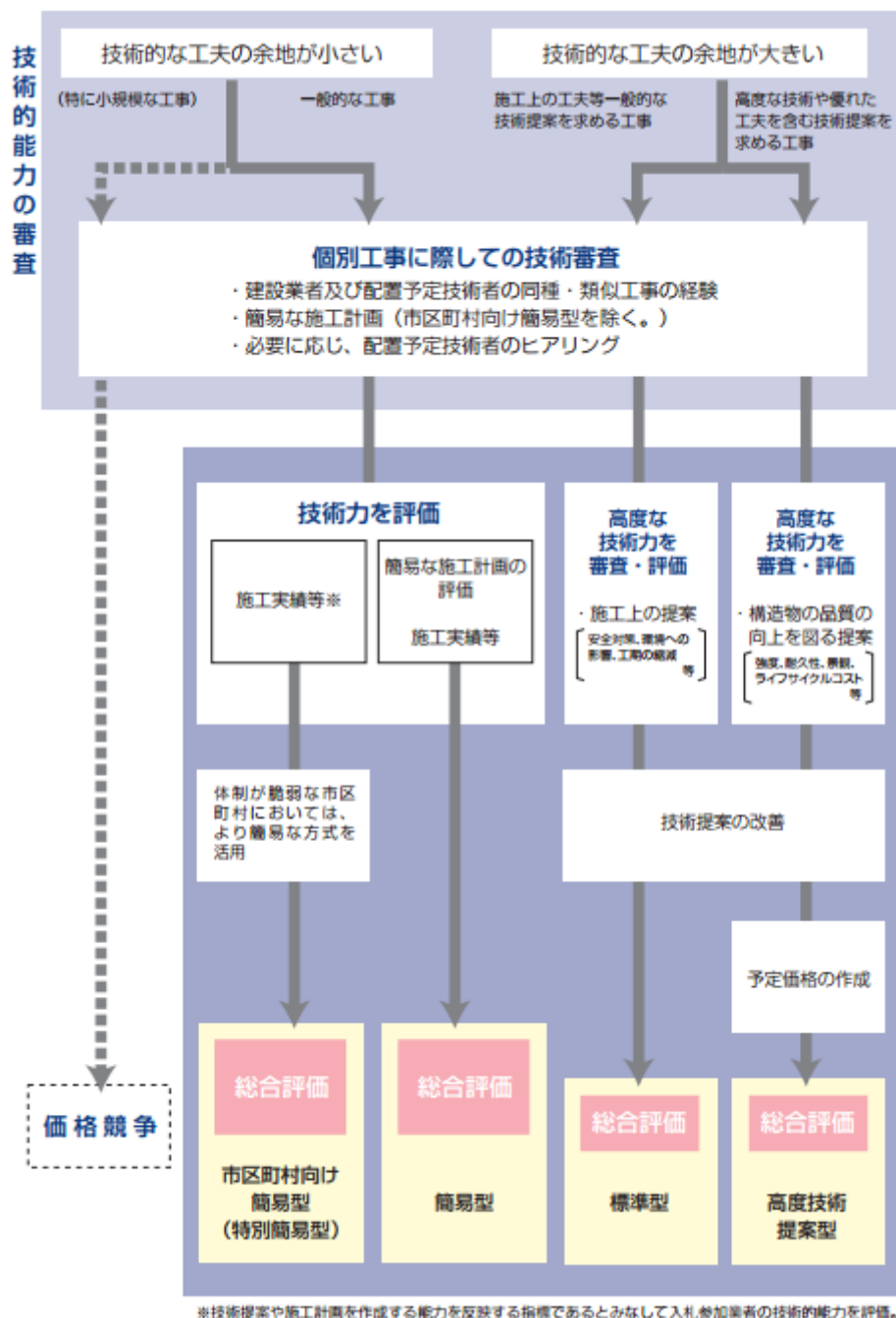
○短所：業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある。

(3) 総合評価方式による方法

従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。当初、「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」の 3 型式による方式、発注関係事務を処理する体制が脆弱な市区町村においても十分活用が可能とされる「市区町村向け簡易型（特別簡易型）」の型式¹⁷⁾が示された（図 2-5 参照）。後に、技術力と施工能力に対する確実な評価選別と、受発注者双方の手続きにかかる手間とコスト削減¹⁸⁾をめざし「施工能力評価型」や「技術提案評価型」等の型式も採用された。

総合評価方式は、「一般競争入札」や「指名競争入札」に対し適用することができる。

- 長所：価格のみならず，性能・機能や応札者側の技術力を評価できる。
- 短所：評価方法の客観性，透明性を得るため，必ず外部の学識経験者を2名以上入れた第三者委員会で検討する必要がある。



(4) 競争によらない方法

a) 特命発注

競争によらないで、選定した特定の業者と交渉して、契約を締結する方法である。

○長所：信頼に基づいて円滑な工事が期待できる。手続きが簡単である。

○短所：競争性が機能しないので、価格が高くなることがある。発注者の恣意が生じやすく馴れ合いや安易な対応によるトラブルが生じることがある。

b) 随意契約発注

複数の建設業者を指名して、同じ条件で見積もらせ、業者の提出した見積書を比較検討し、契約交渉を行った上で最適な業者に決定する方法である。

○長所：信頼に基づいて円滑な工事が期待できる。手続きが簡単である。

○短所：特命発注ほどではないが価格が高くなることがある。発注者の恣意が生じやすく馴れ合いや安易な対応によるトラブルが生じることがある。

(5) 品確法の改正により示された入札方式^{1 9)}

前節で述べたとおり、品確法の改正により、多様な入札契約方法の中から公共工事の性格や地域の実情等に応じ、適切な方法を選択し、組合せて実施できることが示された。以下に、その例を示す。

a) 段階的選抜方式

競争に参加する者の数が多数であると見込まれるとき、段階的に一定数まで応札企業を絞り込んだ上で、最終提案によって落札者を決める方式

○長所：受発注者双方の事務負担軽減効果が期待できる。

○短所：「企業の施工実績」、「技術者の能力」等。一次審査の選抜方法が実績の評価に偏った場合、入札参加者が固定化する懸念が指摘されている^{2 0)}。

b) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式

技術提案を公募し、その審査の結果を踏まえて優先交渉者を選定する。選定した者と、工法、価格等の交渉を行い、仕様を確定し、予定価格を定め契約する方式^{2 1)}。

適用が想定される工事としては、発注者が最適な仕様を選定できない工事、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事が考えられている。

○長所：民間企業の高度な技術力やノウハウ等が発揮できる。

○短所：技術提案審査の際に、学識経験者の意見を聞く必要がある。また、予定価格が高くなる可能性がある。交渉が成立しなかった場合に受注者決定までの期間が長期化する。

c) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

地域の社会資本の維持管理（修繕、巡回、災害応急対応、除雪など）について、複数年契約や複数工種・工区の一括発注、事業協同組合や地域 JV など、地域企業による包括的な体制で実施する方式。評価内容は、若手技術者・技能者の育成・確保に積極的な企業、建設機械の保有による災害時対応の体制等が考えられる。

○長所：地元の中小企業らによる安定受注が期待できる。

○短所：包括発注による受注機会の減少が問題になる可能性がある²²⁾。また、JVにより受注者の減少と、経験や実績が特定の業者に積み重なり、固定化する懸念がある²³⁾。

(6) 落札の基準

入札価格が予定価格を下回って、かつ、最も低い入札価格を提示した業者が通常落札者となる。しかし、入札価格が予定価格を大幅に下回ると、ダンピングの恐れがある。ダンピングによる手抜き工事や労働条件の悪化を防ぐため、低入札価格制度および最低制限価格制度の2つの基準が設けられた。

a) 低入札価格調査制度

最も低い入札価格を提示した業者が低入札価格調査基準額を下回った場合、すぐに落札者の決定を行わずに、積算内容に合理性があるかどうか審査を行った後に落札者を決定する。すなわち、適正に工事を施工できるか審査する制度である。

b) 最低制限価格制度

予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い入札価格を提示した業者を落札者とすることができる。最低制限価格を下回った入札価格を提示した業者は失格となる制度である。

低価格での落札を促進するためには、個別原価も審査することができる低入札価格調査制度が、最低制限価格制度より望ましい、といわれている。

2-5 まとめ

以上述べたとおり、明治政府は西欧各国に見習って建設業者の能力を認め、会計法で一般競争入札を採用したと思われる。しかし、談合等の不祥事が相次ぎ、一般競争入札を原則とする規定のまま、指名競争入札に転換していった。その後、時代の経過とともに、高い技術力と施工能力を持った建設業者が多くなり、「指名できる業者は限られている」という前提の入札制度は、見直す必要が出てきた¹⁾。

戦後の復興から高度成長期にかけて、指名競争入札が比較的うまく機能した時代もあった。しかし、現在、高い技術的力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が多数存在しており、公共調達の高透明性・公平性を求めれば、一般競争入札が最も適した入札制度としてあげられる。

国の工事だけではなく、地方自治体の工事を含めて、90年ぶりに入札・契約制度の抜本的な改革が進められてきた。しかし、この間、国および地方自治体とも厳しい財政事情を反映して建設投資額は年々減少していった。

そのため、過度の価格競争により、「適切な施工が見込めないような著しい低価格で

の受注が急増するとともに、「工事の品質の低下」、「一括下請負等不適切な施工体制」、「下請けへの不当なしわ寄せ」、「安全対策の不徹底」等の問題が発生した。

その解決方法の一つとして、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること」を基本理念とする品確法が制定され、公共工事の品質確保のための取り組みとして総合評価の採用が推進されてきた。

しかし、地方自治体に対し総合評価の導入の要請は行っていたが、基礎自治体への支援および入札を実施する上での担当職員の確保等、制度が機能する条件整備等の具体的な措置は見られなかった。

ただし、2014（平成 26）年の品確法改正にもとづき、「調査・設計」、「工事発注準備」、「入札・契約」、「工事施工」、「完成後」等、発注関係事務の段階ごとに、国は新たに「運用指針」を定める予定である¹⁵⁾。

<参考文献>

- 1) 藤島博英, 小林康昭: わが国の公共工事における入札制度の現状と地方への展開, 建設マネジメント研究論文集, Vol.7, pp.53-62, 1999.
- 2) 武田晴人: 談合の経済学—日本的調整システムの歴史と論理, 集英社, 1994.4.
- 3) 公共調達における競争性の徹底を目指して—公共調達と競争政策に関する研究会報告—
- 4) 内閣府: 「公共サービス改革分科会」第1回会議資料「調達に関する検討と課題」, 2010.11.4, <http://www.cao.go.jp/sasshin/koukyo-service/meeting/101104/pdf/2.pdf>
- 5) 国土交通省: 建設省発地方公共団体あて通知, <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/bidding2/tsuchi/h091210n.htm>
- 6) 国土交通省: 入札契約適正化法に基づく要請について, http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000108.html
- 7) 社団法人日本土木工業協会: 日本土木建設業史Ⅱ・建設関連年表, <http://www.nikkenren.com/archives/doboku/top/index.html>
- 8) 亀本和彦: 公共工事と入札・契約の適正化入札談合の排除と防止を目指して, レファレンス, 2003.9
- 9) 公共調達と競争政策に関する研究会: 公共調達における競争性の徹底を目指して—公共調達と競争政策に関する研究会報告—, 2003.11
- 10) 国土交通省: 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律, <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/tekiseikahou/top.html>
- 11) 国土交通省: 「公共工事の入札契約制度」<http://www.mlit.go.jp/common/000005427.pdf>
- 12) 碓井光明: 『公共契約法精義』信山社, 2005.
- 13) 中央建設業審議会建議: 「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」, 1998.2.4
- 14) 上林陽治, 政策目的型入札改革と公契約条例(上), —自治総研通巻394号, 2011.8.
- 15) 国土交通省: 品確法改正案の概要, <http://www.mlit.go.jp/common/001041941.pdf>
- 16) 国土交通省: 品確法・建設業法・入契法等の改正について, <http://www.mlit.go.jp/common/001050129.pdf>
- 17) 国土交通省: 地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【改訂版】, 2008.3, <http://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf>
- 18) 国土交通省: 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン, 2013.3, <http://www.mlit.go.jp/common/000996238.pdf>
- 19) 日刊建設通信新聞社編: 公共事業の発・受注はこう変わる担い手3法まるわかり, 2014.12.10

- 20) 「入札・契約 総合評価で段階選抜方式を本格導入」『日経コンストラクション』
No.535, 2012.1.9, pp.55-57
- 21) 平成 26 年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（第 2 回）資料，多様な入札契約方式について（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式），http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryoku/20141212_hattyuusyakon_no2/sankou1_tayounanyuusatukeiyakuhousiki.pdf
- 22) 都道府県における地域維持事業の発注，<http://www.mlit.go.jp/common/000232567.pdf>
- 23) 中央建設業審議会議事録，2011.7.27，<http://www.mlit.go.jp/common/000995522.pdf>

第3章 地方自治体の公共工事の調達の実況

3-1 概説

本章では、地方自治体における公共工事の調達状況を明らかにする。具体的には、広域自治体、指定都市および基礎自治体ごとに公共工事発注の実態を調査し、中でも総合評価による入札実施状況を中心に整理する。

第1章で述べたとおり、国における公共工事の調達に関するデータは公開されている。しかし、地方自治体においては、各自治体公開内容がまちまちであり、特に基礎自治体における公共工事の調達に関する公開データは乏しい。そのため、独自にアンケート調査を行っている。また、総務省や国土交通省の公開情報とアンケート調査結果を組み合わせ分析を行う。

3-2 調査方法

地方自治体における公共工事の調達の実態を把握するため、国等による公開データ¹⁾を分析するとともに、2010（平成22）年度に茨城県、栃木県、群馬県の北関東3県の全地方自治体（以下、「H22年度調査」という）²⁾、2011（平成23）年度に47広域自治体（以下、「H23年度調査」という）³⁾、2012（平成24）年度には「本格導入自治体」（以下、「H24年度調査」という）⁴⁾を対象に調査を実施した（資料編8~10参照）。

(1)H22年度調査について

表3-1に茨城、栃木、群馬の3広域自治体および基礎自治体（調査時、106市町村）を対象として行ったアンケート調査の実施概要および回収率を示す。配布および回収はいずれも原則として郵送による。回答時点は2010年9月1日現在である。なお、すべての人口区分の自治体から回答が得られている（図3-1参照）。

基礎自治体との比較のために北関東3県の広域自治体もアンケート調査の対象とした。なお、広域自治体については、本庁および土木事務所、工事事務所（以下、「県関連機関」という）を対象とした。

アンケートの主な内容は、指名競争入札や一般競争入札（制限（条件）付き、事後審査型制、総合評価方式による入札の実施状況や総合評価方式による入札の導入に関する自治体職員の意識に関する項目を調査した。

(2)H23年度調査について

表3-2に全広域自治体を対象として行ったアンケート調査の実施概要および回収率を示す。47広域自治体中6自治体から回答を得られなかったが、回答広域自治体に地域

および規模等の偏りはなかった。

本調査では、各広域自治体における、公共調達実施状況、第三者委員会の運営状況および基礎自治体に対する支援状況の調査を行った。

(3)H24 年度調査について

表 3-3 に総合評価を「本格導入」している自治体を対象に行ったアンケート調査の実施概要および回収率を示す。

「本格導入自治体」とは、「入契法に基づく調査⁴⁾」において、「総合評価方式の導入状況（2011 年 9 月現在）」の項目に対し、「本格導入」と回答した自治体を指す。また、「試行導入自治体」とは、H24 年度調査において、「試行導入」と回答した自治体を指す。

アンケートの対象とした自治体は、「本格導入」の指定都市 9 自治体を含む 173 市区町村、また、その比較として、本格導入自治体の少ない茨城、栃木、群馬の全 105 市町村（内、5 市は本格導入）、合計 273 市区町村である。

回答のあった 138 自治体の内訳は、本格導入 57、試行導入 59、未導入 22 自治体である。なお、本格導入自治体および試行導入自治体において、人口規模 10 万人以上の自治体による回答はあるが、未導入自治体の回答はない（図 3-2 参照）。これは、比較の対象とした北関東の基礎自治体において、人口規模 10 万人以上の基礎自治体はすべて総合評価を導入しているためである。

また、指定都市を加えた理由は、中小基礎自治体と比較して、技術審査を伴う総合評価の実施件数も多く、今後の総合評価拡大に対する問題点の把握をする上で効果的と考えたためである。

アンケートの主な内容は、H22 年度調査によって明らかとなった、基礎自治体が総合評価を導入する際、課題となっている「事務負担増大」および「総合評価における経験や情報の蓄積」、また、各自治体が総合評価を導入する際の動機および導入の効果について調査を行った。さらに、2011（平成 23）年の地方自治法改正により、設置対象が拡大された「機関等の共同設置⁵⁾」についても人的支援対策の一つとして考えられるため、調査項目に加えた。

表 3-1 H22 年度調査実施概要およびアンケート回収率

区 分	内 容				
アンケート対象	茨城・栃木・群馬の県事務所および全市町村				
調査方法	郵送調査法（一部、E-mail 回収）				
実施日	2010 年 11 月				
	合計	県	市	町	村
県関連機関および自治体数	141	35	58	38	10
回答数	85	23	38	20	4
回収率	60.3	65.7	65.5	52.6	40.0

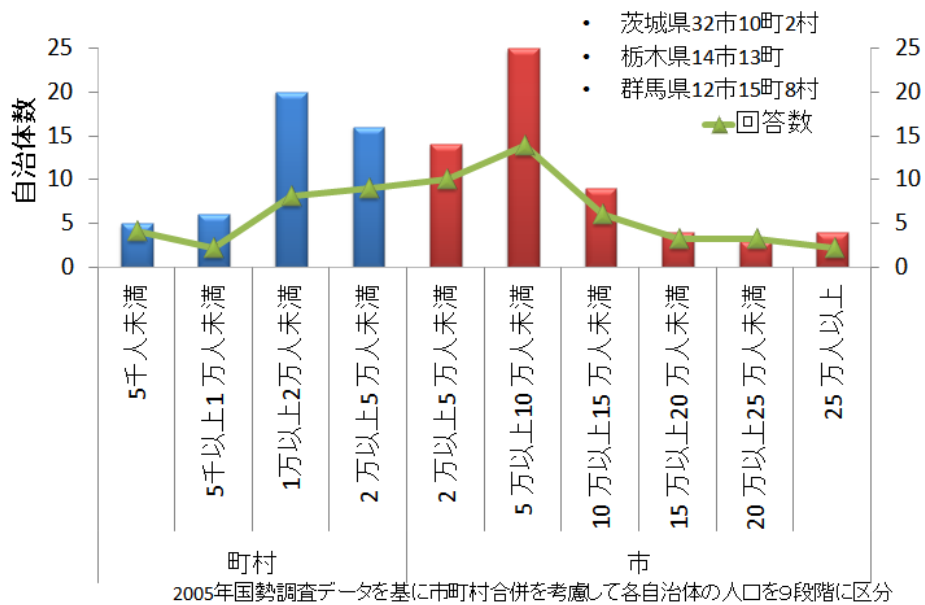


図 3-1 アンケート対象自治体の人口区分*および回答数(N=85)

*2005 年国勢調査データを基に市町村合併を考慮して各自治体の人口を 9 段階に区分

表 3-2 H23 年度調査実施概要およびアンケート回収率

区 分	内 容
アンケート対象	47 都道府県
調査方法	郵送調査法（一部、E-mail 回収）
実施日	2011 年 11 月
回答数	41 自治体
回収率	87.0%

表 3-3 H24 年度調査実施概要およびアンケート回収率

区 分	内 容
アンケート対象	273 市区町村（指定都市含む）
調査方法	郵送調査法（一部、E-mail 回収）
実施日	2012 年 11 月
回答数	138 自治体
回収率	50.5%

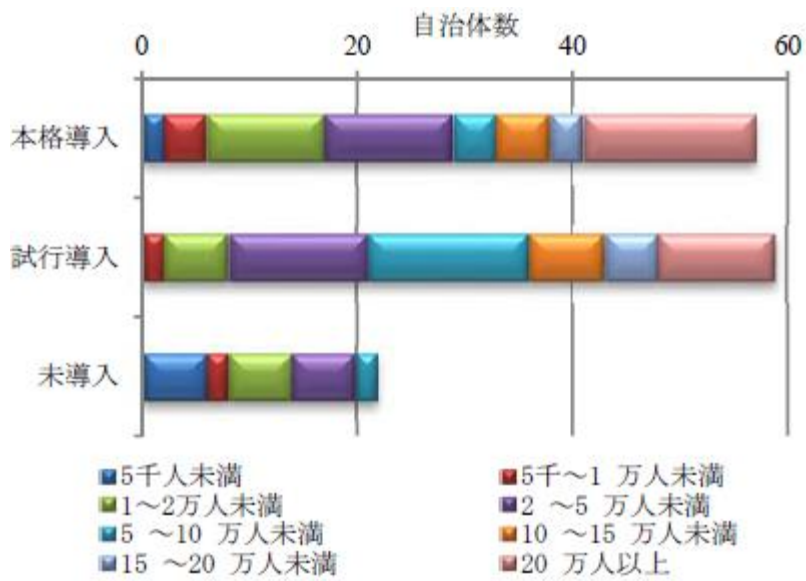


図 3-2 人口規模別アンケート回答数 (N=138)

3-3 地方自治体における公共工事の調達現状

「建設工事受注動態統計調査⁶⁾」によると、わが国の建設業者が公共機関から受注する工事総額は、2013年度において15兆6000億円となっている。その内訳は、国や公団・事業団等の国の機関で約1/3の5兆6800億円、広域自治体や基礎自治体、地方公営企業といった機関で約2/3の9兆9000億円を受持っている。また、地方の機関の内、基礎自治体から受注する工事額は約4兆7000億円を超え5割弱を占める。年度により工事額の違いはあるが、その割合は2000年度から2013年度まで同等である（図3-3参照）。

このように、基礎自治体における公共工事の発注は、わが国の建設産業を大きく支えている。

図3-4に市町村別に基礎自治体人口に対する土木費の状況を示す。

市の場合、約4億円～450億円の範囲にあり、土木費平均額は、約50億円である。人口規模（約5万人～60万人）の違いにより大きく異なっている。また、例えば、同じ人口10万人規模の基礎自治体であっても、土木費40億円の自治体もあれば、150億円を超える基礎自治体も存在している。

町の場合、土木費は約38億円～8千万円の範囲にあり、平均約8億円である。村の場合、土木費は約23億円～1千万円の範囲にあり、平均約3.5億円である。

以上のように同じ市・町・村、また、同じ人口規模の基礎自治体であっても、土木費が3倍～5倍程度異なる自治体もある。

図3-5に全国の基礎自治体およびH22年度調査対象である北関東の基礎自治体における土木費別基礎自治体割合を示す。

全国および北関東の基礎自治体の約8割は、土木費50億円未満である。また、北関東の基礎自治体は、土木費50～100億円未満の基礎自治体の割合が、全国の基礎自治体と比べやや多めである。

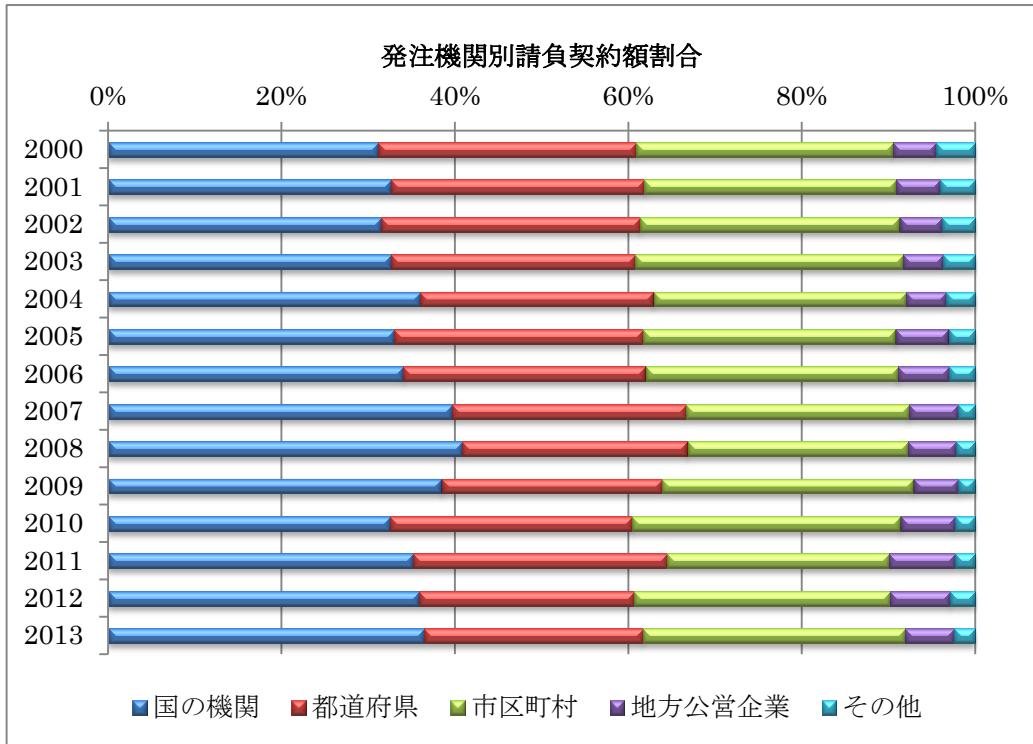


図 3-3 発注機関別請負契約額割合⁶⁾

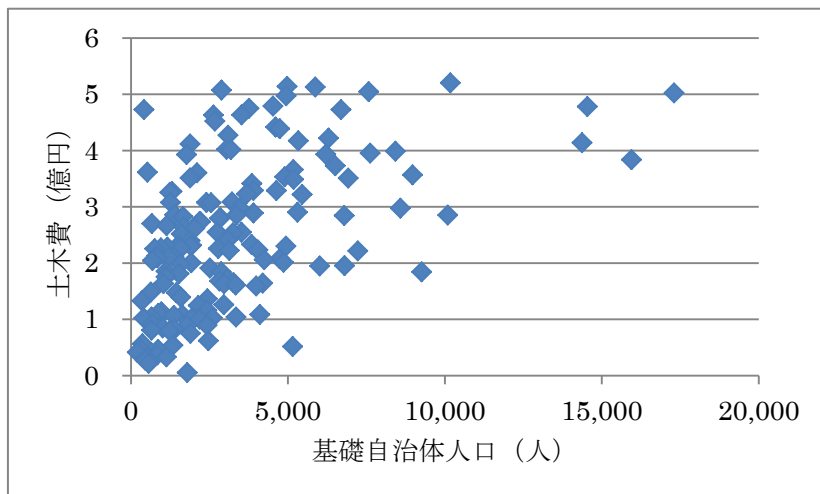
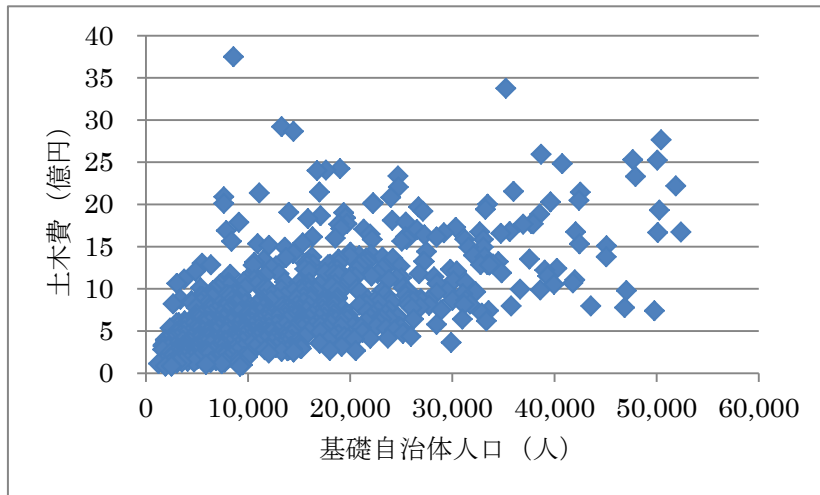
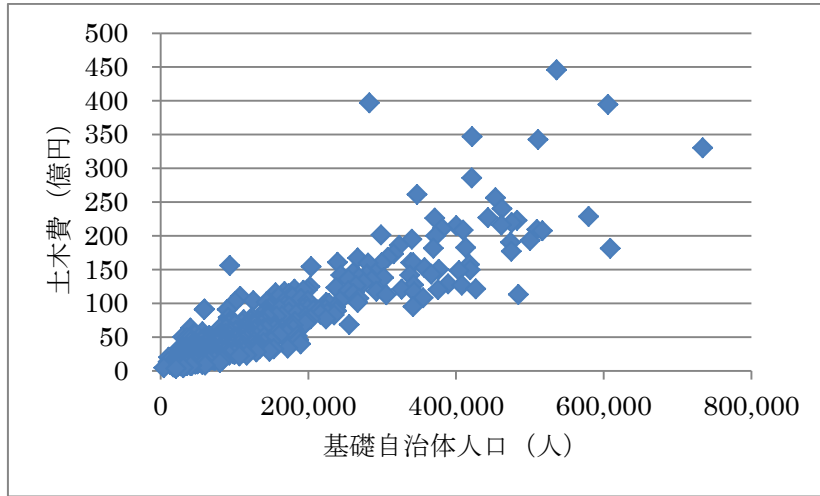


図3-4 基礎自治体の人口と土木費の関係（上：市，中：町，下：村）

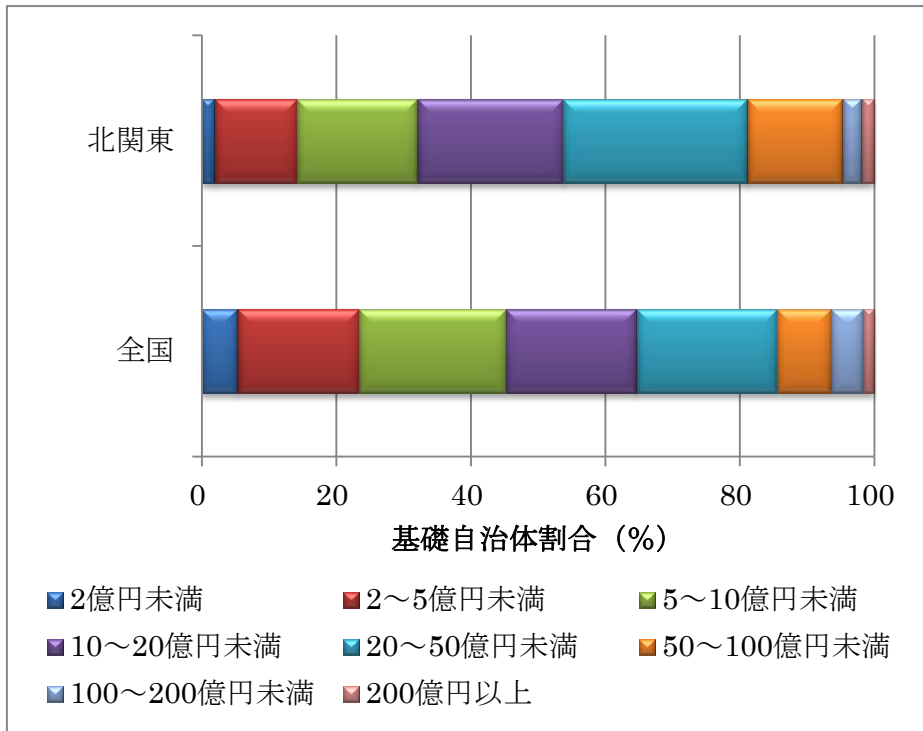


図 3-5 土木費の予算別基礎自治体割合

3-4 地方自治体における一般競争入札および総合評価の導入状況

2013（平成 25）年 9 月発表の「公共工事入札契約適正化法に基づく入札契約実施状況調査（2012 年 9 月 1 日時点）」（以下、「入契法に基づく調査」という）の結果によると、一般競争入札は、広域自治体および指定都市においては、すべての自治体において導入されており、地方自治体の約 6 割で本格導入されている。基礎自治体においては、約 7 割の 1,205 自治体において導入されている。なお、導入率は 2011（平成 23）年度と比較すると 0.5%増加している。

総合評価は、一般競争入札と同様にすべて広域自治体および指定都市において導入されている。

基礎自治体においては、1,077 自治体（62.5%）で導入されている。しかし、総合評価の導入率は、2010－2011 年度比 0.6%増、2011 年－2012 年度比 0.2%増と微増にとどまっており、頭打ちの傾向を示している（図 3-6 参照）。

前述のとおり、総合評価はすべての広域自治体および指定都市において、導入されているが、広域自治体の約 4 割、指定都市の約 5 割および総合評価を導入した基礎自治体の約 8 割において、総合評価の導入は試行的である。また、総合評価を導入している約 6 割の基礎自治体の総合評価実施件数は、1～2 件程度に留まり、さらに、一度は実施したものの、継続的な実施に至らない基礎自治体もある（図 3-7 参照）。

3-4-1 北関東 3 県における基礎自治体の公共工事实施状況

北関東 3 県における基礎自治体において、2009（平成 21）年度に実施された指名競争入札および一般競争入札の公共工事発注件数を図 3-8 に示す。町や村では最大で 81 件の入札が実施されている。その多くは指名競争入札によるものである。一般競争入札の実施は 2009 年度 9 町で実施された。人口 20 万人未満の市では、入札実施件数のバラツキは大きいですが、人口区分ごとの平均値と比較すると、ほぼ同様な入札実施件数である。ただし、人口規模 20 万人前後で入札実施件数が大きく異なっている。

(1) 指名競争入札の実施状況

予算規模 40 億円前後、人口規模 25 万人未満の自治体の多くでは年間約 200～300 件、予算規模 20 億未満の自治体では年間約 40～100 件の入札を実施している。このように依然として従来型の指名競争入札が自治体規模に関係なく実施されている（図 3-9(a)参照）。

(2) 一般競争入札（制限（条件）付き、事後審査型制限（条件）付きを含む）の実施状況

人口規模 1 万人以上の 37 市 11 町（北関東 3 県の基礎自治体の 77%）で一般競争入札が実施されている。従来から一般競争入札を本格的に導入している 1 市を除き、人口規模 10 万人未満の自治体（グループ I）での入札実施件数の割合は指名競争入札と比べ

特に低い（図 3-9(b)参照）。

(3) 総合評価の入札実施状況

人口規模 1 万人以上の 26 市 7 町（北関東 3 県の基礎自治体の 53%）で特別簡易型による入札が実施されている。実施件数は 24 の自治体で 1～2 件である。人口 10 万人未満の自治体（グループ I）では 4 割、10 万人以上の自治体（グループ II，III）ではすべての自治体で実施（簡易型を含む）されている（図 3-9(c)参照）。試行段階の実態ではあるが、25 万人以上の自治体になると 30 件程度の入札を実施している。入札の実施形態は、20 自治体は事後審査型制限（条件）付き一般競争入札、10 自治体は制限（条件）付き一般競争入札、3 自治体は指名競争入札によるものであった。

3-4-2 広域自治体の公共工事の発注状況

H23 年度調査結果をもとに広域自治体の公共工事発注状況を以下に示す。

(1) 一般競争入札と総合評価の実施状況

図 3-10 に広域自治体における公共工事総発注件数に占める一般競争入札による総発注件数および総合評価による発注件数割合を示す。図は、総合評価発注件数割合の高い順に左から並べている。これは、自治体名を特定しないための措置であり、分析目的によって順序を変更する場合は、その都度明示する。なお、図 3-10 に示すように、全発注件数に占める一般競争入札による総発注件数の割合と総合評価の割合に有意な相関は見られなかった。

総合評価の本来の趣旨からすれば、価格による一般競争入札の内、技術評価に相応しい案件が総合評価に移行することが期待される訳であるが、実態は異なっている。

回答のあった 40 広域自治体中 6 自治体（1.5 割）は、すべての発注を一般競争入札で行っている。しかし、半数以上の 24 広域自治体において、総発注件数に占める一般競争入札による総発注件数の割合が 5 割を切っていることから、依然として非一般競争入札の割合が高い広域自治体がかなりの割合で存在すると考えられる。また、40 広域自治体中、24 広域自治体において総発注件数に占める総合評価発注件数は 2 割以下であり、一般競争入札による総発注件数に対し、総合評価発注件数割合が 9 割以上の広域自治体は 7 自治体と全体の 1 割強であった。

(2) 総合評価「特別簡易型」の発注件数割合

図 3-11 に広域自治体における総合評価発注件数に占める技術審査等を伴わない総合評価（以下、「特別簡易型」という）の発注件数割合を示す。なお、横軸の広域自治体番号は、図 3-10 の並びと同様である。図 3-11 より、回答のあった 38 広域自治体中 23 広域自治体において、特別簡易型を 7 割以上取り入れており、その占める割合は高く、約半数の 11 広域自治体において、発注 1 件当たりの金額を単純計算すると、6,000 万円以下であった。こうした実施状況から判断すれば、基礎自治体同様、広域自治体においても技術提案の余地が少ない小規模な工事が多いと言えよう。

さらに、図 3-10、図 3-11 から、公共工事総発注件数に占める総合評価発注件数割合と特別簡易型発注件数割合との関係を見たが、有意な相関は見出せなかった。ただし、公共工事総発注件数に占める総合評価発注件数割合が 9 割以上の 7 広域自治体の内、4 自治体は特別簡易型発注件数割合が 8 割を超え、実態は特別簡易型によっており、特別簡易型を取り入れていない広域自治体の場合は、総合評価発注件数は総発注件数に対し 2 割以下であった。

3-5 総合評価本格導入自治体と試行導入自治体との工事の発注状況の違いについて

H24 年度調査結果をもとに平成 23 年度に行われた工事の発注状況について、本格導入自治体と試行導入自治体の比較を行った。ただし、指定都市は発注規模が大きく異なるため除く。

3-5-1 一般競争入札と総合評価の実施状況の比較

(1) 一般競争入札による工事発注状況

一般競争入札の未実施割合は、試行導入自治体 1 割強に対し、本格導入自治体は、3 割を超える。また、一般競争入札の発注件数が 1~20 件の自治体の割合は同程度であるのに対し、21~200 件の自治体割合は、本格導入自治体の場合、3 割に満たないが、試行導入自治体は 5 割程度であった（図 3-12 参照）。なお、両者とも自治体規模が大きくなるにしたがって、発注件数が多くなる。

(2) 総合評価による発注状況

図 3-13 に総合評価により発注を行った件数の基礎自治体割合を示す。

試行導入自治体の約 4 割、本格導入自治体の約 2 割において、2011 年度、総合評価による発注は行われていない。また、4 割の試行導入自治体において、総合評価による発注は 2 件以下である。反対に、本格導入自治体の 3 割は、11 件以上を総合評価により発注を行っており、その内、1 割の自治体は 51 件以上の工事に総合評価を適用している。

(3) 2011 年度工事発注状況

本格導入自治体における総合評価の発注件数は、試行導入自治体に比べ全体的に多いものの、総合評価による発注実績がない、または、年間 1 件の発注といった自治体が存在している。

一般競争入札の発注件数割合の違いに関しては、総合評価の実施状況の違いではなく、アンケートに回答した自治体の人口規模の違いによる影響が大きい。

3-5-2 総合評価導入に関する動機および適用基準について

本節においてH24年度調査結果をもとに、基礎自治体が総合評価を導入する際の動機および適用基準について述べる。

(1) 総合評価導入の動機

設問「総合評価を本格導入する際、最も影響したことは何ですか。影響が高いと思われる項目すべてに○をつけてください。」に対する回答結果を、図3-14に示す。ただし、試行中の自治体に対しては、試行導入に際して、影響した項目に関して回答を得ている。

総合評価導入の動機は、一部の自治体において、品確法が制定された要因の一つである、「適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生等、工事の品質低下を危惧している」との回答はある。しかし、本格導入、試行導入に関係なく、約8割の自治体において、導入のきっかけは、国や都道府県による要請によるものであり、特に、都道府県の影響が強く、近隣の自治体の状況を見ながら導入した自治体も多い。

(2) 総合評価の試行期間における導入効果

設問「試行期間においてどのような効果がありましたか。」に対する回答結果を、図3-15に示す。

本格導入自治体においては、総合評価のメリットである、「a.総合評価対象工事の工事成績が上がった」、「b.技術提案及び創意工夫の活用ができた」、「e.不良不適格業者を排除できた」（図中、**太字**）のように、工事品質向上に関する効果を上げている。

一方、試行導入自治体においては、「l.工事業者の能力を適切に評価ができた」、「k.地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となった」、「j.災害協定等、色々な面で協力が得られた」、「m.評価の客観性・統一性を確保ができた」等（図中、下線）、評価基準や発注者の地元建設業に対する重要性の再認識に対する回答が高い。しかし、「u.効果なし」に示す通り、総合評価実施において、1.5割の自治体は効果を感じていない。

(3) 総合評価実施における適用基準について

図3-16に総合評価の適用基準に対する回答を示す。

指定都市を含む本格導入自治体は、一定の価格以上の工事全てに対し、総合評価を適用している割合が高い。また、6割以上の自治体は、価格基準を設定している。価格基準以外の適用条件を、図3-16のa,c以外に回答した自治体に対し、調査した結果、「基準なし」の回答が多く、アンケートの自由記述欄において、30自治体より回答が寄せられたが、「技術的難易度評価表により選定」等、具体的に適用基準を示した自治体は2自治体であった。また、「工事担当課に対し、総合評価実施件数の目標値を定めている」3件、「金額に関わらず国庫補助対象工事に適用」1件との回答もあった。

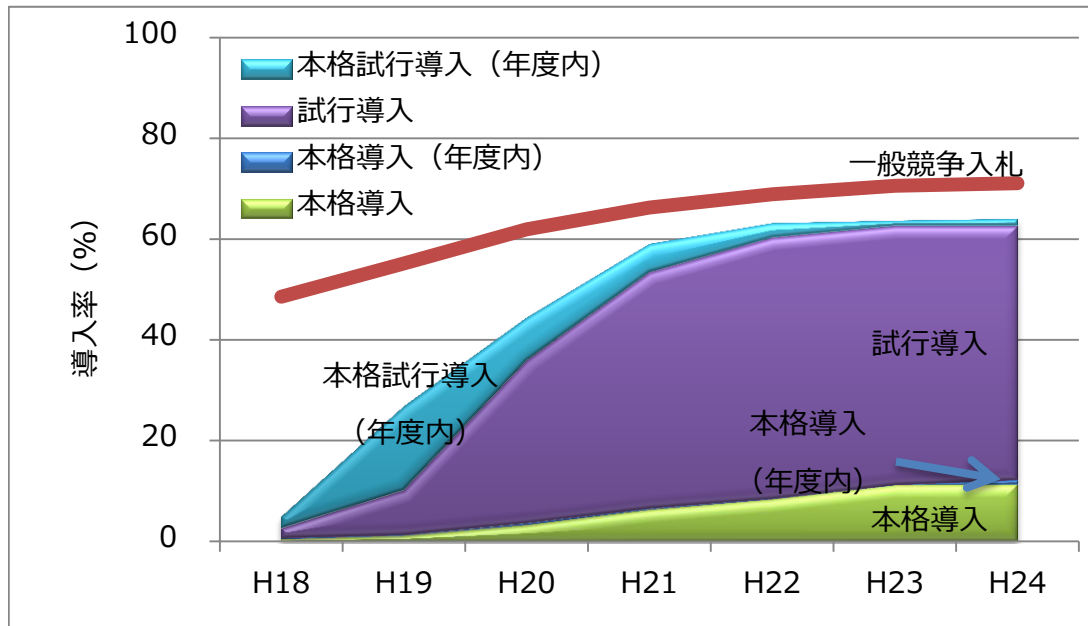


図 3-6 地方自治体における総合評価導入状況¹⁾

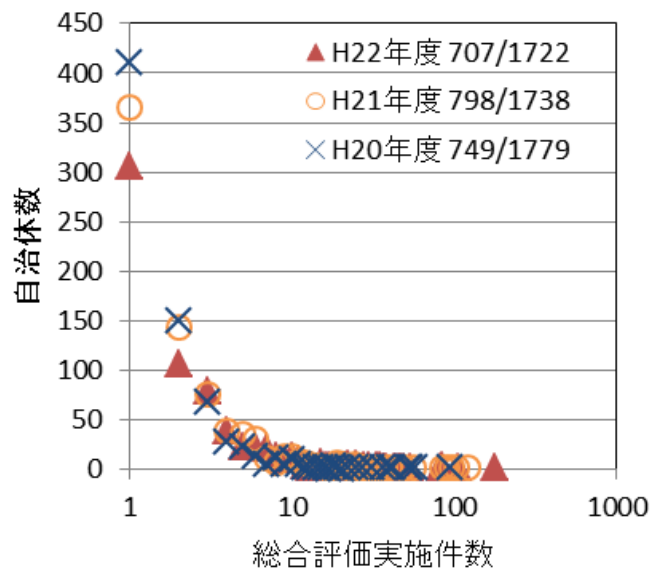


図 3-7 総合評価方式による入札実施件数²⁾

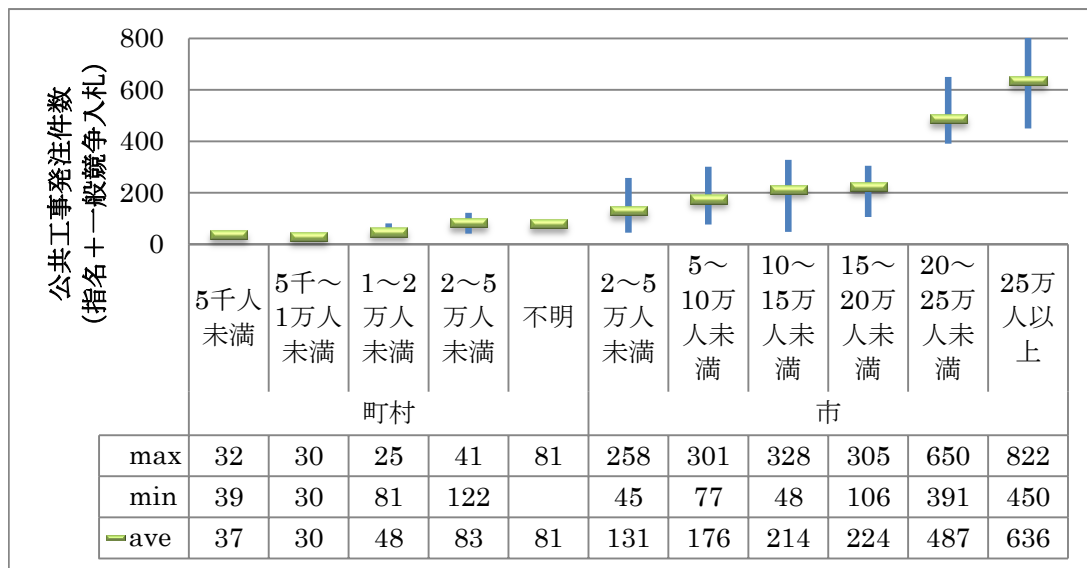
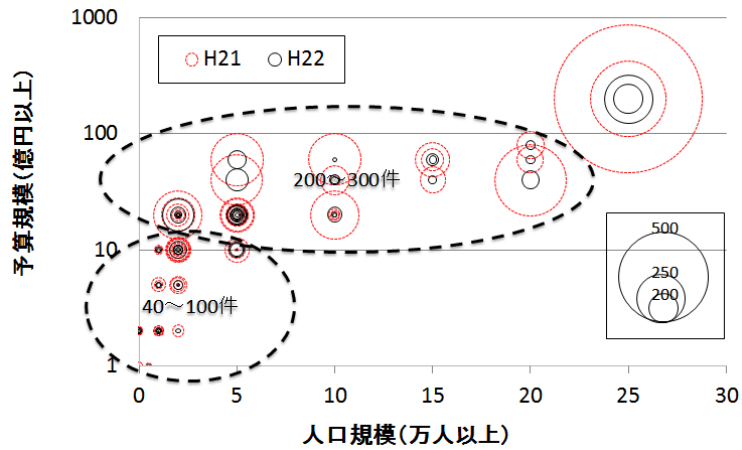
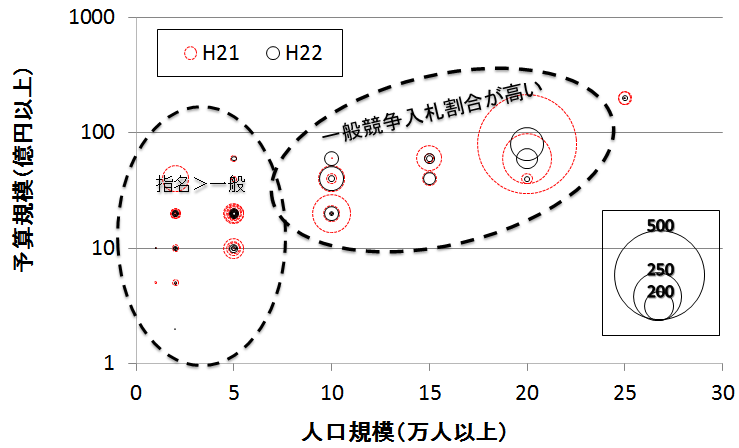


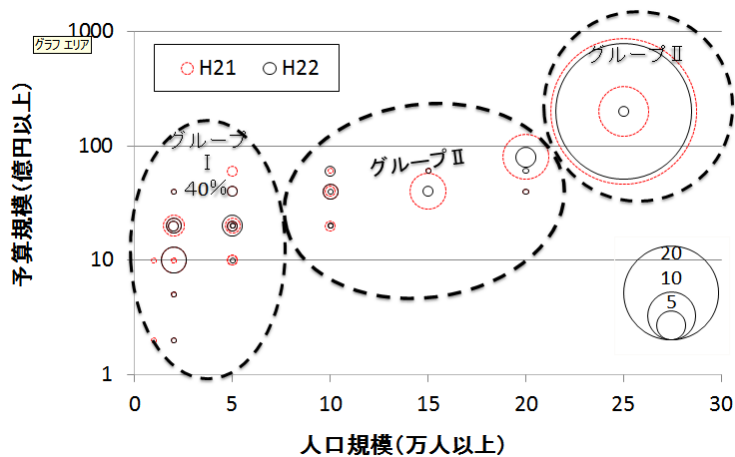
図 3-8 平成 21 年度公共工事発注件数



(a) 指名競争入札の実施状況



(b) 一般競争入札（制限（条件）付き、事後審査型制限（条件）付きを含む）の実施状況
37市11町（77%）



(c) 総合評価方式による入札実施状況 26市7町（53%）

図 3-9 北関東 3 県の基礎自治体の入札実施状況

表 3-2 北関東 3 県の基礎自治体における公共工事発注件数

人口規模		指名競争入札			一般競争入札			総合評価方式		
		min.	ave.	max.	min.	ave.	max.	min.	ave.	max.
町 村	5千人未満	32	~ 36.8 ~	39	0	~ 0.0 ~	0	0	~ 0.0 ~	0
	5千~1万人未満	30	~ 30.0 ~	30	0	~ 0.0 ~	0	0	~ 0.0 ~	0
	1~2万人未満	25	~ 45.4 ~	71	7	~ 8.5 ~	10	1	~ 1.0 ~	1
	2~5万人未満	11	~ 77.6 ~	119	1	~ 7.4 ~	30	1	~ 1.3 ~	3
市	2~5万人未満	24	~ 103.9 ~	248	2	~ 27.1 ~	54	1	~ 2.8 ~	5
	5~10万人未満	4	~ 119.4 ~	270	1	~ 56.6 ~	104	1	~ 1.9 ~	3
	10~15万人未満	42	~ 134.7 ~	265	4	~ 79.0 ~	193	1	~ 2.5 ~	6
	15~20万人未満	113	~ 139.7 ~	175	47	~ 84.3 ~	130	1	~ 3.0 ~	7
	20~25万人未満	135	~ 214.3 ~	368	53	~ 273.0 ~	510	1	~ 5.0 ~	9
	25万人以上	385	~ 572.0 ~	759	63	~ 64.0 ~	65	10	~ 21.0 ~	32
県		95	~ 167.9 ~	266	0	~ 12.4 ~	39	0	~ 8.4 ~	27

太字は平均値、県は発注件数が大きく異なるため本庁分を省く

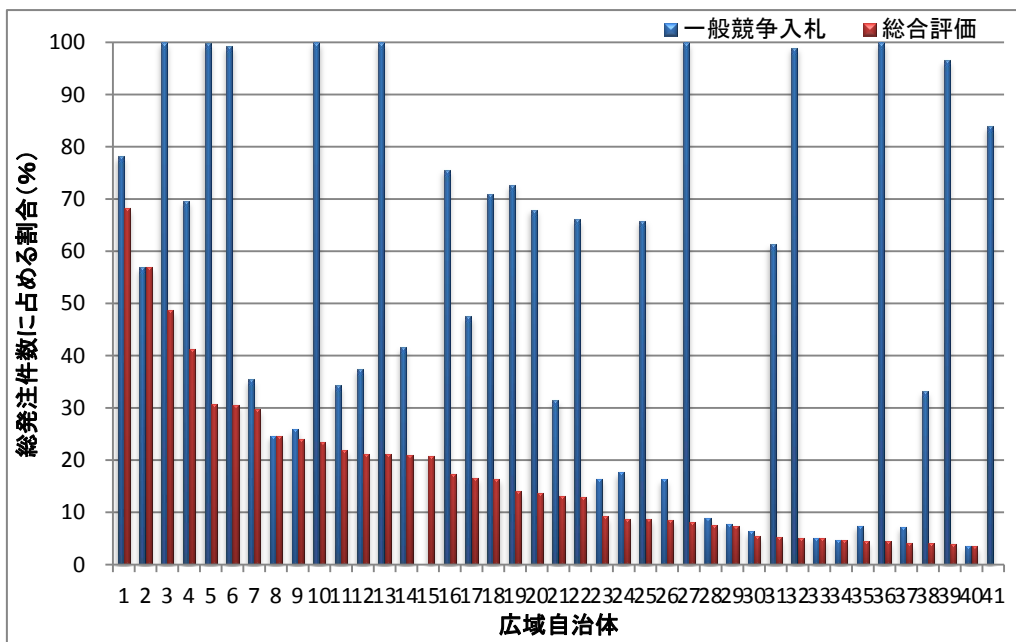


図 3-10 広域自治体における総発注件数に占める一般競争入札および総合評価による発注件数割合

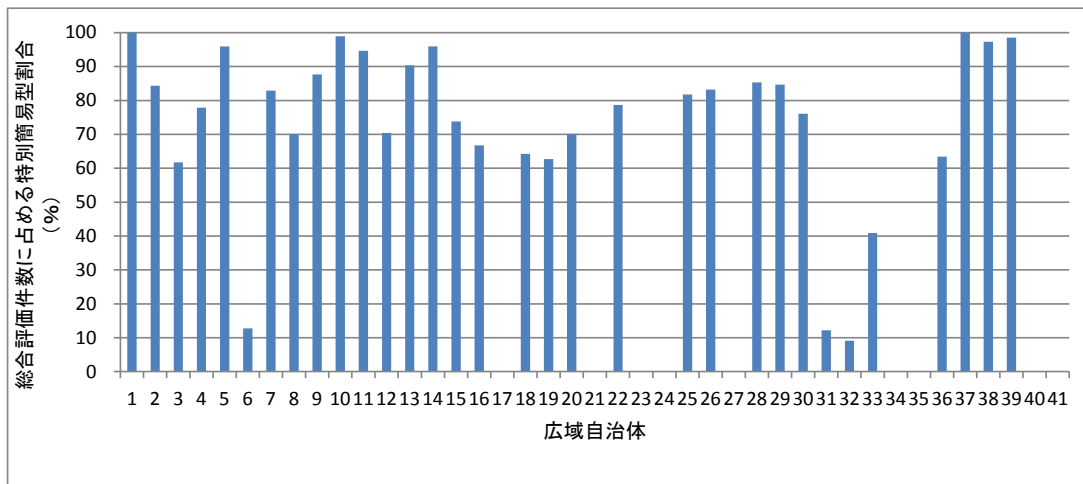


図 3-11 広域自治体における総合評価発注件数に占める特別簡易型発注割合（広域自治体 No.21,No.34,No.41 は未回答）

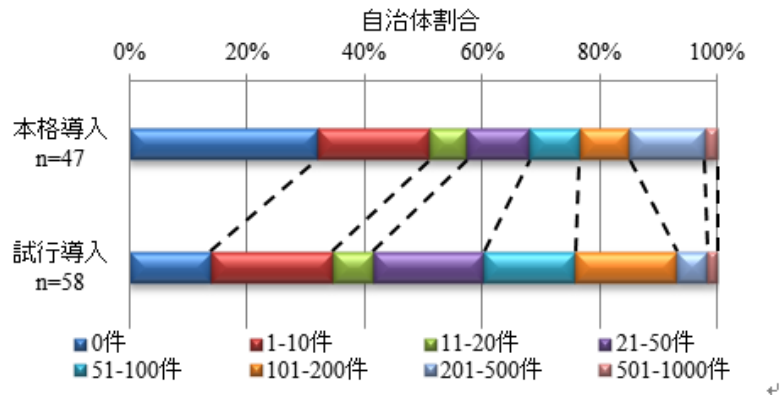


図 3-12 一般競争入札による発注件数別の基礎自治体割合

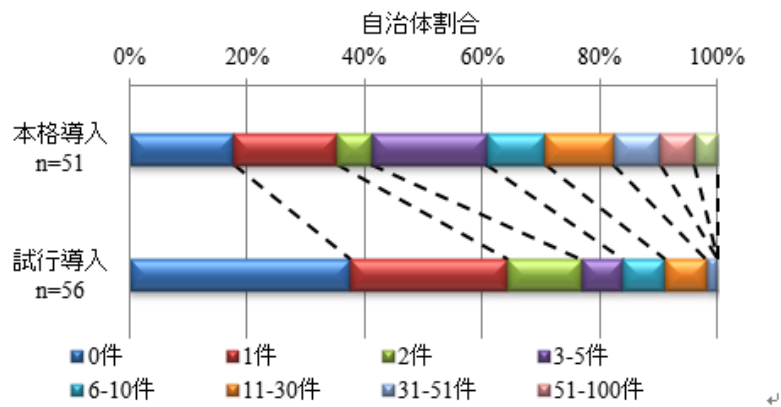
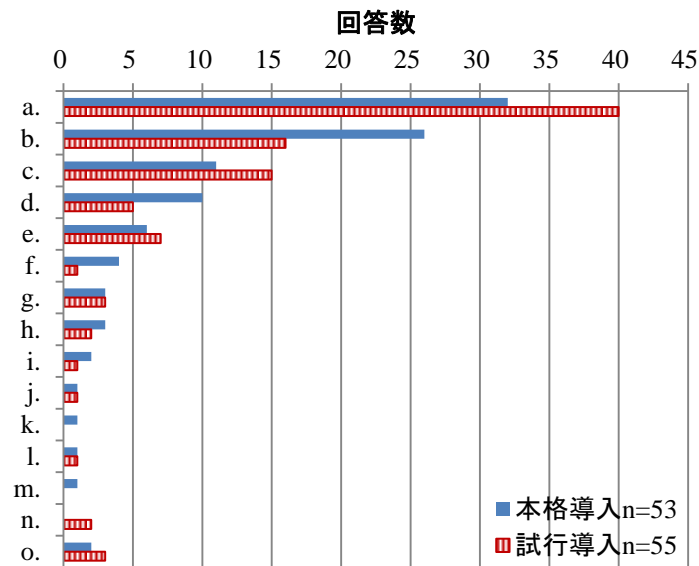


図 3-13 総合評価による発注件数別の基礎自治体割合



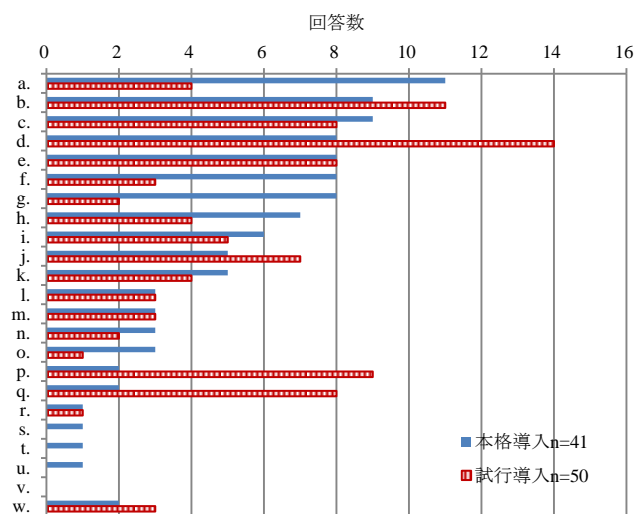
- a. 都道府県からの要請
- b. 国からの要請
- c. 他自治体の導入実施状況を見て
- d. 一定件数であれば実施可能と判断できた
- e. 工物品質等の低下が懸念された
- f. 総合評価に関して十分な周知期間がとれた
- g. 契約担当部署の要望
- h. 地元建設業者・協会からの要望
- i. 首長による強いリーダーシップ
- j. 工事担当部署の要望
- k. 有識者からの意見
- l. 一般競争入札導入により価格競争が激化した
- m. 予定価格を著しく下回る低価格入札が増加した
- n. 議会（議員）の要望
- o. その他

図 3-14 総合評価導入の動機（複数回答）※

※ただし、以下の質問項目には回答がなかった。

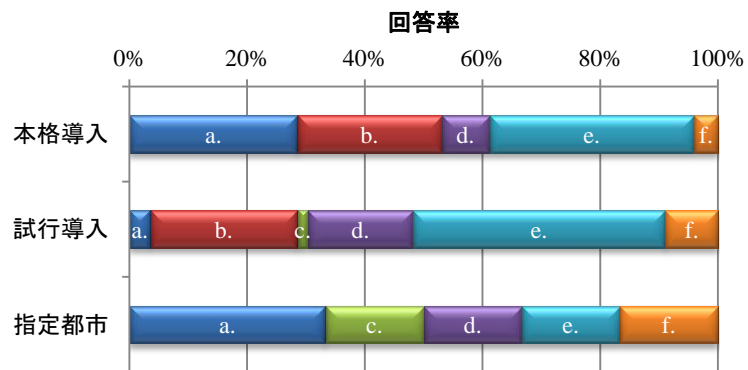
住民やその活動グループの要望，地元選出の都道府県議員の要望

地元選出の国会議員の要望，職員組合の要望，不調・不落が増大した，地元建設業者の倒産が懸念された，下請けへのしわ寄せが懸念された，技術力の無い業者の政治的なつながりによる受注を懸念，過去に首長や職員の公共調達に関する不祥事等



- a. 総合評価対象工事の工事成績が上がった
- b. 地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となった
- c. 災害協定等, 色々な面で協力が得られた
- d. 工事業者の能力を適切に評価ができた
- e. 工事の品質向上が図られ, 市民に質の高い公共物を提供できた
- f. 不良不適格業者を排除できた
- g. くじによる落札者決定の回避に効果的であった
- h. 企業の育成, 技術力の向上につながった
- i. 技術提案及び創意工夫の活用ができた
- j. 業者の技術力向上に対する意欲が高くなった
- k. 安全面や住民に配慮した施工管理がなされた
- l. ダンピング受注の増加に歯止めをかけられた
- m. 請負業者がこれまで以上に誠実に工事に取り組む姿勢が見られるようになった
- n. 試行期間なし, 総合評価未実施
- o. 入札参加者が入札前に現場をよく見るようになった
- p. 効果なし
- q. 評価の客観性・統一性を確保ができた
- r. 下請けへのしわ寄せ防止
- s. 監督員の増員や中間検査回数を増やすなど, 監視監督体制が強化された
- t. 談合情報件数が減少した
- u. 苦情件数の減少した
- v. 不調・不落が減った
- w. その他

図 3-15 総合評価の試行期間における導入効果 (複数回答)



- a.一定の価格以上の工事全て
- b.一定の価格以上の工事の内、一部を対象
- c.一般競争入札全て
- d.一般競争入札の内、一部を対象
- e.価格の基準を用いることなく、総合評価にふさわしい工事
- f.その他

図 3-16 総合評価の適用基準(n=114)

3-5-3 総合評価実施における事務負担について

本節においてH22年度調査およびH24年度調査結果をもとに、基礎自治体において総合評価の導入が進まない理由の一つとして上げられている、「事務負担」の実態について以下に述べる。

(1) 事務量が增大となり負担となる項目

H22年度調査において、総合評価を実施している地方自治体を対象に、具体的な「事務負担」に関する問題点を把握するため、入札の流れに沿って事務量が增大となり負担となると想定される項目を調査した。回答は、負担が「多い」から「少ない」の5段により、加重平均した結果を図3-17に示す。

全ての北関東3県の県および基礎自治体において特に高い値を示した項目は、「b.入札説明書、評価方法の原案作成」、「c.第三者である学識者に、総合評価方式採用の適否や評価方法の適正性について意見聴取」であった。また、県の場合、最も高い値を示したのは、「j.低入札価格調査制度の実施」であった。

(2) 総合評価方式実施による事務量の増加について

設問「従来の指名競争入札に比べて、入札契約担当者ほどの程度事務量が増加しましたか。割合をお答えください。」の問いに対して得られた結果を図3-18に示す。

多くの自治体では、3割～5割程度の事務量が増加していると答えている。中には、2倍以上との回答もあり、大きな事務負担となっていることは明らかである。特に県関連機関の回答では、事務量増加の割合に対する回答は3割を超える。

これは、多くの市、町では特別簡易型による型式であるのに対し、県や中核市（人口規模25万人以上）は、簡易型や標準型も含まれるためであると考えられる。

また、総合評価方式による入札を導入したことによる残業時間の増加に対する回答では、増加したと回答した担当者の割合は、5割を超えた（回答数62）。また、回答から得た残業の平均増加時間は11.2時間であった（図3-19）。

(3) 本格導入自治体と試行導入自治体の比較

H24年度調査において、「事務負担」に関して本格導入自治体と試行導入自治体を比較した結果を図3-20に示す。本格導入自治体の約6割、試行導入自治体の4割強は、「総合評価による発注件数も少なく事務的な負担は小さい」と回答している。しかし、試行導入自治体の半数は、総合評価の実施に際し、「現在も負担である」と回答している。

また、参考として、相対的に技術職に余裕があると思われる指定都市の回答においても、総合評価による発注件数の増加は、大きな事務負担となっていることがわかった。

(4) 事務量の負担として高い値を示した項目に対するヒアリング調査

上記で述べたとおり、総合評価方式に関する入札契約の流れの中で、事務量の負担として特に高い値を示した項目である「b.入札説明書、評価方法の原案作成」、「c.第三者である学識者に、総合評価方式採用の適否や評価方法の適正性について意見聴取」に対

して、具体的な問題意識を探るため、9自治体の担当者に対してヒアリング調査を行った。その結果による分析は以下の通りである。

a) 入札説明書、評価方法の原案作成について

人口15万人程度の自治体では、入札契約にかかわる事務職と技術職の平均値の合計は6名ほどであるが、実施に際して主として担当する職員は1~2名程度である。さらに、担当している職員も専ら入札に関する業務を行っているわけではなく、総合評価方式を導入する以前から行っていた業務の合間を縫って入札説明書等の書類を作成している。このような状況が、図3-19で示す平均11時間ほどの残業時間の増加に現れているものと考えられる。

ヒアリングによれば、具体的な業務の進め方として、自治体規模が大きくなれば、経験豊富な技術者も交えた複数の職員による評価方法の検討や書類作成が可能であるが、小規模の自治体では担当者が単独で行うしかなく、大きな事務負担となっているとのことである。

b) 第三者である学識者による意見聴取について

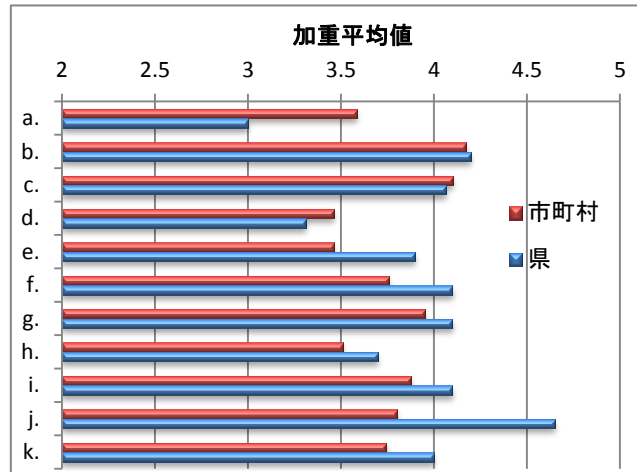
地方自治法施行令第167条の10の2および地方自治法施行規則第12条の4による第三者である学識者に、総合評価方式採用の適否や評価方法の適正性についての意見聴取を求める機会を求める事項（以下、「第三者委員会」という）に関しても、事務量増加の負担理由として高い回答を得たが、ヒアリングによる実態は、以下のものであった。

第三者委員会を独自に設置している自治体もあるが、品確法第15条3に基づき多くの市町村では県と合同して行っている。

北関東3県では、具体的には、

- ・定められた要綱等の訂正等があった場合、当該自治体は、随時、県に要請を行い、県で開催している第三者委員会において、その案件について審議を行い、その結果を要請のあった市町村へ報告するという手続きをとっている場合と
- ・県内を複数のブロックに分割して、委員会を開催し、ブロックごとに県土木事務所等が主体となって第三者委員会を開催している（工事金額が1億円を超える場合は本庁で対応する県もある）。第三者委員会の人選や工事の説明等は県の担当者が代理で実施している。

こうした、実施状況からみると、第三者である学識者による意見聴取による負担感の高さは、委員の人選や委員会の開催に関する事務の負担ではなく、合同で実施しているために必要となる県事務所との調整や申請書類作成等の事務負担であると考えられる。要綱等の用語の変更に対しても第三者委員会での承認を得る必要があるため、手続きに時間がかかり、事務手続き上の煩わしさを感じていることが窺えた。



- a. どの工事に総合評価方式を採用するか方針決定
- b. 入札説明書, 評価方法の原案作成
- c. 第三者である学識者に, 総合評価方式採用の適否や評価方法の適正性について意見聴取
- d. 契約審査委員会において, 学識者の意見を踏まえた上で総合評価方式採用及び評価方法について最終決定
- e. 総合評価方式による一般競争入札であれば公告, 総合評価方式による指名競争入札であれば指名通知
- f. 入札参加資格を確認する書類の受理および審査
- g. 参加事業者の評価に必要な資料等の受理
- h. 質問書に対する回答
- i. 入札及び事前審査または事後審査を実施
- j. 低入札価格調査制度の実施
- k. 落札者(契約相手)の最終決定・通知・公表

図3-17 事務量が増大となり負担となる項目について

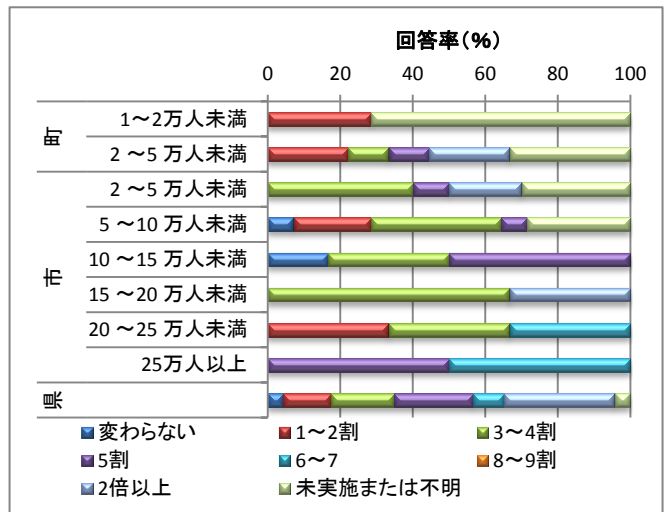


図3-18 総合評価方式実施により事務量の増加率

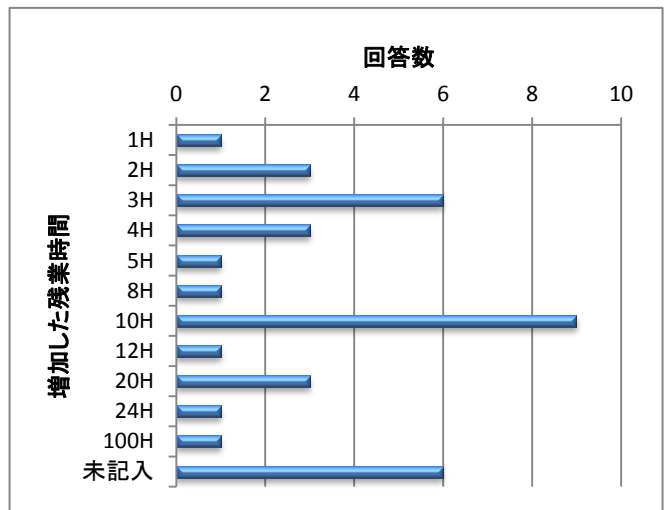
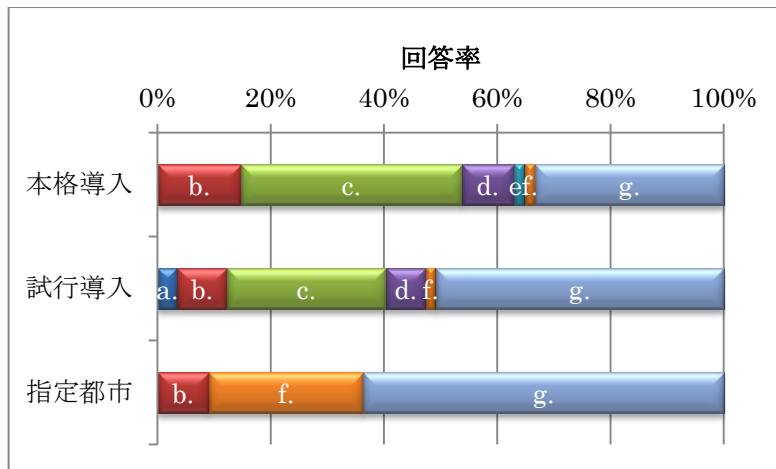


図3-19 総合評価方式実施により残業時間の増加



- a. 試行において負担とはならなかった
- b. 発注を重ねることにより、軽減している
- c. 事務量は増えるが、発注件数が少ないため、事務的負担は小さい
- d. 事務量は増えるが、対象工事を同種・類似の工事に絞っているため、事務的負担は小さい
- e. 職員の配置を見直し、発注のための体制を整備した
- f. 発注件数が増大し、体制を見直す必要がある
- g. 現在も負担である

図 3-20 総合評価実施における事務負担について (n=126)

3-6 広域自治体による基礎自治体への支援状況¹³⁾

3-6-1 基礎自治体への支援

国および広域自治体は、総合評価の導入拡大に向け、「品確法」とその運用指針である「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（H17.8.26閣議決定）」に基づき、基礎自治体に対し支援を行っている。

図3-21に広域自治体による基礎自治体への支援状況を示す。5割以上の広域自治体において、「c.総合評価導入に関して、市区町村向け説明会を開催」、「e.都道府県で実施する研修講習会への市区町村職員の受入れ」、「f.総合評価方式関係資料の送付」、また、「p.都道府県が委嘱した学識経験者の紹介」、「学識経験者として県職員を派遣等」などといった、基礎自治体独自で設置している第三者委員会への職員派遣や紹介等の支援を実施している（図中、アンダーライン部）。

しかし、「g.総合評価方式実施に当たり、技術職員を市区町村へ派遣」、「h.工事成績の有効活用のための市町村向け工事成績評定要領（案）の作成・普及」、「j.工事発注に関する情報等を市区町村と共同開設」、「l.都道府県発注工事を対象に、工事検査や成績評定に関して市区町村職員が臨場」、「m.市区町村発注工事を対象に、都道府県職員による工事検査や成績評定の実施またはアドバイス」、といった工事検査や成績評定の実施等（図中、太字）、技術的な支援を行っている広域自治体は極めて僅かである。

図3-22に広域自治体が運営する学識経験者への意見聴取に関して、管内基礎自治体からの依頼受付窓口設置状況を示す。約8割の広域自治体は、学識経験者への意見聴取に関して、基礎自治体からの依頼窓口を設置しており、本庁で一括して受け付ける割合が最も多い。ただし、窓口は設置しているものの、基礎自治体からの依頼はないとの回答もあった。

また、図3-23に示すとおり、基礎自治体からの依頼に対する審議方法は様々であり、学識経験者への意見を聞く場を新たに設けず、数名の委員の中から、個別に意見を聞く持回り会議方式の場合、広域自治体の審議に合わせて意見聴取を行うのではなく、広域自治体が委嘱する学識経験者と個別に日程を調整し、基礎自治体ごとに審議を行っている状況が見られた。

こうした方式は、委員会の開催において、学識経験者の調整は複数名の中から都合のつく委員を選出でき、相対的に容易であるため、基礎自治体の都合に合わせて実施することができると考えられる。

学識経験者への意見聴取時に関する支援状況としては、図3-24に示すとおり、基礎自治体担当者が個別に意見聴取を行っている回答が多いが、広域自治体職員が意見聴取に立ち会い、基礎自治体の案件に対し、広域自治体職員が同席または代理で意見聴取に応じている状況もあることがわかった。

3-6-2 管内基礎自治体の総合評価導入に関して

広域自治体職員が総合評価の導入理解を得るため、管内の基礎自治体訪問時、首長または担当事務局の総合評価の導入への受け止め方に関して印象についてアンケートした結果、図3-25に示す広域自治体から回答を得た。

総合評価導入の姿勢に関して、「b.どちらともいえない」との印象が、市区、町村の首長および担当事務局とも最も高いが、導入に関して積極的な印象より、消極的な印象が強く、特に町村の場合、その差は大きい。

また、首長と担当事務局の回答の差は、ほとんど見られなかった。

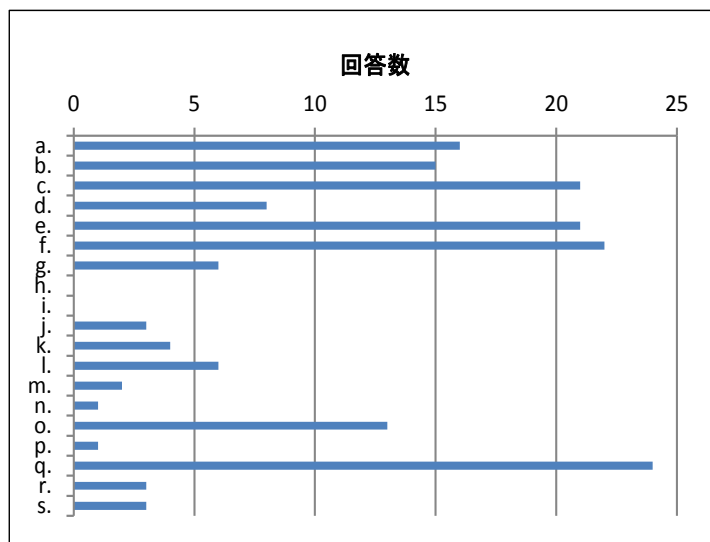
基礎自治体に対し、総合評価の導入のための訪問を行っていない広域自治体が10%程度あるが、首長訪問と担当事務局訪問の回答数の差をみると、担当事務局に対し、総合評価の導入理解を求めて、広域自治体職員が訪問していると思われる。

図3-26に基礎自治体訪問時の意見・依頼内容を示す。

アンケートの回答を得た23広域自治体の内、22広域自治体は「a.事務量等の増大に関して」について、基礎自治体から意見を受けている。次いで、「b.技術系職員の不足に関して」、「d.学識経験者への意見聴取に関して」となっており、総合評価導入時の問題として、取り上げられている意見が多くを占めたが、「e.発注業務の支援に関して」、「f.設計・積算業務の支援に関して」、「g.監督・検査業務の支援に関して」の意見も見られた。

また、その他の意見として、「適当な工事が無い」、「受注者の固定化」等の回答もあった。

管内の基礎自治体において、第三者委員会を独自に設置できる自治体規模について、図3-27に示す回答を得られた。その結果は、広域自治体は基礎自治体の規模に関係なく第三者委員会の設置を考えており、特に、市や区は問題なく設置できるものと判断しているようである。



- a.総合評価方式による入札制度の導入に関する意見収集のため、市区町村へのアンケート実施
- b.総合評価方式に関しての市区町村からの意見や要請等に対して窓口を設置
- c.総合評価方式導入に関して、市区町村向け説明会を開催
- d.市区町村で実施する講習会・説明会への講師派遣等
- e.都道府県で実施する研修・講習会への市区町村職員の受入れ
- f.総合評価方式関係資料の送付
- g.総合評価方式実施に当たり、技術職員を市区町村へ派遣
- h.工事成績の有効活用のための市町村向け工事成績評定要領(案)の作成・普及
- i.希望する管内市区町村において、資格審査などの入札契約手続等の統一化
- j.工事発注に関する情報等を市区町村と共同開設
- k.市区町村の総合評価方式の普及を意識し、施工計画審査を簡略化した総合評価方式を実施
- l.都道府県発注工事を対象に、工事検査や成績評定に関して市区町村職員が臨場
- m.市区町村発注工事を対象に、都道府県職員による工事検査や成績評定の実施またはアドバイス
- n.市区町村への技術的な支援や検査監督体制の強化を図るため、退職者等の人材活用制度
- o.総合評価に関する要綱、ガイドライン等の作成支援
- p.都道府県が委嘱した学識経験者の紹介
- q.学識経験者として県職員を派遣等
- r.県委員会の有効活用
- s.その他

図 3-21 広域自治体による基礎自治体への支援状況

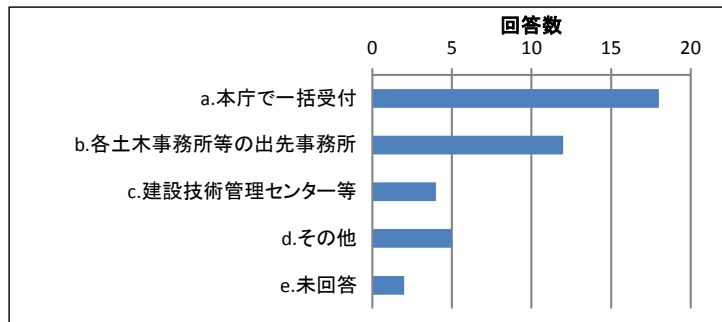


図 3-22 学識経験者への意見聴取に関して、管内基礎自治体から依頼受付窓口（複数回答）※

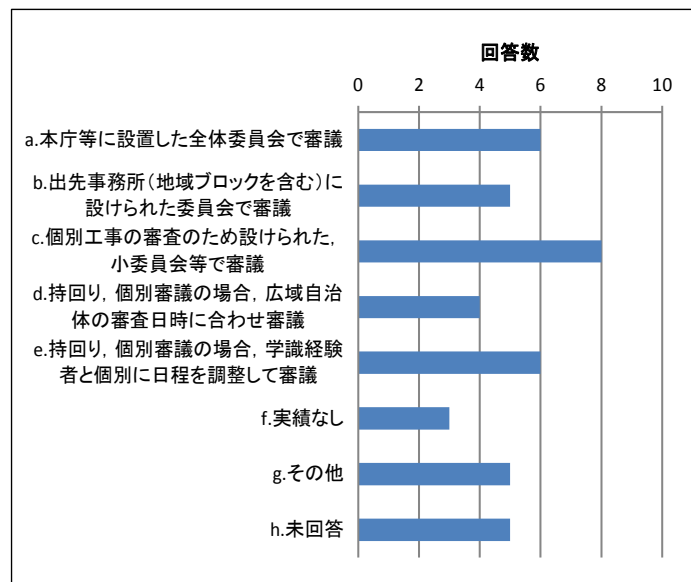


図 3-23 学識経験者への意見聴取の審議方法（複数回答）※

※回答項目は、追加または省略あり

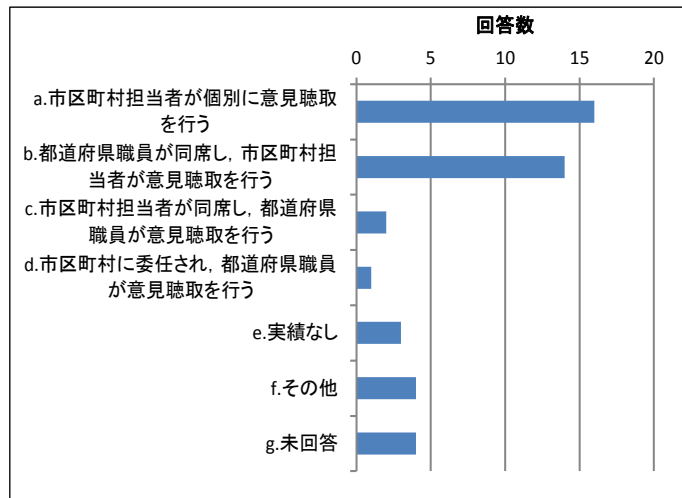


図 3-24 学識経験者への意見聴取時に関する支援（複数回答）

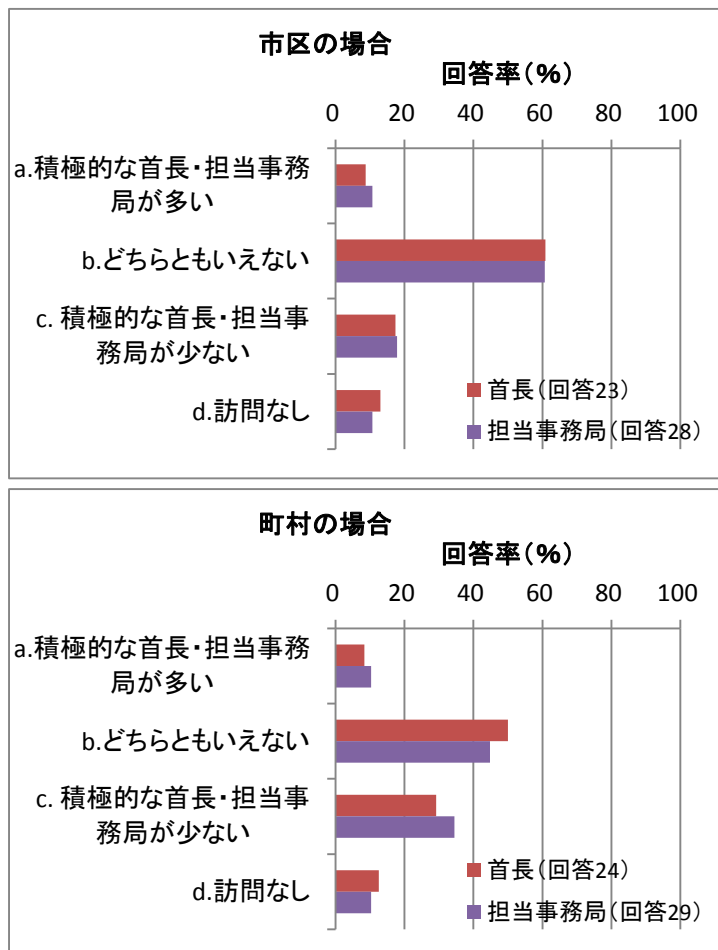
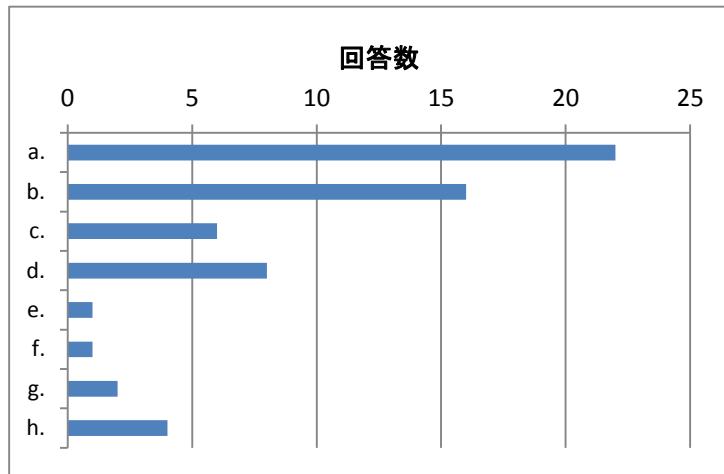


図 3-25 総合評価導入の受け止め方について



- a. 事務量等の増大に関して
- b. 技術系職員の不足に関して
- c. 市区町村内の業者の育成に関して
- d. 学識経験者への意見聴取に関して
- e. 発注業務の支援に関して
- f. 設計・積算業務の支援に関して
- g. 監督・検査業務の支援に関して
- h. その他

図 3-26 基礎自治体からの意見および依頼内容（複数回答）

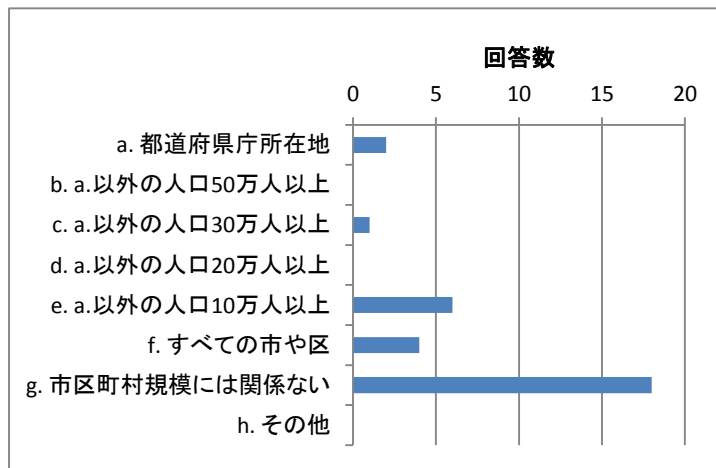


図 3-27 第三者委員会を独自に設置できる自治体規模

3-7 まとめ

地方自治体における公共工事の調達状況を調査した結果は以下の様である。

総合評価を導入している約6割の基礎自治体は、総合評価の実施件数は1～2件程度に留まり、継続的な実施に至らない基礎自治体もある。3-4-1(1)で示したとおり、北関東3県の基礎自治体の入札実施状況は、自治体の人口規模に関係なく依然として従来型の指名競争入札を中心に行っている実態がある。しかし、指名競争入札が中心の自治体、一般競争入札の実施割合が高い自治体、総合評価方式の入札を積極的に取り入れようとしている自治体の3グループに分けることができる(図3-9参照)。また、本格導入自治体における総合評価の発注件数は、試行導入自治体に比べ全体的に多いものの、総合評価による発注実績がない、または、年間1件の発注といった自治体が存在している。

現在、すべての広域自治体において、総合評価は既に導入実施されているが、3-4-1(2)で示したとおり、半数以上の広域自治体は、特別簡易型による発注が大半であり、本格実施には至っていないことが明らかになった。このように、特別簡易型の実施割合が高いことは、広域自治体においても、基礎自治体と同様に技術提案の余地の少ない、小規模な工事が多いという状況を反映したものであるとも言える。しかし、総合評価の導入に際し、事務量の軽減を図るための対応という側面も考えられる。

本格導入自治体と試行導入自治体に分け、自治体の人口規模、総合評価導入のネックと言われる事務負担、総合評価適応基準等に関して、比較・検討した結果、明確な違いは見られなかった。3-5-1で示したとおり、本格導入自治体においても、2、3年毎に総合評価に相応しい案件に限り実施し、継続的な実施には到らない自治体もある。

現時点でも多くの中小基礎自治体において、指名競争入札による発注が中心である。そのため、3-5-2(1)で示したとおり、一般競争入札実施による価格競争の激化、工事品質の低下、下請けに対するしわ寄せ等の問題を回避できたため、国や県の要請に対して、積極的に総合評価を導入していない現状が明らかになった。

また、3-5-2(2)で示したとおり、総合評価を本格導入した自治体においては、工事品質の向上等、導入の効果は認めているが、試行導入自治体においては、総合評価による発注件数も少ないため、その効果を確認できていない実態が明らかになった。

総合評価にふさわしい工事基準に関して、3-5-2(3)で述べたとおり、本格導入自治体においても、価格基準をもとに総合評価対象工事を選択している実態がある。これは、現時点において価格以外の基準を具体的に定めることができないため、このような措置を取っているものと考えられる。

以上述べたとおり、特にH24年度調査対象とした試行導入中の中小基礎自治体の多くは、総合評価導入以前に行っていた工事入札に関して、大きな問題もなく実施できていたため、総合評価に対しても価格以外の自らの明確な適用基準を自主的に定めることなく、自治体によっては、担当課ごとに総合評価の実施件数を配分しており、形式的に総

合評価を導入している現状が確認できた.

<参考文献>

- 1) 国土交通省，総務省，財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について，2012.6.25
- 2) 藤島博英，築瀬範彦：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態に関する研究，土木学会論文集 F4（建設マネジメント）Vol.67，No4 特集号，pp.I_239-I_250，2011.12.
- 3) 藤島博英，築瀬範彦：域自治体における総合評価の運用実態の分析と地方自治体への導入促進に関する研究，土木学会論文集 F4（建設マネジメント）Vol.68，No4 特集号，pp.I_181-I_192，2012.12.
- 4) 藤島博英，築瀬範彦，森本章倫：地方中小自治体における公共調達の実態分析と総合評価導入促進のための支援策に関する研究，土木学会論文集 F4（建設マネジメント）Vol.69，No4 特集号，pp.I_193-I_204，2013.12.
- 5) 総務省：地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会，
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jimu_kyoudo/
- 6) 建設工事受注動態統計調査報告（平成 25 年度分），国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室，http://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_000447.html

第4章 地方自治体における職員配置の現状と広域連携について

4-1 概説

本章では、地方中小自治体における公共工事の調達に関する人的な課題を把握するため、地方自治体における職員配置および社会基盤を維持して行くための行政規模について分析を行う。

特に小規模な基礎自治体では、慢性的に発注業務担当技術者が不足している。地方公共団体定員管理調査結果¹⁾によると、土木部門の職員が10人以下である自治体が646、土木・建築技師が0人である自治体が518に上る。職員は日々の住民の苦情対応やその他行政サービスに追われ、インフラの維持管理や都市計画が十分に行われていると言いがたい。また、職員数も限られているため、土木構造物や建築構造物の分けもなく対応している状況である。

4-2 地方自治体における公共調達関連の職員配置状況について

4-2-1 北関東3県の基礎自治体における職員配置状況

総務省データを基に、H22年度アンケート調査対象地域である北関東3県の全基礎自治体職員の配置状況について人口規模別の比較を行った。一般行政職員数の単純平均値は、市では、1,700人、町では平均125人、また、村では40人（職員数200人以上の1村を除く）となっている。

(1) 部門別配置割合

土木部門職員数は、人口規模25万人以上の自治体の場合、多いところでは約500人、平均で320人程度である。町では平均13人、村では3人程度（職員数200人以上の1村を除く）となっている（図4-1参照）。また、図4-2に一般行政職員に対する総務一般部門（入札契約の担当課を含む）および土木部門の職員配置の割合を示す。図4-2は、自治体規模が小さくなるにしたがって、総務一般部門の割合が高くなり、土木部門は減少する傾向を示す。しかし、人口規模5万人から10万人にかけて、両部門の配置は同程度となり、20万人を超えるあたりから両部門の関係が逆転していることがわかる。

(2) 職種別配置割合

市内、人口規模20万人前後の自治体では、人口1,000人当たりの土木・建築技師数は、0.3人以上となっているが、それ以下の自治体規模では0.2人に満たない。特に、町村の多くでは0.1人未満であり、技術系職員がいない自治体もある（図4-3参照）。

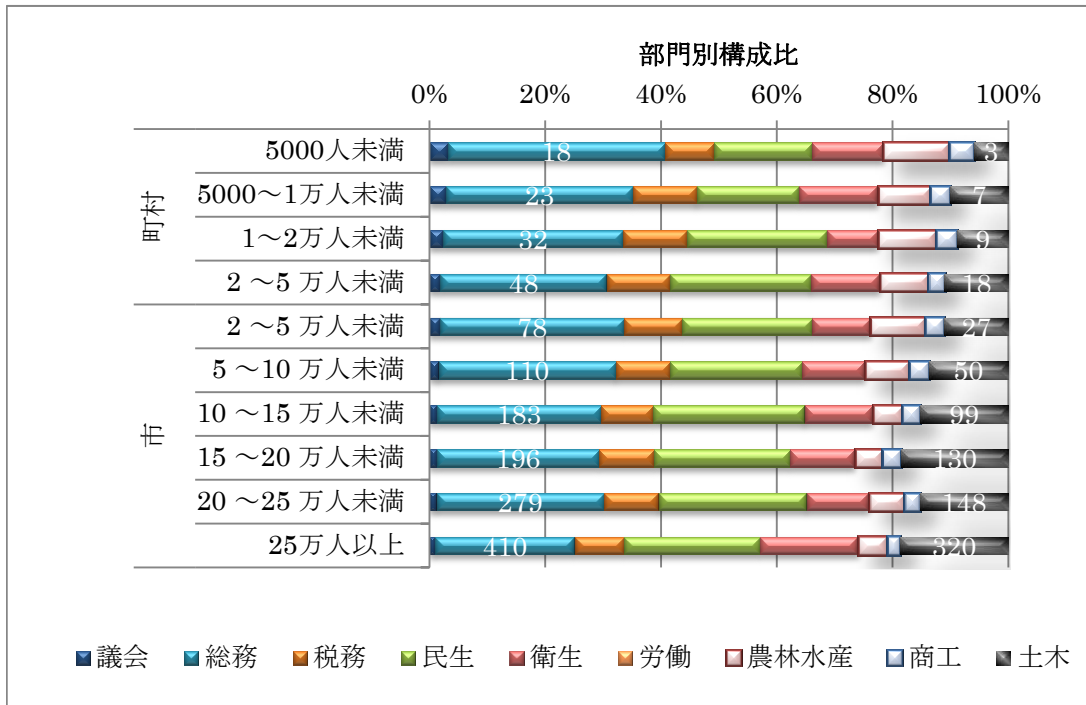


図 4-1 北関北関東 3 県の基礎自治体の部門別配置割合

資料：総務省：平成 22 年地方公共団体定員管理調査，表 2

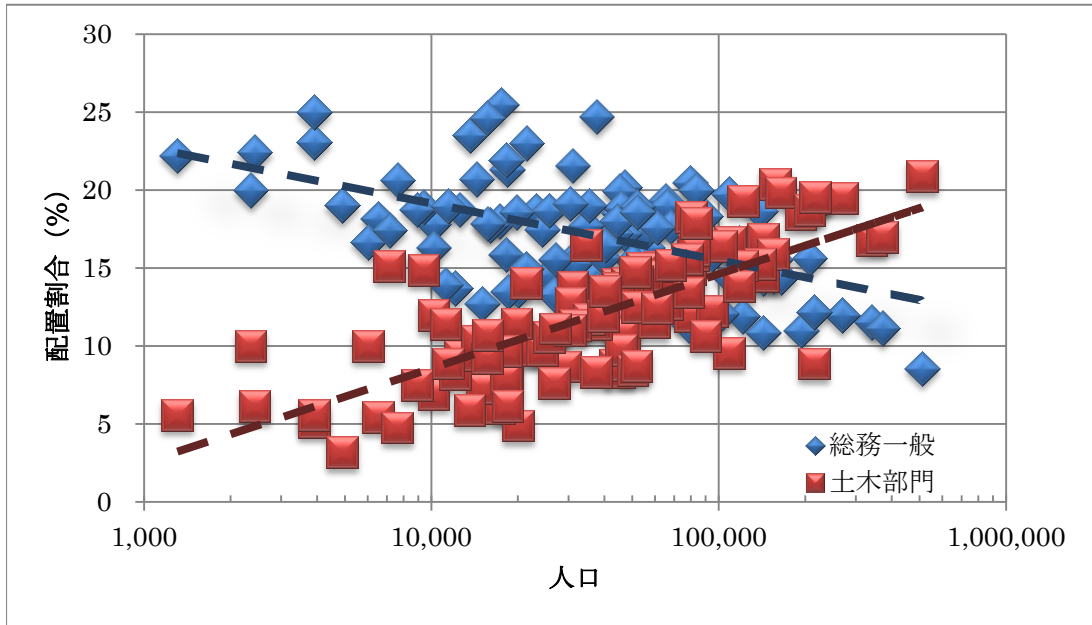


図 4-2 一般行政職員に対する総務一般部門および土木部門の職員配置割合

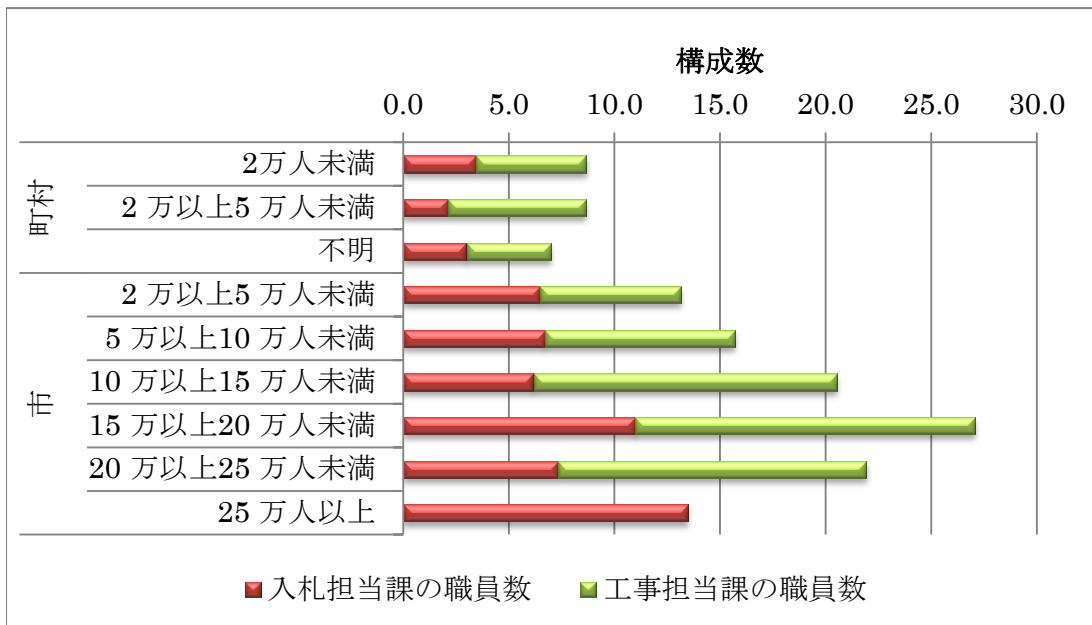


図 4-3 入札に関わる職員の配置状況

4-2-2 本格導入自治体の職員配置状況

総務省データを基に、H24年度アンケート調査対象地域である総合評価本格導入している164全基礎自治体職員の配置状況について人口規模別の比較を行った。一般行政職員数の単純平均値は、市区では、720人、町では平均110人、また、村では38人となっている。

土木部門職員の構成比は10～15%、入札契約の担当課を含む総務部門は25%前後となっている（図4-4参照）。自治体規模が大きくなると、総務部門の配置割合は低くなり、土木部門の配置割合はやや高くなる傾向は見られるが、各部門とも自治体規模によって、大きな違いは見られない。

4-2-3 本格導入自治体と試行導入自治体の比較

H24年度アンケート調査の対象とした264基礎自治体の職員配置状況に関して人口規模別に比較分析を行った。

(1) 基礎自治体の一般行政職員に占める土木部門職員割合

図4-5に自治体の人口と一般行政職員数に対する土木部門職員数割合の関係を示す。自治体の人口が増加するに従い、土木部門の職員割合が比例的に増加するグループ（図4-6中、A）、人口5,000人以下の小規模な自治体において、土木部門職員の割合が高いグループ（図4-6中、B）の2グループの存在を確認できた。

グループBは、本格導入自治体の割合が高く、一般行政職員数に対する土木部門職員数の割合が1割前後に分布している。

(2) 土木・建築技師の配置割合の比較

人口規模15万人以上の自治体において、本格導入自治体、試行導入自治体とも人口千人当たりの土木・建築技師数は0.4程度と同様である。しかし、人口15万人未満の自治体において、試行導入自治体に比べ本格導入自治体の土木・建築技師数の配置割合は高い（図4-6参照）。

データの集計上小規模な自治体ほど、技師1名の有無により、人口千人当たりの土木・建築技師数の値に大きな影響を与えてしまうが、土木・建築技師のいない自治体は、試行導入自治体において30%を超え、未導入自治体においては75%を超えている。

以上の結果、部門別職員の配置割合は、本格導入自治体、試行導入自治体とも同様な結果となっている。これは、総務省による定員管理の要請に応じているためと思われる。

しかし、基礎自治体個々に一般行政職員数に対する土木部門職員数割合を比較した結果、人口規模の小さい基礎自治体において、土木部門職員数割合が高い。また、土木・建築技師の配置割合も小規模基礎自治体は高くなっており、本格導入自治体は、相対的に人的な対応が有利となっていると思われる。

4-2-4 広域自治体の職員配置状況

広域自治体における一般行政部門職員（ただし、土木部門職員は除く、以下同じ）は、2005（平成 17）年度比で 2011（平成 23）年度には、平均で 1 割程度、多いところでは 2 割弱の減少を示している。土木部門職員の減少率は、一般行政部門職員よりも高い傾向にあり、3 割近く減少している広域自治体もある。一般行政部門職員よりも土木部門職員の減少率が高い広域自治体数の比率は、類似団体別の人口区分で比較すると 500 万人以上の広域自治体 63%に対し、170 万人以上 500 万人未満 80%、170 万人未満 83% となっており、人口規模の小さな広域自治体ほどその比率は高くなっている（図 4-7 参照）。

図 4-9 に 2005（平成 17）年度を 100%とした、1 地方自治体あたりの土木・建築技師の変化を示す。ただし、平成 23 年度データにおいて、東日本大震災の影響により、岩手県内 2 市町（陸前高田市、大槌町）、福島県 9 町村（楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、広野町、飯舘村）の数値は計上されていない。図 4-8 に示すとおり、特別区および 2010（平成 22）年度、2011（平成 23 年）度において技師数に 10 名前後の変化があった 2 村を除く自治体のグループは減少傾向にあり、市、町に比べ広域自治体は減少率が高く、対 2005（平成 17）年度比で 2011（平成 23）年度には 86%に減少している。

広域自治体全体の土木・建築技師は 2011（平成 23）年度現在 28,914 名が在籍している。単純計算すると、1 広域自治体あたり 615 名となる。減少率が最も高い指定都市でも 1 市あたりの技師数は 580 名であり、広域自治体の管理区域の広さを考えれば、その土木・建築技師の配置数は、決して高い水準とは思えない。なお、一般行政部門は、福祉関係を除くと国の法令等の縛り^(注 1)が少なく、地方自治体が自主的に職員配置を決める余地が比較的大きいため、土木部門職員、特に土木・建築技師等の専門技術職員も例外なく減少している

(注1) 国が地方公務員の定員に関する基準を法律、政令および省令等により教育部門、警察部門、消防部門、福祉関係について幅広く定めている。その一部を以下に示す²⁾。

- ・ 小・中学校教職員：「公立義務教育諸学校学級編制及び教職員定数標準法」による都道府県ごとの標準数（法律）
 - ・ 警察官：「警察法施行令」による都道府県ごとの基準数（政令）
 - ・ 消防職員：「消防庁告示（消防力の整備指針）」による配置指針（告示）
 - ・ 保健所の医師：「地域保健法施行令」による保健所ごとの配置基準（政令）
 - ・ 薬事監視員：「薬事法」による保健所ごとの配置基準（法律）
 - ・ 保育所の保育士：「厚生労働省令（児童福祉施設最低基準）」による乳児数に応じた配置基準（省令）
- ほか

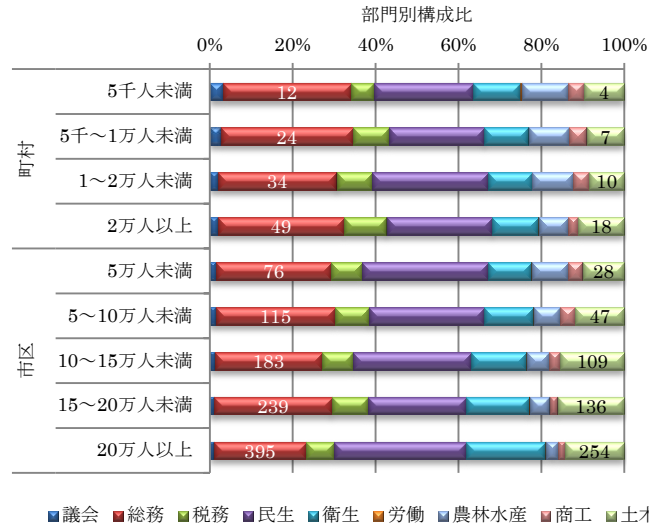


図 4-4 本格導入自治体の部門別職員構成比*

*ただし、指定都市を除く市区=87、町村=77 自治体。グラフ内の数値は、平均職員数を示す。

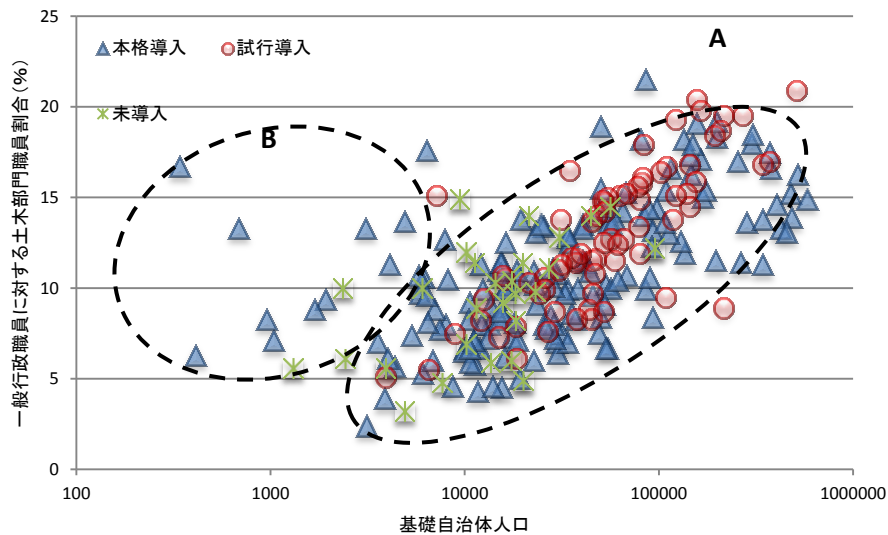


図 4-5 基礎自治体の一般行政職員に占める土木部門職員割合 (N=264)*

*総務省地方公共団体定員管理関係結果を基に筆者作成

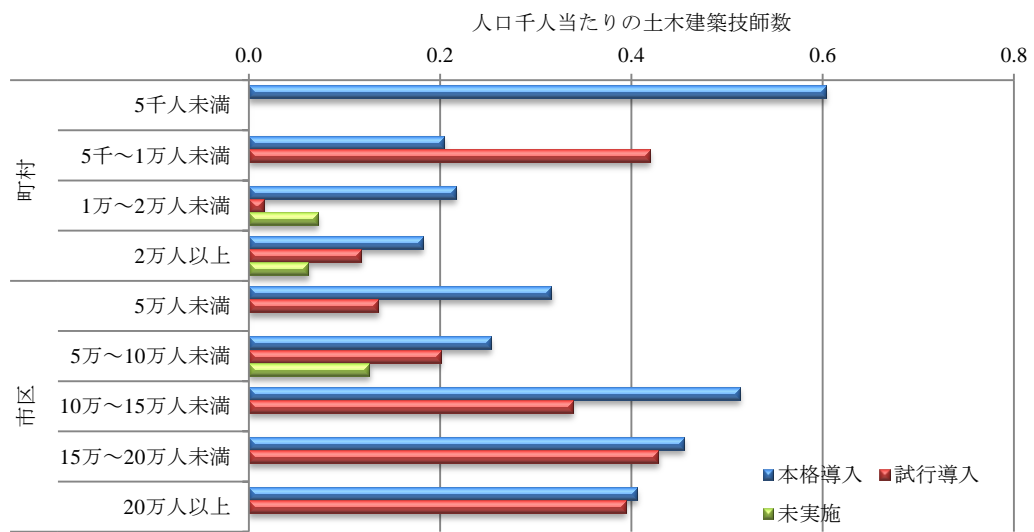


図 4-6 基礎自治体人口千人あたりの土木・建築技師数(N=264)^{*}
 ※総務省地方公共団体定員管理関係結果を基に筆者作成

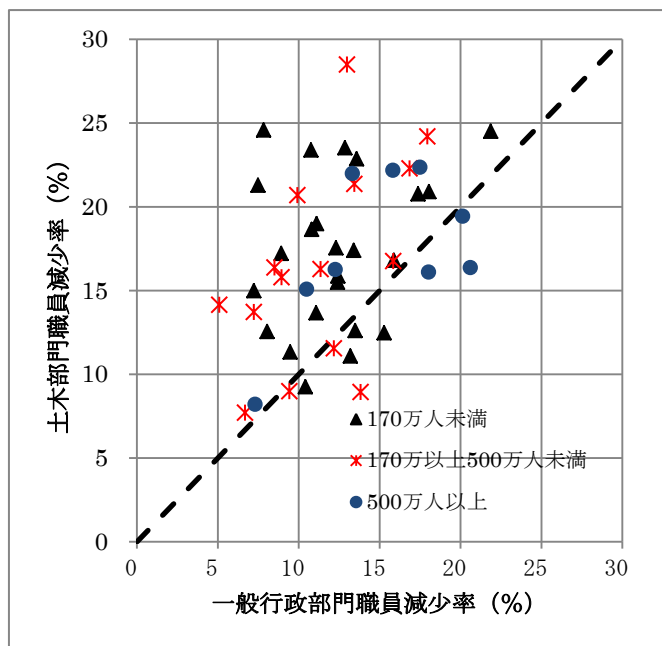


図 4-7 一般行政部門職員と土木部門職員の減少率比較（2005 年，2011 年）

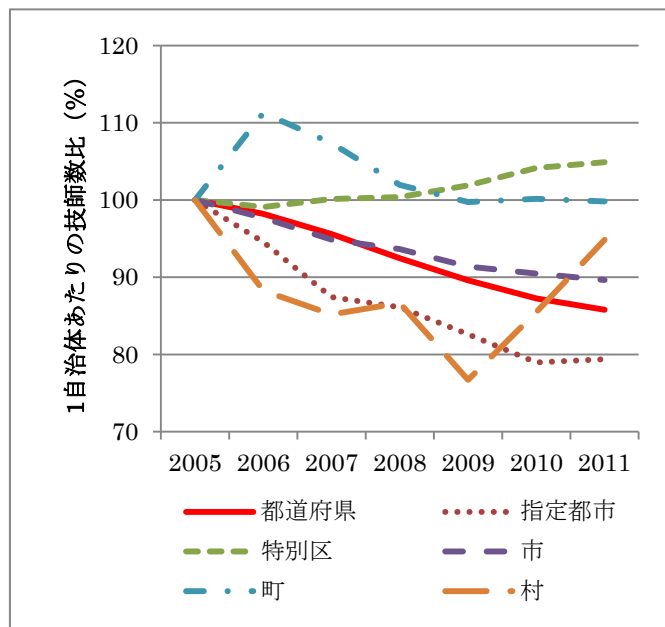


図 4-8 地方自治体における技師数の変化（対 2005 年度比）

4-3 市町村合併と広域連携

地方自治体は地域的・制度的には法人格を有した独立した存在であり、その地域における事務を執行する。しかし、地方の社会基盤を維持して行くためには、ある一定以上の行政規模が必要であると言われている。基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立し、地域総合行政を行っていく上で、最も効率が良いとされている人口規模は少なくとも10万~20万人と言われている^{3), 4)}。

また、自治体がすべての事務についてそれぞれ独自の組織、職員、財源を使って対応することは必ずしも効果的、効率的でない場合もある。そのため、近隣の自治体とさまざまな連携を取って、一定の事務や施策について共同で実施している。

このように、基礎自治体が効率的に社会基盤を維持してゆくための方法として、複数の市町村が合体して一つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村が連携調整し共同処理を行う広域行政がある^{5), 6)}。

4-3-1 市町村合併

わが国の基礎自治体は、明治以降、大きな市町村合併を3回行っている。

一回目は、1888（明治21）年に制定された市制・町村制に伴い、戸籍や小学校などの事務処理をさせる上で、適正な規模に編成する目的で行った「明治の大合併」である。

二回目は、1953（昭和28）年に制定された「町村合併促進法」、「新市町村建設促進法」に基づき、「昭和の大合併」が行われた。目的は、中学校の設置管理など新たな事務が加わったため、市町村の規模や能力を拡大する必要性が生じたためである。

三回目は、1999（平成11）年に地方分権の推進、少子高齢社会への対応、増大する広域的な行政需要への対応、行政改革の推進を目的に「平成の大合併」が行われた。

三回の合併で、市町村数は1888（明治21）年末で71,314市町村であったものが、1889（明治22）年末には15,820市町村、1961（昭和36）年6月には3,472市町村、2010（平成23）年6月には1,727市町村と減少した。

また、合併の標準規模は、「明治の大合併」で300戸~500戸、「昭和の大合併」で概ね8000人以上と具体的に示された。「平成の大合併」においては、合併後の自治体数は1,000を目標とした方針は示されていたが^{7X)}、他の大合併と異なり、自治体規模の基準に関して、積極的な議論はなされなかった⁸⁾。

その結果、「平成の大合併」により基礎自治体の人口規模は大きくなっているが、2010年の国勢調査の結果によると1708基礎自治体の内、約7割の1193基礎自治体は地方自治法第8条1項において市となるべき人口要件として定められている5万人に満たない。その内、約4割の482基礎自治体は、人口1万未満の小規模な自治体である。

総務省の資料⁵⁾によると、「平成の大合併」の効果の一つとして、「専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化」を挙げており、合併を行った約9割（474基礎

自治体)が、組織が専門化したり、人員が増加したりすることで体制が充実したと述べている。

また、全国町村会の報告⁹⁾によると、「平成の大合併」の効果として、職員数削減による人件費減少、重複投資の解消等により、財政支出の削減。職員の政策形成能力・実行能力が向上した。また、旧市町村間の垣根を越えた職員同士の交流が生まれた等、挙げられている。

4-3-2 広域連携

地方自治体間連携の内、地方自治法上に以下のような制度が示されている。図 4-9 に示すとおり、第 252 条の 2「協議会」、第 252 条の 7「機関等の共同設置」、第 252 条の 14「事務委託」、第 252 条の 17「職員の派遣」といった自治体間で相互に事務やその執行のための職員を融通し合う方式と地方自治法第 286 条「一部事務組合」、第 291 条の 2「広域連合」といった新しい団体や組織を共同で設置し、これにより事務を共同処理する方式がある。

特に、共同処理方法の一つである「機関等の共同設置」は、2009（平成 21）年 6 月の第 29 次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を踏まえ、2011（平成 23）年、地方公共団体の組織及び運営の自由度の拡大を図ること等を内容とする地方自治法の改正案が成立し、設置の対象が地方自治体の内部組織、行政機関及び委員会または委員の事務局にまで拡大された（地方自治法第 252 条の 7）¹⁰⁾。

「協議会」、「事務委託」、「機関等の共同設置」は、「広域連合」や「一部事務組合」異なり、特別地方公共団体を設立する必要はなく、設置が簡便である。しかし、「協議会」、「事務委託」は、「迅速な判断が難しい」、「事務権限が移動し市町村の影響力が失う」、「不法行為等については関係自治体も連帯責任に問われやすい」等の問題点が上がっている。その点、「機関等の共同設置」は、事務権限は参加した地方自治体に残り、市町村議会に対しても、説明責任を負うことになるため、主体性は維持しやすく注目されている¹¹⁾。

2014（平成 26）年 5 月 23 日には、地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）が成立し、新たな広域連携の制度として、「連携協約」制度および「事務の代替執行」制度が創設された（資料参照）。

(1) 共同処理の方式

以下の a.~e.に共同処理の方式に関して概略を示す^{11), 12)}。

a. 協議会（図 4-10 参照）

事務の一部を 2 つ以上の自治体で共同して管理執行、連絡調整または広域にわたる総合的な計画を協同作成するために設置される組織であり、法人格を有せず、協議会固有の財産または職員は持たない。

設立方法は、関係自治体間で議会の議決を経て規約を定め、都道府県が加入するものについては総務大臣に、それ以外のものについては都道府県知事に届け出ることにより設置される。

設置例としては、広域の市町村圏のエリアでの総合計画の共同作成等が多い。また、市町村の合併のあり方を協議する合併協議会もこの協議会である。ただし、議会の議決がなくても住民の直接請求を経た住民投票により設置できることが合併特例法により認められている。

b. 機関等の共同設置（図 4-11 参照）

平成 21 年 6 月の第 29 次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を踏まえ、平成 23 年、地方公共団体の組織及び運営の自由度の拡大を図ること等を内容とする地方自治法の改正案が成立し、設置の対象が地方自治体の内部組織、行政機関及び委員会または委員の事務局にまで拡大された（地方自治法第 252 条の 7）¹⁰⁾。

協議により規約を定め、共同して、委員会・委員、附属機関、長・委員会・委員の事務を補助する職員又は専門委員を置くことができる。協議会とほぼ同様の手続により設置され、設置された機関は通常の自治体の機関と同様に法人格はない。行政機構の簡素化・効率的な事務処理をねらいとするもので、介護認定審査会や町村における公平委員会の共同設置などの事例が見られる。

共同設置された機関の行った事務は、構成自治体において当該事務が行われたものと同等な意味を持ち、その効果も構成自治体に帰属する。なお、議会の職員や事務局だけは共同設置の対象になっていない。

c. 事務の委託（図 4-12 参照）

自治体の事務の一部の管理・執行を他の自治体に委ねる制度である。

協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託された自治体が当該事務を処理することにより、委託した自治体が当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託された自治体に帰属され、委託した自治体の権限は失われる。

事務の委託は、一般的に基礎自治体間、広域自治体間のほか、基礎自治体と広域自治体の間でも可能である。

設置例としては、公平委員会に関するもの、上下水道、消防・救急事務、ごみ処理業務などにも幅広く活用されており、主として規模の大きな団体に周辺の小規模な団体が委託する形態が多い。なお、公平委員会とは、地方自治法第 202 条の 2 第 2 項および地方公務員法により定められている、「職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる」ことを行う委員会である。

d. 一部事務組合

自治体間でその事務の一部を共同処理するための組合である。ごみ処理・し尿処理・上下水道等の環境衛生関係、消防・水防等の防災関係、病院・老人福祉等の厚生福祉の分野のほか、農業、教育等も含め多様にわたる事務で設置されている。

一部事務組合は、特定の事務の執行を専門的に行うという点で成果をあげてきているが、その業務執行に関する意思決定が住民側からすると自治体に比べて見えにくいといった指摘もある。

e. 広域連合

自治体の事務で広域処理が適当であると認められるものについて広域計画を作成し、その事務の管理・執行の連絡調整と実際の処理を行うものである。一部事務組合が同種の事務を共同処理するのに対し、広域連合は異なる事務についても広域的・総合的な見地から担任する点に特徴がある。

広域連合は、1994（平成6）年の地方自治法改正により導入されたもので、国や広域自治体からの権限移譲を意識した制度といえる。

(2) 共同処理の総数及び共同処理別構成団体^{1,2)}

図4-13に共同処理の方式別割合を示す。2012（平成24）年7月1日現在、共同処理している総件数7,921件であり、関係団体は延べ20,827団体となっている。処理の方式別では、「事務の委託」が5,668件で最も多く全体の7割を占め、「一部事務組合」の1,546件、「機関等の共同設置」の400件となっている。

表4-1に共同処理別構成団体の状況を示す。この調査によると、市町村相互間によるものが6,090件（全体の76.9%）、そのうち共同処理方式別では事務の委託が3,896件（64.0%）、一部事務組合が1,507件（24.7%）となっている。

都道府県と市町村相互間で共同処理を行っているものは1,805件（全体の22.8%）となっている。そのうち共同処理方式別では事務の委託が1,749件（96.9%）となっている。

H22年調査からH24年調査の共同処理件数の増減をみると、「事務の委託」が404件増加、「機関等の共同設置」が5件増加している。また、共同処理別構成団体別にみると、市町村相互間によるものが245件増加し、都道府県と市町村相互間によるものは122件増加している。

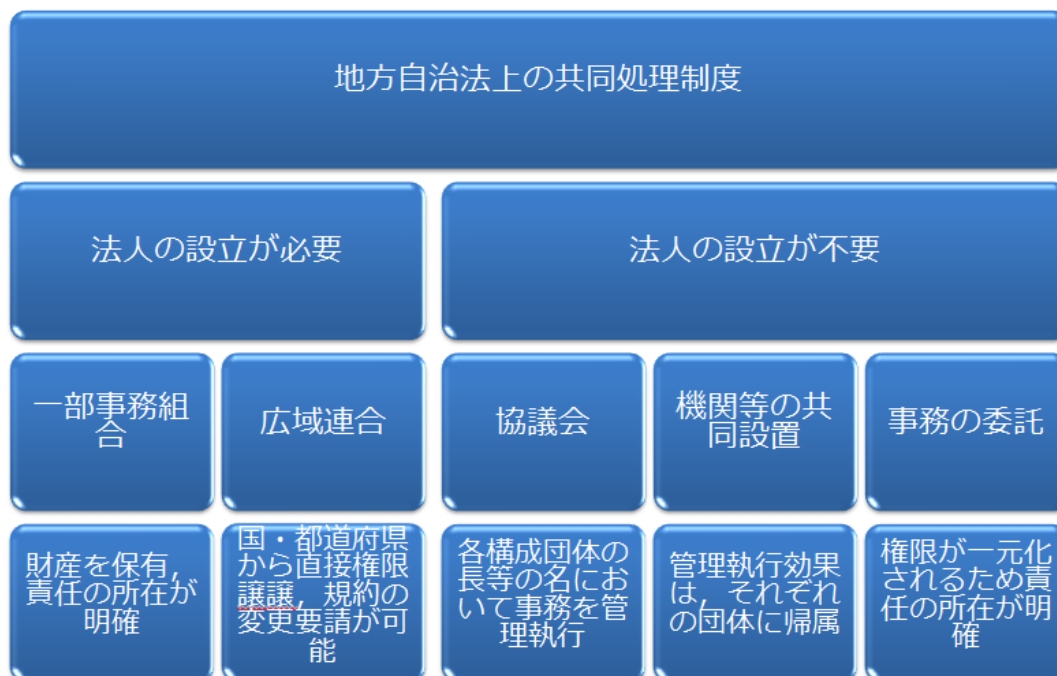


図 4-9 地方自治体における広域連携について

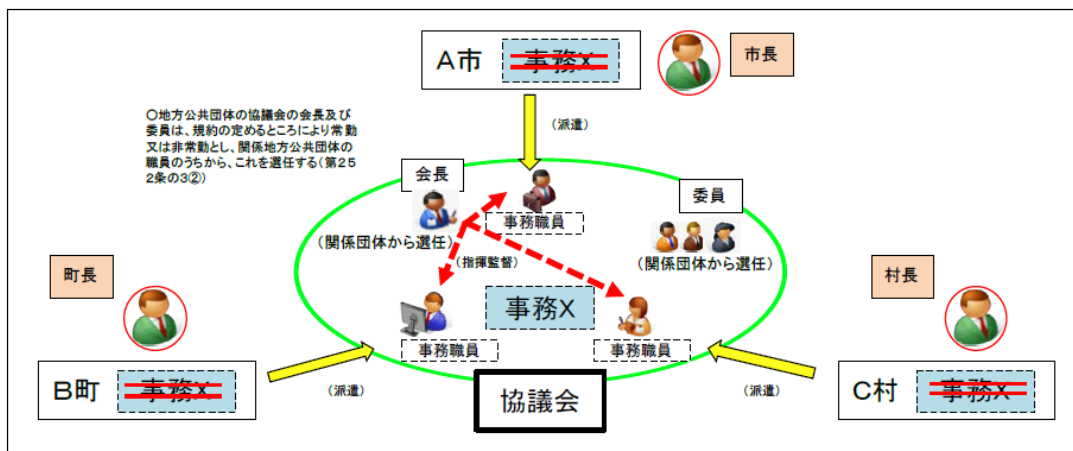


図 4-10 協議会のイメージ¹¹⁾

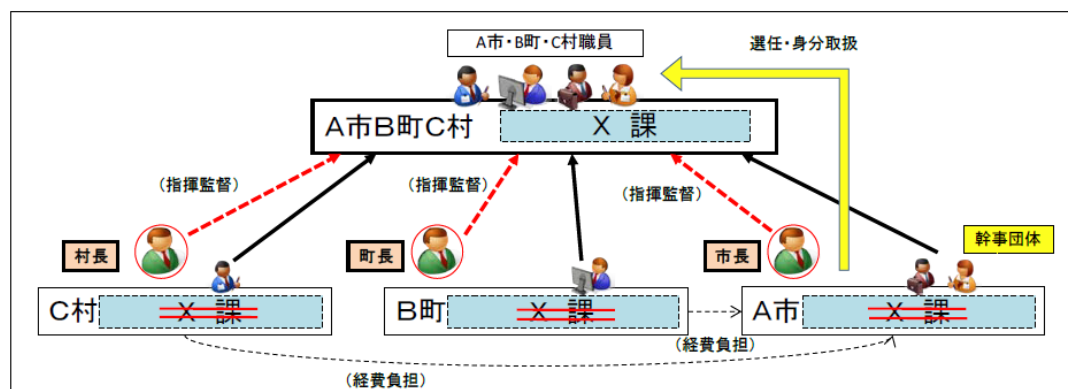


図 4-11 機関等の共同設置のイメージ¹¹⁾

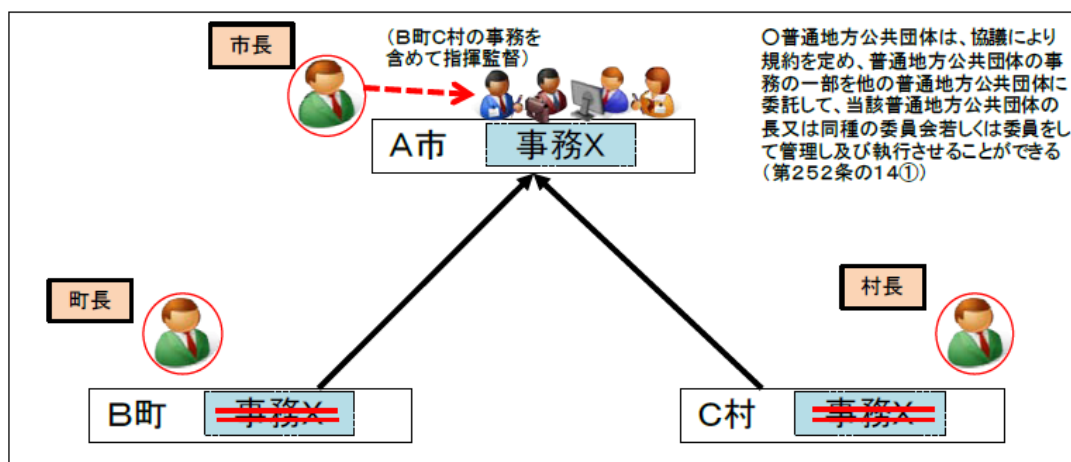


図 4-12 事務委託のイメージ¹¹⁾

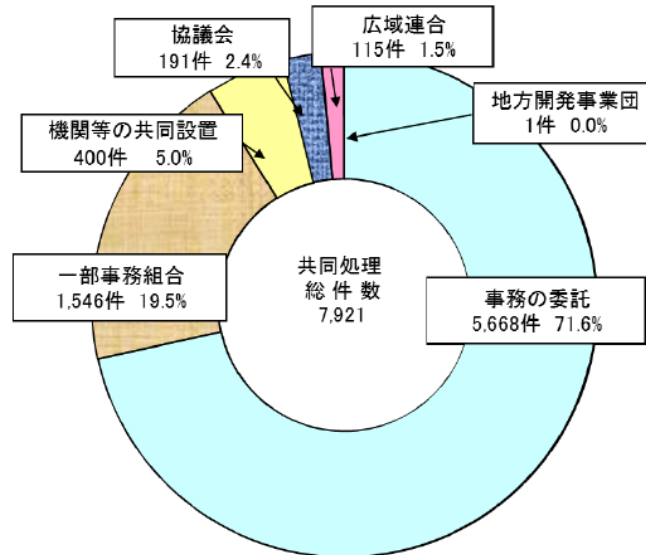


図 4-13 共同処理の方式別割合（2012.7.1 現在）¹²⁾

表 4-1 共同処理別構成団体の状況 (2012.7.1 現在) ¹²⁾

(設置数)

共同処理方式	構成団体別 都道府県相互間 A	2以上の都道府県にわたるもの		1都道府県内のもの		都道府県 市町村相互間		計 A+B+C+D+E	前回(H22) 調査結果	増減 (H24)-(H22)
		都道府県 市町村相互間 B	市町村相互間 C	都道府県 市町村相互間 D	市町村相互間 E	B+D	C+E			
1 協議会	1	4	2	7	177	11	179	191	216	-25
2 機関等の共同設置	-	-	1	1	398	1	399	400	395	5
3 事務の委託	23	56	825	1,693	3,071	1,749	3,896	5,668	5,264	404
4 一部事務組合	2	-	16	37	1,491	37	1,507	1,546	1,572	-26
5 広域連合	-	1	-	5	109	6	109	115	115	-
6 地方開発事業団	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-
計	26	61	844	1,744	5,246	1,805	6,090	7,921	7,563	358
構成比(%)	0.3%	0.8%	10.7%	22.0%	66.2%	22.8%	76.9%	100.0%	-	-

4-4 公共工事の調達における広域連携の可能性について

基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立し、地域総合行政を行っていく上で、広域的な取組を進める方法として、前節で述べたとおり、複数の市町村が合体して一つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村が連携調整し共同処理を行う広域行政がある。

特に総合評価は、3章で述べたとおり、発注者の事務量の増大が懸念され、小規模な基礎自治体ほど導入が進まない状況がある。そこで、いわゆる平成の大合併後の公共工事の調達の変化および総合評価実施における広域行政の適応の可能性に関して調査を行った。

(1) 市町村合併による公共工事の調達の変化

平成の大合併後、工事の規模や工事に関する仕事量等に関して、どのように変化したか、「小さくなった」or「減少した」から「大きくなった」or「増加した」の5段階で回答を得た（図4-14参照）。なお、本設問に対し、合併を行った59自治体の内、56自治体から回答があった。

「b.指名業者数」、「d.土木部門の職員数」の項目は、“変わりなし”の回答が約5割を占めている。しかし、「e.工事に関する一人当たりの仕事量」、「f.発注に関する一人当たりの仕事量」に関して、“やや大きくなった”、“大きくなった”との回答が6割を超える。

「g.広域的な視点から、道路や市街地の整備」に関しては、“やや小さくなった”と回答している自治体が、他の項目に比べ高い。このような状況を考えると、合併により専門職員を確保でき、体制を充実させることができたが、団塊世代の大量退職と重なり、業務効率が悪くなってしまった自治体の存在も推測できる。

以上の結果、公共工事の調達を行っていくうえで、今後、自治体規模を検討する必要があると思われる。

(2) 総合評価実施における「機関等の共同設置」について¹³⁾

公共工事の調達に関して、地方自治法第252条の7～13に示される「機関等の共同設置」を適用することに関して回答を得た（図4-15参照）。なお、回答は125自治体（本格導入49、試行導入56、未導入20）である。

本格導入および試行導入自治体において、“公共工事の調達に関して、「機関等の共同設置」は行うべきではない”との回答が4割程度あった。しかし、“a.専門的な知識や経験を持った職員が減少しており、検討する必要がある”、“c.入札制度の改革により、事務負担が増えており、検討する必要がある”を合わせると回答率は約4割前後となり、今後検討する必要があると考えている自治体も多いことが窺える。

ただし、“d. 広域連合や一部事務組合”、“e.協議会や事務委託”の回答率は低く、公共工事の調達に関して、旧来型の組織を前提としており、事務の共同化については抵抗感が強いことも窺える。

(3)「機関等の共同設置」において有効に機能すると思われる業務について

図 4-15 による回答の後、「機関等の共同設置」を適用した場合、公共工事の調達に関して有効に機能すると思われる業務に関して質問したところ、95 自治体（本格導入 37、試行導入 44、未導入 14）より回答が得られた（図 4-16 参照）。

本格導入自治体において、“c.入札・契約”部門が「機関等の共同設置」において有効に機能すると回答した割合が最も高く約 3 割であった。しかし、試行導入および未導入自治体において、1 割前後と低い値を示した。

一方、試行導入自治体および未導入自治体においては、“b.設計・積算”，“e.検査”業務に対し、有効に機能すると回答した割合が最も高い。

この結果は、本格導入自治体は今後の総合評価拡大を考え、「機関等の共同設置」による“c.入札・契約”部門の人的補強への必要性を認識している。しかし、試行導入自治体は“b.設計・積算”，“e.検査”部門の補強なしには、総合評価の本格導入・拡大に移行することが難しいと認識していることが窺える。

(4)「機関等の共同設置」適用の問題点

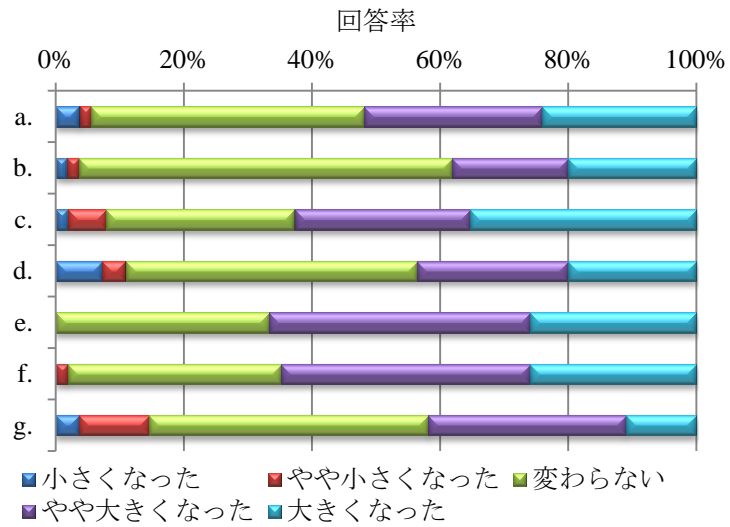
図 4-17 に「機関等の共同設置」を公共工事の調達に適用させた場合の問題点について回答を得た。なお、回答は 112 自治体（本格導入 44、試行導入 53、未導入 15）である。

本格導入、試行導入および未導入自治体において、ほぼ同様な傾向であった。

懸念される上位 4 項目は、「b. 単独で行うよりも事務処理に時間がかかる」が 55 自治体、「c. 財政負担の軽減を図ることができるか不明」が 37 自治体、「a. 緊急時の災害対策に関して対応が困難」35 自治体、「i. 地元業者の育成が図れなくなる」が 31 自治体となった。

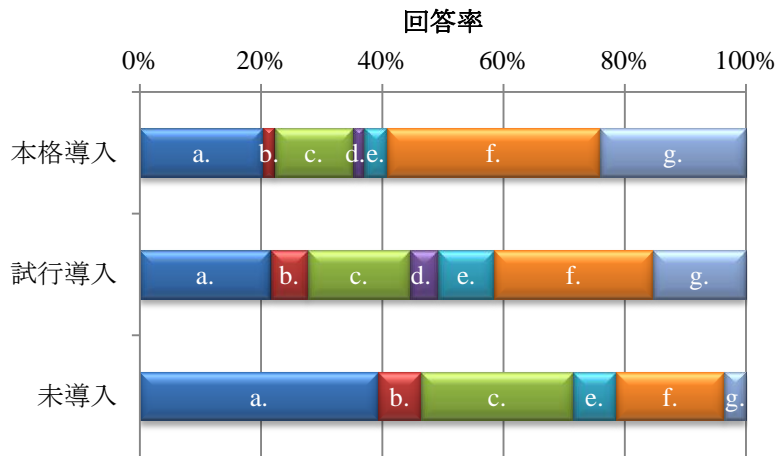
この結果、共同化による事務手続きにかかる時間や緊急時の対応といった、公共工事の調達に関する時間的な制約に対する懸念が強いことが分かった（項目 a.,b.）。

一方、地方自治法が改正されてから日が浅いこともあって事例が少ないことが、「c. 財政負担の軽減を図ることができるか不明」, 「d. 会計処理上の手続き区分が不明確になる」, 「i. 地元業者の育成が図れなくなる」, 「h. 自職員の育成が滞る可能性」, 「機関等の共同設置」の項目に対して、高い回答率を示したと思われる。



- a. 工事の発注規模
- b. 指名業者数
- c. 一般競争入札参加者
- d. 土木部門の職員数
- e. 工事に関する一人当たりの仕事量
- f. 発注に関する一人当たりの仕事量
- g. 広域的な視点から、道路や市街地の整備

図 4-14 市町村合併が公共工事調達に与える影響 (n=56)



- a. 専門的な知識や経験を持った職員が減少しており，検討する必要がある
- b. 財政負担の軽減を図るため，検討する必要がある
- c. 入札制度の改革により，事務負担が増えており，検討する必要がある
- d. どちらかといえば，特別地方公共団体を設立する広域連合や一部事務組合の方が有効的である
- e. どちらかといえば，協議会や事務委託の方が有効的である
- f. 公共工事の調達に関するべきではない.
- g. その他

図 4-15 「機関等の共同設置」の適用について（複数回答）（n=125）

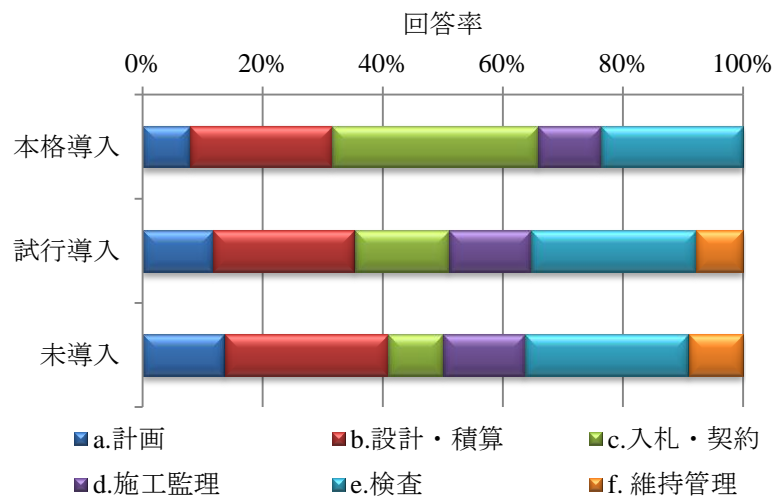
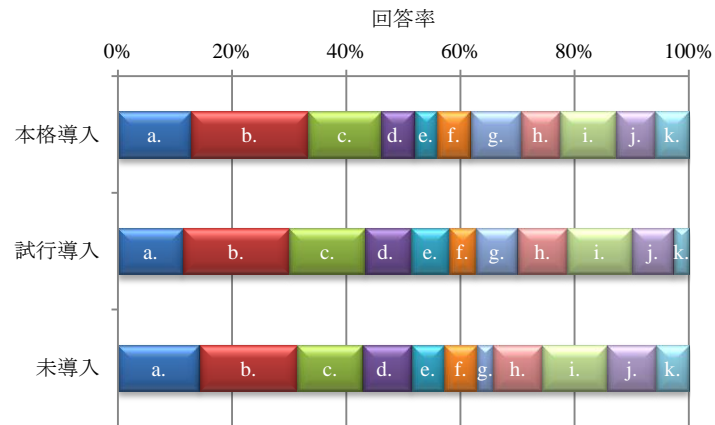


図 4-16 「機関等の共同設置」において，機能すると思われる業務について（複数回答）（n=95）



- a.緊急時の災害対策に関して対応が困難
- b.単独で行うよりも事務処理に時間がかかる
- c.財政負担の軽減を図ることができるか不明
- d.会計処理上の手続き区分が不明確になる
- e.住民に対しての説明責任が希薄になる
- f.共通化を図るため独自色を出せない
- g.発注権限が希薄になる
- h.自職員の育成が滞る可能性がある
- i.地元業者の育成が図れなくなる
- j.情報漏えいが懸念される
- k.その他

図 4-17 「機関等の共同設置」適用の問題点（複数回答）（n=112）

4-5 総合評価実施件数から見た基礎自治体連携規模の条件について

前節で述べたとおり，総合評価の実施拡大のための一つの方策として，近隣市町村間連携による実施方法の提案を行ったところ，「機関等の共同設置」適用の可能性について比較的積極的なデータを得ることができた。

そこで，技術審査を伴った総合評価の実現方策として，基礎自治体連携規模に関して検討を行った結果を以下に示す。

4-5-1 基礎自治体および広域自治体における発注工事の平均件数

(1) 北関東の基礎自治体における発注工事の平均件数

2008（平成 20）年度，2009（平成 21）年度の一般競争入札および指名競争入札の合計の単純な平均値は，市 216 件，町 61 件，村 38 件である（表 4-2 参照）。

この平均値と北関東の基礎自治体数をもとに，北関東 1 市町村における発注工事の平均件数を求めた。その結果は 144 件となった。なお，北関東の基礎自治体数は，H23 年度調査時点で，58 市 38 町 10 村である。

表 4-3 に示すとおり，国土交通省によるアンケート調査結果¹⁴⁾では，1 市区町村あたりの発注工事件数は，関東ブロックで 106 件，全国平均は 158 件であり，本研究により求められた 144 件は，全国平均と大きな乖離はない。

(2) 広域自治体における総合評価発注工事の平均件数

広域自治体における総合評価の実施状況を図 4-18 に示す。

図 4-18 の左図は縦軸に広域自治体の総発注額に対する総合評価発注額，横軸は，総発注件数に対する総合評価発注件数を表す。また，図 4-18 の右図は横軸に全総合評価実施件数に対する，施工計画等の技術審査を評価の要件とせず，同種・類似工事ごとに定められた要綱に従って審査を行う「特別簡易型」の実施件数割合を示している。

総合評価発注割合は，件数比で 4.5～68.3%，発注額比で 8.7～87.5%程度である。各広域自治体によって実施状況は異なるが，件数比で 17%以上，発注額で 53%以上のグループ I と件数比で 17%未満，発注額で 53%未満のグループ II の 2 グループに分けることができる。

グループ I は，特別簡易型の実施率が 6 割を超える広域自治体の集団である。グループ II には，特別簡易型の実施率が 6 割を超える集団と，特別簡易型を導入していない集団の広域自治体が混在している。

グループ I の平均値は，件数比で 32.1%，金額比で 69.6%，グループ II は，件数比で 7.1%，金額比で 35.9%であった。ただし，グループ II の平均値は，特別簡易型実施率 50%未満の自治体を対象として平均値を求めた。

以上，技術審査を伴う総合評価を中心に入札を実施した場合，全発注件数の 1～2 割，発注金額で 3～4 割程度，特別簡易型を中心を実施した場合，件数で 3～4 割，金額で 7

～8割程度の発注であることがわかった。

(3) 一般的な市町村における実施可能な総合評価件数の推計

前述の(1)、(2)で求めた、広域自治体における総合評価実施状況の平均値と北関東の基礎自治体における発注工事の平均件数をもとに、一般的な市町村における実施可能な総合評価件数を推計した。グループⅠを基準とした場合、市69件、町19件、村12件、グループⅡを基準とした場合、市15件、町4件、村3件となった。

グループⅡを基準とした場合の市15件と「公共工事入札契約適正化法に基づく平成23年度の入札契約実施状況調査結果」で示された、平成22年度に総合評価を実施した707自治体の総合評価実施件数をクロス集計した。その結果、60基礎自治体が該当した。

表 4-2 2008, 2009 年度, 北関東 3 県の基礎自治体における平均工事発注件

入札方式	自治体種別	2008 年度	2009 年度
一般競争入札	市	71.9	76.2
	町	3.0	5.3
	村	0.0	0.0
指名競争入札	市	131.6	153.2
	町	52.4	60.8
	村	35.0	40.3
合 計	市	203.5	229.4
	町	55.4	66.1
	村	35.0	40.3

表4-3 国土交通省調査による 1 の市区町村における発注工事の平均件数（規模別）
（2009年度）¹⁴⁾

ブロック	1000 万円以下	1000 万円超 ～1 億円以下	合計 (1 億円以下)
北海道	69.1	30.9	100.0
東北	95.3	38.7	134.0
関東	70.4	35.2	105.6
北陸	238.5	90.0	328.5
中部	151.9	67.8	219.7
近畿	103.1	41.2	144.3
四国	124.5	39.9	164.4
中国	203.1	49.7	252.8
九州	154.6	59.2	213.8
沖縄	20.2	29.9	50.1
合計	112.5	45.2	157.7

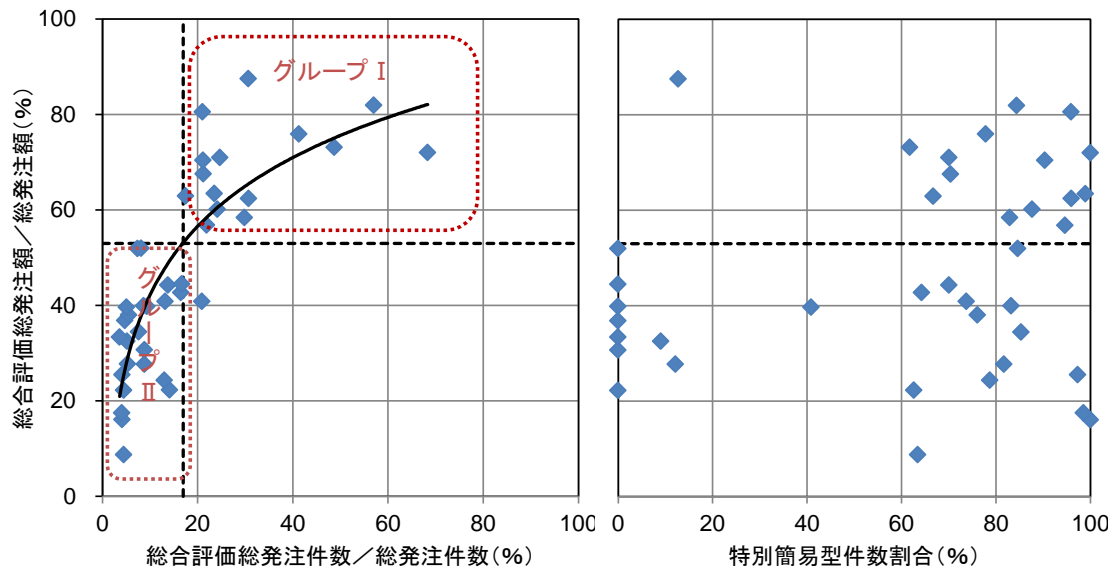


図 4-18 広域自治体における総合評価の実施状況

4-5-2 基礎自治体における連携規模の目安について

技術審査を伴う総合評価を実施可能な基礎自治体連携規模の目安を設定するため、「平成 23 年度市町村別決算状況調」¹⁵⁾、「地方公共団体定員管理関係（市区町村データ）（2011 年）」¹⁶⁾、「平成 24 年経済センサスー活動調査」¹⁷⁾、「平成 22 年度国勢調査」¹⁸⁾のデータを基に、2008～2010 年度の総合評価実施状況および H23 年度調査、H24 年度調査の分析から、技術審査を伴う総合評価導入のため基礎自治体における広域連携の可能性を検討する目安として、総合評価実施件数 15 件以上の基礎自治体（60 自治体）および 15 件未満の基礎自治体（1032 自治体）、総合評価未導入基礎自治体（645 自治体）の 3 グループに分け以下の比較を行った。

(1) 基礎自治体人口規模と土木部門職員数および建設企業数との関係

自治体の人口と土木部門職員の関係において、総合評価を 15 件以上実施している自治体の人口規模は、約 4000 人から 70 万人までと広範囲にわたっており、人口規模と総合評価実施状況による明らかな違いは見られない（図 4-19 参照）。ただし、総合評価を 15 件以上実施している自治体の約 6 割は、人口 15 万人以上の自治体である。筆者らの調査によると、基礎自治体における技師の配置割合は、人口 15 万人前後において明らかな違いが見られた。

従来、行政や財政的に最も効率が良くとされている自治体の人口規模は 10 万～20 万人と言われている^{12)、13)}。そこで、技術審査を伴う総合評価の実施可能な自治体人口規模の目安を 15 万人とする。図に示す近似式により自治体平均人口に対する土木部門職員数を算出した結果は約 120 人である。

また、公共事業の担い手である地元建設企業数との関係において、同規模自治体と比較すると、総合評価を 15 件以上実施している自治体における建設企業数は高めである（図 4-20 参照）。なお、自治体平均人口に対する建設企業数は約 600 者であった。

(2) 建設企業数と投資的経費の関係

図 4-21 に建設企業数と投資的経費との関係を示す。なお、投資的経費とは、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）、災害復旧事業、失業対策事業を指す¹⁹⁾。総合評価を 15 件以上実施しており建設企業数が 300 社に満たない小規模な基礎自治体のグループは、地元建設企業数が同規模の自治体と比べると、投資的経費の高い

エリアに存在している傾向が見られる。即ち、公共工事に関する依存度が他の同規模自治体に比して高いことが窺える。なお、建設企業数と人口の関係から求めた建設企業数 600 者をもとに、図 4-21 に示す近似式より推計した平均投資的経費は約 82 億円であった。

(3) 基礎自治体における自治体連携の規模の目安

前節で示した、投資的経費、建設企業数、土木部門職員数をもとに、北関東 3 県の基礎自治体を対象に連携規模の検討を行った。総合評価実施に際し、広域自治体は様々な

支援を行っている。特に、事務量が増加し導入のネックの一つと言われる第三者委員会の開催に際しての支援は大きい。栃木県の場合、土木事務所を中心に県内を数ブロックに分け基礎自治体が行う総合評価対象工事の審査を合同で実施しており²⁰⁾、全基礎自治体が総合評価の導入を行っている。

また、平成 22 年度における、県庁所在地を除く基礎自治体の総合評価実施件数は北関東の中で一番高い。全国の広域自治体において、第三者委員会の運営方式は様々であるが、本稿における自治体連携の設定条件として、生活圏、広域性、広域自治体との連携をふまえ、広域自治体における土木事務所の所管内自治体とし検討を行った（図 4-22 参照）。その結果、北関東全基礎自治体の建設企業数の約 9 割、投資的経費の約 7 割、土木部門職員の約 8 割を超える規模の連携自治体の形成が可能となった。ただし、所管自治体が 1 市のみの土木事務所も含まれる。

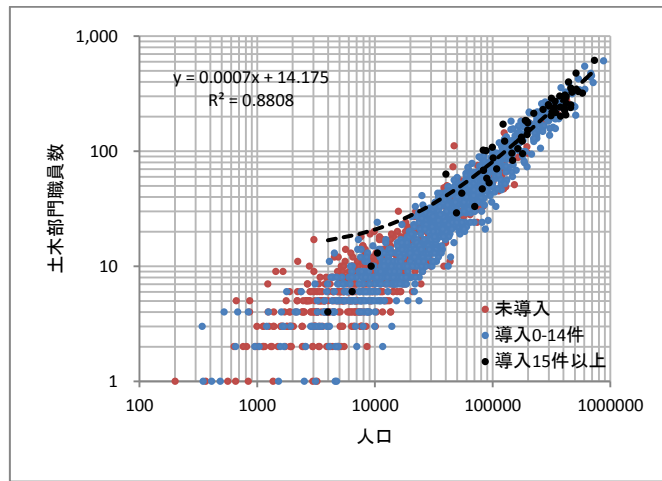


図 4-19 自治体の人口と土木部門職員数の関係

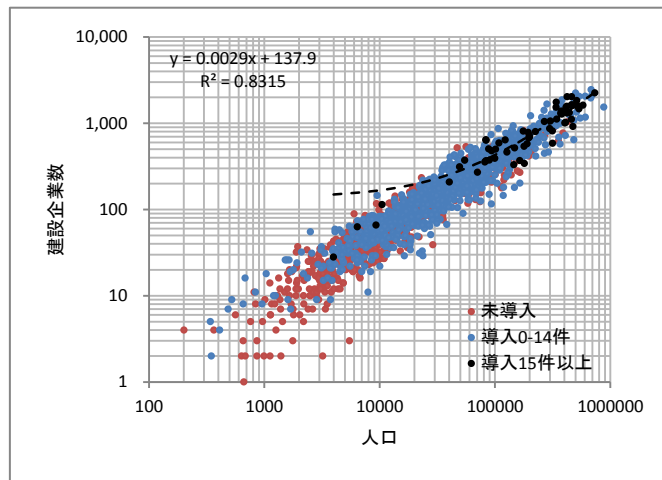


図 4-20 自治体の人口と地元建設企業数の関係

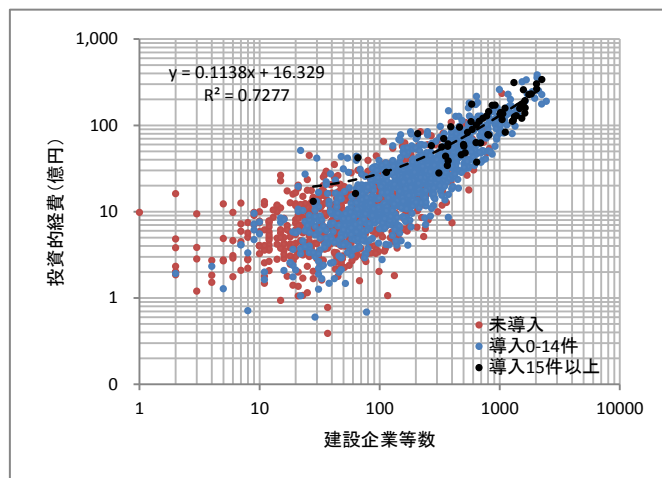
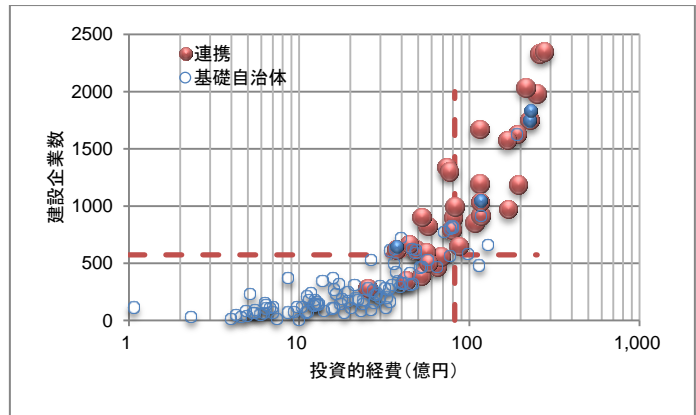
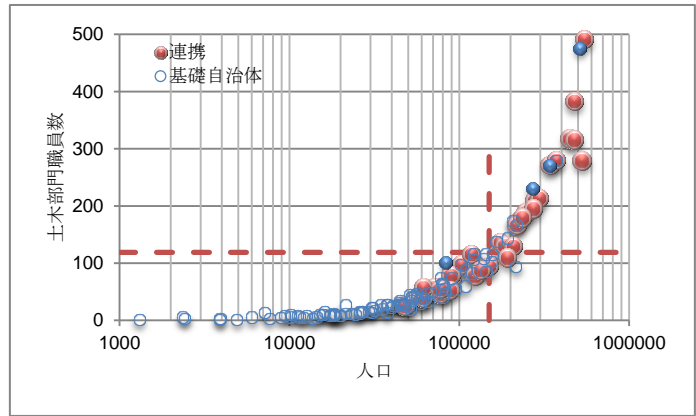


図 4-21 地元建設企業数と投資的経費の関係



a) 投資的経費と地元建設企業数の関係



b) 自治体人口と土木部門職員数の関係

図 4-22 基礎自治体における自治体連携規模

4-6 地方自治体における課題

(1) 自治体の職員配置について

総合評価を本格導入している自治体と試行導入自治体、未導入自治体の専門職職員数を比較することにより、本格的な導入が進まない理由を分析した。

その結果、本格導入自治体において、一定数以上の専門職員の存在が確認でき、総合評価に伴う事務処理負担に対して人的な対応が可能となっていることが分かった。

また、本格実施に至っていない自治体においては、設計・積算、施工監理部門において、特に人員の不足が深刻であることがわかった。一方、本格導入自治体においては、設計・積算、施工監理部門の要員よりも入札契約部門の人員に対する要望が強く、この隘路に対して対策を講じることによって、さらなる総合評価の拡大の可能性を示唆することができたものとする。

しかし、財政難等により職員数の確保は難しく、特に、町村といった小規模自治体に対し、総合評価の普及のためには、何らかの措置が必要であるとする。

(2) 広域連携について

本アンケート調査結果で示したとおり、「機関等の共同設置」を公共工事に適応する場合、事務手続きにかかる時間や緊急時の対応といった課題を解決する必要がある。

また、「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書²¹⁾」によると、事務の共同処理の活用にあたって留意すべき事項として以下の項目が挙げられている。

a. 組織運営への配慮

共同設置制度については、一つの組織が複数の責任主体を支えることになるため、明確な指揮命令系統や適正な事務配分、職員配置、一貫した人材育成等が滞る可能性がある。このため、こうした点に配慮して、個々の職員の職務権限や責任分担、人材育成の方針などについて、あらかじめ十分な協議を行うことが望ましい。

さらに、共同設置した組織において適切なマネジメントが発揮しやすいよう、その障害となりにかねない規制・慣行（特定ポストの職種の固定化など）を解消していくことも必要である。

b. 議会等の対応への配慮

共同設置された組織は、それぞれの構成団体の一組織として位置づけられることになるため、各構成団体の長・議会等との関係では、それぞれ個別に対応する必要がある。

例えば、「税務課」を共同設置した場合であれば、一人の税務課長がそれぞれの議会に出席を求められることもあり得るが、この点が過重な負担となり、かえって事務が停滞することのないよう、代理での対応を認めておく等、あらかじめ配慮した取決めをしておくことが必要である。

c. 事務の委託との関係

共同設置制度は簡便な仕組みではあるが、各構成団体の主体性が維持されるという特

徴がある。このため、a., b.で述べたような課題もあり、組織運営の効率性という点では、事務の委託に及ばない面がある。共同処理を行うに際しては、こうした点も踏まえた上で、地域の実情や事務の性質に応じて採用する方法を選ぶべきである。

4-7 まとめ

公共調達に関する「機関等の共同設置」適用の可能性について、平成 23 年の地方自治法改正により、設置対象が拡大された「機関等の共同設置」について、地方中小自治体における公共工事の調達への適用可能性について分析した。

その結果、特に、総合評価を導入することに躊躇している、町村といった小規模な基礎自治体において、近隣の自治体と共同で公共工事を発注して行くシステム、を必要としていることが確認できた。

そこで、基礎自治体の連携による総合評価事務の運営の効率化の可能性を探った。その結果、前節で示したように、県の土木事務所管内の自治体の連携を行えば、現在、特別簡易型中心で実施している北関東の約 6 割の自治体において、技術審査を伴う総合評価導入の可能性を示すことができたと考える。

今後、技術審査を伴う総合評価の導入が進めば、地方の技術力のある建設業者の育成、優良なインフラ維持につながるものと考ええる。

一方、総合評価の制度そのものが、このような小規模な基礎自治体において、初めから導入実施してゆくことが難しく、導入できた基礎自治体においても大きな負担となっているという側面も考えられる。

以上述べたとおり、財政難等により職員数の確保は難しく、特に、町村といった小規模自治体に対し、総合評価の普及のためには、何らかの措置が必要であると考ええる。

例えば、「機関等の共同設置」を実施するにあたり、発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的として創設され 2008 年度より運用されている、民間資格の「公共工物品質確保技術者資格制度²²⁾」や 2001 年度に開始された土木学会独自の土木技術者資格認定制度²³⁾の積極的な取得、および公益法人である建設技術センター等の積極的な利用が考えられる。

<参考文献>

- 1) 総務省：地方公共団体定員管理関係，
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin/index.html
- 2) 地方公共団体定員管理研究会：地方公共団体における適正な定員管理の推進について～集中改革プランの取組を踏まえて～，2010.2.，
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin/pdf/kanri_kenkyu_h22.pdf
- 3) 横道清孝：日本における新しい広域行政政策，財団法人自治体国際化研究，pp.2-14，2010.2.
- 4) 増田智也：市町村の適正規模と財政効率に関する研究動向，自治総研通巻 396 号，pp.23-44，2011.10.
- 5) 総務省：平成の合併について，2010.3.5
- 6) 第 29 次地方制度調査会：今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申，2009.6.16
- 7) 総務省：今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定），p.16，
http://www.soumu.go.jp/iken/zentai/toushin/pdf/gyokaku_hoshin_all.pdf
- 8) 石原俊彦，山之内稔：地方自治体組織論，関西学院大学出版会，2011.2.
- 9) 道州制と町村に関する研究会：「平成の合併をめぐる実態と評価」，2008.10.
- 10) 中川義朗：これからの地方自治を考える-法と政策の視点から-，法律文化社，2010.5.30
- 11) 総務省：地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会，
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jimu_kyoudo/
- 12) 総務省自治行政局市町村体制整備課：「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査（平成 24 年 7 月 1 日現在）」
- 13) 藤島博英，築瀬範彦，森本章倫：総合評価実施における近隣自治体の広域連携の可能性について，第 47 回土木計画学研究発表会，2013.6.
- 14) 国土交通省:市区町村アンケート調査結果（地域建設業経営強化融資制度関連），
http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/31-sinkousisaku/chiikikensetsu/ankete.pdf
- 15) 総務省：平成 23 年度市町村別決算状況調査
- 16) 総務省：地方公共団体定員管理関係（2011 年）
- 17) 総務省：平成 24 年経済センサス - 活動調査（速報），2013.1.29
- 18) 総務省：平成 22 年度国勢調査
- 19) （株）ぎょうせい：地方財政小辞典より

- 20) 藤島博英, 築瀬範彦 : 広域自治体の総合評価方式実施における第三者査員会の運営状況について, 第 45 回土木計画学研究発表会, 2012.5.
- 21) 地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会 : 地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書, 2010.1.25
- 22) 土木学会技術推進機構 : 土木学会認定技術者資格制度,
<http://www.jsce.or.jp/opcet/shikaku.shtml>
- 23) (社) 全日本建設技術協会 : 「公共工事品質確保技術者資格制度」,
<http://www.zenken.com/hinkaku/hinkaku.htm>

第 5 章 地方中小自治体における公共工事の調達に関する改善への提言および結論

5-1 概説

人口減少が続く中、地方の社会基盤を維持して行くためには、ある一定以上の行政規模が必要であると言われている。しかし、平成の大合併は、明治や昭和に行った、過去の大合併と異なり、地域行政上の目的による合併ではなく、財政難や少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応するため、当分の間の措置として行われたものである¹⁾。

前章で述べたとおり、従来、行政や財政的に最も効率が良くとされている人口規模は少なくとも 10 万～20 万人と言われているが、このような合併を推進した結果、人口規模の小さな村同士の合併もあり、合併後も人口規模が小さい市も多く存在しており、合併を選択しなかった小規模自治体もある。このような小規模自治体においても、地域総合行政（平成 11 年地方自治法第 1 条の 2 に追加）を行っていく必要があるが、合併特例債の適用が終わった現在²⁾、今後の大規模な市町村合併は考え難い。

現在、基礎自治体の発注方法は指名競争入札が中心で、また、維持管理に対する工事が多く、技術審査を伴う総合評価を適用するような工事は多くはない。その中でも、地方自治体職員および地元建設業者を育成するという観点からも、総合評価を導入してゆくことは重要であると考える。

こうした状況を踏まえ、本研究は総合評価の実施拡大のために以下の点を提案する。

5-2 公共工事の調達における適用基準の作成

多くの基礎自治体は、総合評価を本格実施するため、試行を重ね、導入効果を検証している。しかし、技術評価を伴わない総合評価を適用する工事は、現在まで、品質等問題なく施工できていた工事であり、総合評価の適用が必要な工事、不要な工事に分離することが難しく、このため、多くの基礎自治体は本格的な導入に移行できないでいると思われる。

そこで、工種、工事規模、工事個所といった総合評価適用工事に際して、国や広域自治体が基礎自治体にあった設定基準を具体的に示すことを提案したい。

総合評価実施にあたり、適用および落札者決定基準について、学識経験者の意見を聞く必要がある。総合評価適用基準が示されていれば、その一部を省略することもできる。

5-3 公共工事の調達における人的資源の拡充

H24 年度調査において、第三者委員会を独自に設置している自治体は約 3 割であり、残りの自治体は、広域自治体や他の機関と合同で実施している。公共工事の調達の業務の流れにおいて、新たに加わった学識経験者の意見聴取の部分を広域自治体は補完していると言える。この結果、多くの中小基礎自治体は、総合評価の実施に至っていると思われる。

一方、3-5-3(b)において示したように、広域自治体と合同で実施するための調整自体が大きな事務負担を生み出している。特に、試行自治体において、総合評価実施における手続きに時間がかかり、発注が遅れることもあり、見直す必要があるとの回答も多かった。また、学識経験者との日程調整も困難となっており、実務に精通する委員も少ない、他の機関と学識経験者が重なり調整に苦労している、との意見も見られた。

そこで、有識者として技術審査を適切に評価できる人材をプールして、供給することのできるシステムを提案したい。

例えば、国、広域自治体および基礎自治体の技術者 **OB**、また、総合評価審査委員会設置要綱等において、委嘱選定基準に上げている広域自治体の実例もあるように、民間資格である「公共工物品質確保技術者資格」取得者³⁾ や土木学会独自の「土木技術者資格認定制度」取得者など、積極的に活用できる人材を登録することである。

第三者委員会の学識経験者の内、「公共工物品質確保技術者資格」取得者の存在を調査したところ、認識度は低く、回答のあった指定都市を含む 44 自治体の内、7 割以上自治体は不明であると答えている。なお、本調査により学識経験者として、4 名の「公共工物品質確保技術者資格」取得者を確認した。

各基礎自治体が独自で第三者委員会を設置することにより、広域自治体において見られた事務負担軽減のための開催回数調整、委員や広域自治体との調整のための大きな事務負担を軽減することができる。

5-4 中小基礎自治体に対する広域連携適用の有効性

多くの基礎自治体は、広域自治体の支援により、総合評価を導入実施している背景がある。しかし、いまだ総合評価の導入に至らない基礎自治体も存在している。

このような未導入自治体の内、土木・建築技師のいない自治体は 7 割を超え、財政的な問題も含まれていると思われるが、特に人的な資源が不足していると思われる。そのため、広域自治体による第三者委員会等の支援があったとしても、総合評価の実施まで至らないと思われる。

そこで、事務権限は自治体に残り主体性が維持しやすく、設置の容易な「機関等の共

同設置」を適用することを提案したい。特に、契約事務と技術評価を併せ持った事務局を組織することができれば、多くの基礎自治体において活用が広がって行くと考えられる。また、ベテラン職員の退職が集中している中、人的な資源の乏しい自治体において、共同設置することで専門的な人材を共同で集め、技術やノウハウを蓄積してゆくこともできる。

未導入自治体は、「機関等の共同設置」の適用に関して、本格導入や試行導入自治体に比べ、「a.専門的な知識や経験を持った職員が減少しており、検討する必要がある」との回答が最も高く、「f.公共工事の調達に関して行うべきではない」との回答が最も低いことも、「機関等の共同設置」有効性を裏付けていると言えよう。

5-5 結論

経済不況は、公共工事のマーケットの縮小をもたらし、その中で透明性・公平性を求めるあまり、一般競争入札の拡大により過剰なダンピング競争に陥り、地方の社会基盤を守ってきた地元建設業者は痛みつづけている。

本研究は、財政がひっ迫し、自治体職員が減少の中、品確法の理念に基づき、透明性・公平性を重視した、公共工事の調達を実現する方策を示すことができたと考えている。

第1章では本研究の背景となる、基礎自治体における公共工事の調達に関する実態を把握し検討してゆくことの重要性を示し、地方自治体の公共工事の調達を対象とした研究は、きわめて少なく国土交通省地方整備局等、国の機関に対しての検討ほど進んでいない現状を示した。

第2章ではわが国の公共工事の調達に関する歴史的変遷について、法・省令・通達等をもとに、国だけではなく、地方自治体も対象として、入札・契約制度の抜本的な改革が進められた「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」以降の地方自治体における入札・契約制度改革の取組等について把握した。その結果、特に、基礎自治体への支援および入札を実施する上での担当職員の確保等、制度が機能するための条件整備等の具体的な措置が採られてこなかったことを示した。

第3章では地方自治体における公共工事の調達状況を把握するため、2010年度から2012年度にかけて行った、アンケート調査結果をもとに、基礎自治体における総合評価導入のネックや、国や県の要請に対して、積極的に総合評価を導入していない現状、総合評価の効果を確認できていない実態を明らかにした。

第4章では慢性的に発注業務担当技術者が不足している小規模な基礎自治体の実態把握と、社会基盤を維持して行くための行政規模、公共工事の調達への広域連携の適用可能性を探った。その結果、具体的な連携規模を示し、技術審査を伴う総合評価導入の可能性を示した。また、総合評価の制度そのものが、このような小規模基礎自治体において、導入実施してゆくことがかなり難しく、導入できた基礎自治体においても継続に大きな負担となっているという側面を明らかにした。

第5章では前章までの結果をもとに、“公共工事の調達における適用基準の作成”，“公共工事の調達における人的資源の拡充”，“中小基礎自治体に対する広域連携適用の有効性”の3項目を地方中小自治体における公共工事の調達に関する改善策として提言を行った。

5-6 おわりに

総合評価は、発注者が意図した工事を適正な価格で設計通りに適切に施工できる建設業者を選択できる制度、言い換えれば、安心して工事を任せることができる業者選択方法と言える。現在、多くの基礎自治体で行われているように、適切に運用ができれば、指名競争入札制度も安心して工事を任せられる建設業者を選択して、価格競争によって施工者を決定する方法である。

基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立し、社会基盤を整え維持してゆくには地元建設業者の存在は不可欠である。

年に1件でも技術審査を必要とする工事があれば、総合評価を適用し、それ以外の工事は指名競争入札や一般競争入札といった様々な業者選択方法を組み合わせ、地方の社会基盤維持を考え、それぞれの工事に合わせて公共調達方式を選択し、適用してゆく必要があると思われる。

<参考文献>

- 1) 道州制と町村に関する研究会：「平成の合併をめぐる実態と評価」，2008.10.
- 2) 総務省：市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の概要，
http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei_100317_4.pdf
- 3) (社) 全日本建設技術協会：「公共工事品質確保技術者資格制度」，
<http://www.zenken.com/hinkaku/hinkaku.htm>

謝 辞

本研究を遂行し学位論文をまとめるにあたり、終始懇切丁寧なご指導、ご鞭撻を賜った主任指導教員である中島章典教授に心より厚く御礼申し上げます。

藤原浩巳教授、池田裕一教授、大森宣暁教授、清木隆文准教授には、学位論文審査にあたり、貴重なご助言と示唆を賜りました。ご高配に対し深く感謝の意を申し上げます。

宇都宮大学大学院社会人ドクターコースへの入学前から学位論文審査にいたるまで、適切なお助言とご指導をいただきました森本章倫教授（現、早稲田大学創造理工学部）に心より感謝申し上げます。

長田哲平助教には、入学時から論文完成にいたるまで様々な場面においてご協力およびご支援をいただき深くお礼申し上げます。

本研究に取り組むきっかけをいただき、お忙しい中、日ごろから議論をして頂き、親身にご指導いただきました足利工業大学工学部築瀬範彦教授には、心より感謝申し上げます。本研究に取り組むにあたり、「家族のことを一番に考えろ！」と言って下さったこと、筆者の家族や体調のことまでも気遣っていただいたことが、論文執筆において大きな力となりました。

ここに学位論文をまとめることができたのは、足利工業大学在職中に多くの研究室に所属させていただき、その中でさまざまなご指導をいただいたことが筆者の糧になっています。

足利工業大学に奉職するきっかけをいただき、PCコンクリート構造に関する研究をご指導いただいた、故金丸豊典足利工業大学名誉教授、ストレインゲージの接着からトンネルの断面力解析にいたるまで丁寧にご指導いただいた石橋孝治先生（現、佐賀大学工学部教授）、橋梁における騒音・振動の解析やコンピュータ関連のスキルをご指導いただいた宮木康幸先生（現、長岡技術科学大学工学部准教授）、土木学会「コンクリート構造物の耐久性設計指針（試案）」に関する研究に携わらせて頂いた足利工業大学工学部黒井登起雄教授、交通工学に関する研究に携わらせて頂いた故西方守先生（元、足利工業大学工学部教授）、都市計画に関する研究に携わらせて頂いた故根岸博先生（元、足利工業大学工学部教授）、GISやまちづくりに関する研究に携わらせて頂いた中川三朗先生（元、足利工業大学工学部教授）、筆者の研究テーマの大きな柱となる建設マネジメント分野に関してご指導いただいた小林康昭先生（元、足利工業大学工学部教授）、石灰やドロマイトによる安定処理土の研究およびモンゴル科学技術大学と共同で行ったモンゴルの道路舗装の調査に携わる機会を頂いた桃井徹先生（元、足利工業大学工学部教授）、地盤工学に関する研究に携わらせて頂いた足利工業大学工学部西村友良教授に感謝いたします。

宇都宮大学大学院社会人ドクターコース入学にあたって、勤務先である足利工業大学牛山泉学長より許可をいただき、また、多大なる励ましの言葉もいただき、業務と両立

しながら研究に従事することができました。ここに謹んで感謝いたします。さらに、足利工業大学工学部建築・社会基盤学系の教員の皆様方にはご支援ご協力いただき深くお礼申し上げます。

本研究は、多くの方々のご協力なくしてはできませんでした。貴重なデータをご提供いただきました国土交通省土地・建設産業局建設業課の担当者の皆様、ヒアリング調査にご協力いただいた、茨城県土木部検査指導課、栃木県県土整備部技術管理課、群馬県県土整備部契約検査課、足利市、佐野市、那須塩原市、桐生市、筑西市、神栖町の担当者の皆様、アンケート調査にご協力いただいた、全国の広域自治体および基礎自治体の担当者の皆様にお礼申し上げます。

本研究の一部は、足利工業大学総合研究センター共同研究助成を受けております。ここに記してお礼申し上げます。

最後に、学位取得を応援してくれた両親、姉、兄、そして家庭を守り論文執筆を支えてくれた妻貴恵、いつも満点のテストをそっと机の上に置き、励ましてくれた長男涼太、いつも元気な笑顔で励ましてくれた次男翔太に心から感謝致します。本当にありがとうございました。

2015年3月 藤島博英

資料編

1. 地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について（平成9年12月10日付）¹⁾
2. 地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）（平成11年2月17日付）¹⁾
3. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日)²⁾
4. 公共工事に係る入札及び契約の適正化について（平成14年5月14日付）³⁾
5. 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）²⁾
6. 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成23年5月2日付）⁴⁾
7. 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成26年5月30日付）⁵⁾
8. 地方自治法の一部を改正する法律案の概要（平成25年6月25日）⁶⁾
9. 「地方自治体における総合評価方式による入札制度に関するアンケート」（H22年度調査）
10. 「地方自治体における総合評価方式の運用実態に関するアンケート」（H23年度調査）
11. 「基礎自治体における総合評価方式による入札実施状況に関するアンケート」（H24年度調査）

建設省経入企発第23号

自治行第105号

平成9年12月10日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長

自治省 行政局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について

建設省及び自治省においては、平成5年12月21日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」及び平成5年12月24日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査の結果をも踏まえつつ、これまで数度の通知により要請を行ってきたところである。

平成9年度の実態調査の結果(別添参照)によると、全般的には改善の進捗が見られるものの、特に、指名基準等の策定・公表、工事完成保証人制度の廃止等について、市町村を中心として、なお改善の趣旨の徹底が不十分な状況にある。

今後とも、各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を推進するとともに、この旨を貴管下市町村に通知し、その趣旨の一層の周知徹底をお願いする。

なお、平成9年10月9日付け建設事務次官及び自治事務次官通知等により、公共工事における入札参加者の指名の取り扱いについて、単に赤字決算であることのみをもって直ちに指名から除外することのないよう要請しているところであるので、留意されたい。

記

1 適切な入札方式の採用

入札方式については、工事の規模、執行体制等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札等を適切に採用すること。

なお、一般競争入札については、平成6年1月18日に閣議了解した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、都道府県及び指定都市の1,500万SDR（現在の邦貨換算額：21億6千万円）以上の公共工事に採用するよう要請しているところであること。

また、一般競争入札の実施に当たっては、一般競争入札は競争性が高い反面、不良不適格業者の混入する可能性が大きいこと、資格審査等の事務量が増大すること等のデメリットも指摘されていることから、個々の入札ごとに適正な参加条件を設定することにより工事の質の確保に配慮するとともに、入札・契約手続の実情を把握し、適宜執行体制その他の見直しを行うこと。

2 入札・契約手続の透明性及び公平性の確保

入札・契約手続における透明性及び公平性を確保するため、次の措置を早急に講じること。

- ① 明確な指名基準及びそれを具体的に補完する運用基準並びに指名停止基準の策定及び公表。
- ② 指名結果、入札経過及びその結果並びに発注標準の公表。

3 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行

公共工事の履行保証については、早急に、工事完成保証人制度を廃止し、金銭的保証を中心とする新たな履行保証体系へ移行すること。

なお、履行保証措置を免除する（いわゆる無保証とする）ことについては、請負者が債務不履行に陥る可能性や債務不履行時の影響等を勘案し、慎重に検討すること。

4 監査の徹底

資格審査・格付け、競争参加条件の設定・競争参加資格の確認（又は指名業者の選定）、資格停止（又は指名停止）等の手続の透明性を高めるため、財務監査に加え行政監査も活用する等、監査委員による行政監査の徹底を図ること。また、入札監視委員会の設置を検討する場合には、その役割について監査委員との調整を図ること。

5 市町村に対する改善策の指導

市町村に対する入札・契約手続及びその運用の改善の指導については、市町村指導担当課及び土木部等が密接に連携を取りながら行うこと。この場合、管下市町村の改善状況及び改善できない理由を十分把握した上で、通知による指導のみならず、各都道府県における公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用して、建設省・自治省からの通知の趣旨を徹底することはもちろんのこと、都道府県の改善策の情報提供等を積極的に行うこと。

自治行 第 3 号
平成 1 1 年 2 月 1 7 日

各都道府県知事 殿

自治事務次官

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 1 1 年政令第 2 5 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 1 年自治省令第 4 号）は、平成 1 1 年 2 月 1 7 日公布され、同日施行されました。

今般の改正は、最近における経済事情、規制緩和の推進の要請等にかんがみ、地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合において、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、いわゆる総合評価方式を導入することができることとするとともに、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることとする内容をその内容とするものです。

貴職におかれては、その施行について、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に留意の上、遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

改正の内容

1 契約に関する事項

(1) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 2 3 4 条第 3 項本文又は地方自治法施行令（以下「令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするることができるものとする。

（令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 1 項、令第 1 6 7 条の 1 3 関係）

(2) 普通地方公共団体の長は、(1)により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、(1)にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするることができるものとする。

（令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 2 項、令第 1 6 7 条の 1 3 関係）

(3) 普通地方公共団体の長は、(1)及び(2)により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならないものとする。

（令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項、令第 1 6 7 条の 1 3 関係）

(4) 普通地方公共団体の長は、総合評価競争入札を行おうとするとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、以下に掲げる学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

なお、この場合、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。

① 総合評価競争入札を行おうとするときは、総合評価競争入札によることの適否について学識経験を有する者

② 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの決定について学識経験を有する者

③ 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について学識経験を有する者

(令第167条の10の2第4項、令第167条の13、地方自治法施行規則(以下「規則」という。)第12条の3関係)

(5) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならないものとする。

(令第167条の10の2第5項関係)

(6) 普通地方公共団体の長は、指名競争入札に係る総合評価入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の12第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び同条第3項において準用する令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならないものとする。

(令第167条の12第4項関係)

2 支出に関する事項

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって以下の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができるものとする。

① 工期の2分の1を経過していること。

② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(令附則第7条、規則附則第3条第2項関係)

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成十二年十一月二十七日)

(法律第百二十七号)

第百五十回臨時国会

第二次森内閣

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律をここに公布する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 情報の公表(第四条-第九条)

第三章 不正行為等に対する措置(第十条-第十一条)

第四章 施工体制の適正化(第十二条-第十四条)

第五章 適正化指針(第十五条-第十八条)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第十九条-第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であって政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

（国による情報の公表）

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

（特殊法人等による情報の公表）

第六条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。）は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体による情報の公表）

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(平二一法五一・一部改正)

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあつては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

- 四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。
- 五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。
- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十六条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第十九条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報
その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の
収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入
札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技
術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めな
なければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約
が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努
めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める
日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び
第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限
る。)の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一
日から施行する。

(平成一三年政令第三三号で平成一三年二月一六日から施行)

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手続
に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約につい
ては、適用しない。

2 第四章及び次条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、これ
らの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

附 則 (平成二一年六月一〇日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める
日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第八条の改正規定、第八条の二第一
項及び第二項の改正規定、第八条の三の改正規定(「第八条第一項第一号」を「第八
条第一号」に改める部分に限る。)、第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一
項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改正規
定(「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第六十六条第四

項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の十三第一項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正規定、第九十一条の二の改正規定（同条第一号を削る部分に限る。）、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定（同条第一項第三号中「（第三号を除く。）」を削る部分、同条第二項第三号中「、第九十一条第四号若しくは第五号（第四号に係る部分に限る。）、第九十一条の二第一号」を削る部分（第九十一条の二第一号に係る部分を除く。）及び第九十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。）並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

総行行第60号
国総入企第8号
平成14年5月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

公共工事に係る入札及び契約の適正化について

公共工事は、国民の税金により賄われているものであることから、受注者の選定のための入札及び契約については厳にその適正を確保し、いやしくも国民の疑惑を招くようなことはあってはならないことです。

このため、平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という)を施行し、国、地方公共団体、特殊法人等の全ての公共工事の発注者が一体となって、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保等に取り組むこととしたところ です。

しかしながら、最近、公共工事の入札及び契約に係る不正行為が明らかになり、公共工事に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態となっていることは誠に遺憾であります。

また、一部の発注者においては、入札契約適正化法の厳正な運用に立ち遅れが見られるとの指摘もあることから、貴職におかれましても、下記により、同法の厳正な運用を図る等により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に努められますようお願いいたします。

なお、各発注者が、入札契約適正化法、適正化指針等に従い、公共工事の入札契約の適正化を図るため平成13年度末までに講じた措置については、入札契約適正化法の第17条の規定に基づき報告を求めるとしており、また、報告の結果、特に必要があると認める時には、同法第18条の規定により、国土交通大臣及び総務大臣から適正な措置を講ずることを要請することがありえますので御了知ください。

また、各都道府県におかれましては、本通知の趣旨を貴管内の市町村に周知徹底くださるようお願いいたします。

記

1. 入札契約適正化法により、全ての公共工事の発注者について、例外なく次の事項が義務付けられていることから、その遵守を徹底すること。

(1) 透明性の確保

- ① 毎年度の発注見通し(発注工事名、入札時期等)の公表
- ② 入札・契約の過程(入札参加者の資格、指名理由、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額等)及び契約の内容(契約の相手方、契約金額等)等の情報の公表等

(2) 不正行為等の排除の徹底

- ① 談合があると疑うに足りる事実についての発注者から公正取引委員会への通知
- ② 一括下請負等があると疑うに足りる事実についての発注者から建設業許可行政庁等への通知等

(3) 適正な施工の確保

- ① 一括下請負(丸投げ)の全面禁止
- ② 発注者による施工体制状況の点検等

2. 入札契約適正化法に基づき閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という)においては、全ての公共工事の発注者が一体となって次の事項に取り組むことにより、入札及び契約の適正化に務めることとされていることに鑑み、各発注者においては、それぞれの特性にも配慮しつつ、可能な限り適正化指針に盛り込まれた次の事項の具体化に努めること。

特に、公共工事の質の確保の観点から、外部機関の活用等による監督・検査、技術審査等の業務執行体制の充実、入札監視委員会の設置等による監視機能の強化、最低制限価格制度の活用や厳正な低入札価格調査の実施等によるダンピングの排除又は発注者支援データベースの積極的活用による不良・不適格業者の排除の徹底等については重点的な実施を図ること。

(1) 透明性の確保

- ① 競争参加者の客観点数・主観点数及び合計点数・順位、等級区分の基準、予定価格、指名停止理由等に係る情報の公表
- ② 入札及び契約の過程等への入札監視委員会等第三者機関の意見の適切な反映等

(2) 公正な競争の促進

- ① 一般競争入札等の適切な実施、VE方式・総合評価方式の活用、入札金額内訳書の提出の推進、歩切りの厳禁等入札及び契約の方法の改善
- ② 入札及び契約に係る苦情処理システムの整備等

(3) 談合その他の不正行為の排除の徹底

- ① 談合情報対応要領の策定・公表等談合情報への適切な対応
- ② ペナルティの厳正な運用等

(4) 適正な施工の確保

- ① 工事成績評定による受注者の適正な選定等工事の施工状況の評価
- ② 不採算工事の受注強制の厳禁及び入札辞退の自由の確保、低入札価格調査制度を実施するための審査体制の整備等によるダンピング受注の防止
- ③ 監督・検査を通じた施工体制の把握の徹底等

(5) その他入札契約の適正化の促進

- ① 建設業法に基づく処分・公表の厳正な実施、発注者支援データベースや立入点検等を通じた監理技術者の現場専任の確認等不良・不適格業者の排除
- ② 電子入札システムの導入等入札及び契約のIT化の推進等

(6) 発注に係る業務執行体制の整備等

3. 2に掲げる措置を具体化するに当たっては、例えば、共同で入札監視委員会を設置したり、既存組織の活用により監視機能を高めること、外部機関の活用、入札契約事務の共同化を図ること等により、事務負担の軽減を図りつつ、入札契約の適正化に努めること。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成十七年三月三十一日)

(法律第十八号)

第百六十二回通常国会

第二次小泉内閣

公共工事の品質確保の促進に関する法律をここに公布する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を

有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（発注者の責務）

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

（受注者の責務）

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

（基本方針）

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく責務）

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

（競争参加者の技術提案）

第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

- 4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

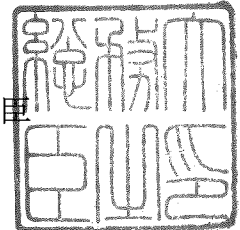
(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総行行第57号
 総行市第51号
 平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

総務大臣



地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。以下「改正法」という。）は、平成23年5月2日に公布され、下記第6に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）についても、改正法の当該規定の施行の日（改正法の公布の日から起算して3月又は1年を超えない範囲内において政令で定める日）までに所要の改正を行うこととしており、施行令に係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 議会制度の充実に関する事項

1 議員定数の上限数の制限の廃止に関する事項

地方公共団体の議会の議員の定数について、人口段階別の上限数に係る制限を廃止するものとされたこと。（改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第90条第2項及び第91条第2項等関係）

2 議決事件の範囲の拡大に関する事項

法定受託事務に係る事件についても、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件として定めることができるものとされたこと。（法第96条第2項関係）

第2 行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができるものとされたこと。（法第252条の7関係）

第3 全部事務組合等の廃止に関する事項

- 1 全部事務組合を廃止するものとされたこと。（旧法第3編第3章第4節関係）
- 2 役場事務組合を廃止するものとされたこと。（旧法第3編第3章第5節関係）
- 3 地方開発事業団を廃止するものとされたこと。（旧法第3編第5章関係）

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。
- 2 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への届出を要しないものとされたこと。（旧法第158条第3項関係）
- 3 予算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとされたこと。（法第219条第2項関係）
- 4 決算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとされたこと。（法第233条第6項関係）
- 5 条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとされたこと。（旧法第252条の17の11関係）
- 6 広域連合が広域計画を作成した場合について、当該広域計画の当該広域連合を組織する地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出を要しないものとされたこと。（旧法第291条の7第3項関係）
- 7 財産区の財産又は公の施設を処分又は廃止する場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとされたこと。（旧法第296条の5第2項関係）
- 8 財産区住民に対する不均一の課税又は使用料等の徴収をする場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとされたこと。（旧法第296条の5第5項関係）

第5 直接請求に関する事項

- 1 直接請求の代表者の資格制限に関する事項

選挙権を有する者のうち公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に表示をされている者、同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者は、直接請求の代表者となり、又は代表者であることができないものとされたこと。（法第74条第6項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項等関係）

なお、改正法の施行前は、投票を伴う直接請求の投票手続について、公職選挙法の準用により公務員は直接請求の代表者となることができないとされていたが、改正法の施行後は、投票手続においても、請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者を除き、公務員は直接請求の代表者となることができるものであること。

ただし、公務員の政治的行為の制限の観点から、一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条及び人事院規則14-7（政治的行為）の規定、また、一般職の地方公務員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条の規定に留意する必要があること。また、特別職の国家公務員及び特別職の地方公務員については、一般的にその政治的行為について制限がないが、その職務の遂行上政治的中立を要請される公務員については、特に法令上政治運動が制限されているものがあること。

また、改正法の施行後の直接請求の代表者の資格制限については、投票を伴う直接請求に限らず、投票を伴わない直接請求についても同様の取扱いとされたこと。

2 署名に関する罰則の追加に関する事項

直接請求の請求者の署名に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員が、その地位を利用して署名運動をしたときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとされたこと。（法第74条の4第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項等関係）

第6 施行期日等

改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第1の2に関する規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）

第7 改正法の経過措置に関する事項

- 1 改正後の法（以下「新法」という。）第74条第6項（新法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（これ

らの規定を新法第291条の6第1項において準用する場合を含む。)並びに第291条の6第1項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定は、改正法の施行の際現に旧法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項(これらの規定を旧法第291条の6第1項において準用する場合を含む。)並びに第291条の6第2項の代表者である者については、適用しないものとされたこと(改正法附則第2条関係)。

- 2 改正法の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例によるものとされたこと(改正法附則第3条関係)。
- 3 改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと(改正法附則第4条関係)。

総行行第 87 号
 総行住第 51 号
 総行市第 179 号
 平成26年5月30日

各都道府県知事
 各都道府県議会議長
 各指定都市市長
 各指定都市議会議長

} 殿

総務大臣
 (公印省略)

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）は、平成26年5月30日に公布され、下記第6に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

また、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）についても、改正法の当該規定の施行の日（改正法の公布の日から起算して6月若しくは2年を超えない範囲内において政令で定める日又は平成27年4月1日）までに所要の改正を行うこととしており、施行令に係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 第1 指定都市の区に関する事項
 1 区の事務所の分掌事務

区の事務所が分掌する事務については、条例で定めるものとされたこと。（法第252条の20第2項関係）

指定都市においては、第1の改正の趣旨が、区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするものであることを踏まえ、区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること。また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様に、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であること。

加えて、区の役割を拡充し、区を単位とする住民自治の機能を強化する観点から、下記2の総合区の設置の要否及び下記3の議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置の要否についても併せて議論することが望ましいこと。

2 総合区制度

- (1) 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができるものとされたこと。（法第252条の20の2第1項関係）

総合区は、指定都市の一部の区域に設置することも、全域に設置することも、また設置しないことも、いずれも可能であることを踏まえ、指定都市においては、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論し、総合区の設置の要否について検討する必要があること。

- (2) 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならないものとされたこと。（法第252条の20の2第2項関係）

- (3) 総合区にその事務所の長として総合区長を置くものとし、総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任するものとされたこと。（法第252条の20の2第3項及び第4項関係）

- (4) 総合区長の任期は、4年とするものとされたこと。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができるものとされたこと。（法第252条の20の2第5項関係）

- (5) 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表するものとされたこと。（法第252条の20の2第8項関係）

ア 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が

執行することとされたものを除く。)

イ 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

ウ 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

- (6) 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員を任免するものとされたこと。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意を得なければならないものとされたこと。（法第252条の20の2第9項関係）
- (7) 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができるものとされたこと。（法第252条の20の2第10項関係）
- (8) 総合区の区域内において選挙権を有する者は、その代表者から、市長に対し、総合区長の解職の請求をすることができるものとされたこと。（法第86条第1項関係）

3 その他

指定都市の議会においては、区を単位とする行政に住民の意思をより一層反映させる観点から、区単位の議会の活動が重要であることを踏まえ、地域の実情に応じて、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置くなど、区を単位として調査・審査等を行う仕組みを設けることも考えられること。

第2 指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項

1 指定都市都道府県調整会議

- (1) 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設けるものとされたこと。（法第252条の21の2第1項関係）

指定都市都道府県調整会議は、第2に関する規定の施行により、いわば自動的に設置されていることになるものであるが、開催回数や開催頻度等の会議の運営に関し必要な事項は、地域の実情に応じて、指定都市都道府県調整会議で定めるものであること。

なお、現在、指定都市と包括都道府県の間で会議が設置されている場合については、当該会議が、改正法により設けるものとされた指定都市都道府県調整会議と同様の性質を持つものであれば、当該会議を指定都市都道府県調整会議として位置付けることも可能であること。

また、一の都道府県内に複数の指定都市がある場合、改正法により設けるものとされた指定都市都道府県調整会議は各々の指定都市と包括都道府県の間で設けることとなるが、協議内容が互いに関連するなど、関係地方公共団体が適当と認める場合にあっては、同時に開催することも考えられること。

- (2) 指定都市都道府県調整会議は、指定都市の市長及び包括都道府県の知事をもって構成するものとし、指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市の議会の代表者、包括都道府県の議会の代表者等を構成員として加えることができるものとされたこと。（法第252条の21の2第2項及び第3項関係）

指定都市都道府県調整会議の構成員については、衆議院総務委員会附帯決議（平成26年4月24日）及び参議院総務委員会附帯決議（平成26年5月20日）において指定都市と都道府県それぞれの執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要であるとされたことを踏まえ、地域の実情や協議事項等に応じて必要な者を加えるなど適切に運用されたいこと。

- (3) 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、法第2条第6項又は第14項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあっては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあっては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができるものとし、求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならないものとされたこと。（法第252条の21の2第5項及び第6項関係）

2 指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告

- (1) 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、1の(3)による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に関し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができるものとされたこと。（法第252条の21の3第1項関係）

指定都市と都道府県間の二重行政の問題については、そのほとんどが、指定都市都道府県調整会議における当事者間の真摯な協議によって解決されることが望ましいものであり、上記勧告の求めは、万が一協議が進まず、第三者の調整により事態の打開を図る必要があると指定都市の市長又は包括都道府県の知事が判断し、議会の議決を経た場合に限り行うことを可能とするものであること。

- (2) 総務大臣は、(1)による勧告の求め（以下「勧告の求め」という。）があった場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならないものとされたこと。（法第252条の21の3第5項関係）

(3) (2)により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができるものとし、総務大臣は、意見の申出があったときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとされたこと。(法第252条の21の3第6項及び第7項関係)

(4) 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、法第2条第6項又は第14項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとされたこと。(法第252条の21の3第8項関係)

3 指定都市都道府県勧告調整委員

(1) 指定都市都道府県勧告調整委員は、2の(2)による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあった事項に関して意見を述べるものとされたこと。(法第252条の21の4第1項関係)

(2) 指定都市都道府県勧告調整委員は、3人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命するものとされたこと。(法第252条の21の4第2項関係)

第3 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

1 中核市の指定の要件を人口20万以上とするものとされたこと。(法第252条の22第1項関係)

2 特例市に関する規定を削除するものとされたこと。(改正前の法第2編第12章第3節関係)

3 第3に関する規定の施行の際現に特例市である市(指定都市又は中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。)については、第3に関する規定の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、人口20万未満であっても、中核市として指定することができるものとされたこと。(改正法附則第3条関係)

4 施行時特例市については、関係法律において、施行時特例市が現に処理することとされている事務を第3に関する規定の施行後においても引き続き処理するものとされたこと。(改正法附則第34条、第41条、第46条、第48条、第52条、第55条、第59条、第64条、第69条、第73条及び第75条関係)

5 中核市への移行にあたっては、事務移譲に伴う人的支援、財政措置に関し、都道府県と移行を目指す市の間で十分な調整を行うことが重要であり、市において適切な事務処理体制を構築するため、都道府県から市へ職員を派遣することなど、都道府県において地域の実情を踏まえた運用上の工夫を行うことが望ましいこと。

第4 連携協約制度等の創設に関する事項

1 連携協約制度

(1) 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区

域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができるものとされたこと。（改正後の法（以下「新法」という。）第252条の2第1項関係）

連携協約は、都道府県と市町村の間や異なる都道府県の区域に所在する市町村の間など、いかなる地方公共団体の間においても締結することが可能であることから、地方中枢拠点都市圏において圏域の中心都市が、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する異なる都道府県の区域に所在する市町村との間で締結することや、条件不利地域の市町村が都道府県との間で締結することなど、地域の実情に応じて有効に活用されたいこと。

- (2) 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならないものとされたこと。（新法第252条の2第6項関係）

連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、地方自治法等に定められるそれぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要があるが、連携協約とその他の規約を一体的に協議し、これらについて併せて議会の議決を経るなど、運用上の工夫を行うことが可能であること。

- (3) 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策（以下「処理方策」という。）の提示を求める旨の申請をすることができるものとされたこと。（新法第252条の2第7項関係）

- (4) 総務大臣又は都道府県知事は、(3)により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による処理方策の提示を求める旨の申請があつたときは、法第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならないものとされたこと。（法第251条の3の2第1項関係）

- (5) 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならないものとされたこと。（法第251条の3の2第3項関係）

- (6) (5)により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならないものとされたこと。（法第251条の3の2第6項関係）

処理方策の提示を受けた普通地方公共団体は、その内容に従う法的な義務を負うものではないが、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければなら

ないこととされていることを踏まえ、当該普通地方公共団体においては、当該処理方策の内容を尊重し、適切に紛争の解決を図られたいこと。

2 事務の代替執行制度

- (1) 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下「事務の代替執行」という。）ができるものとされたこと。（法第252条の16の2第1項関係）

事務の代替執行は、市町村の間において行う場合のほか、条件不利地域の市町村において近隣に事務の共同処理を行うべき市町村がない場合等において、市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨を踏まえつつ、都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって処理することができるようにすることを念頭に制度化されたものであり、地域の実情に応じて、適切に運用されたいこと。

- (2) 普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したのものとしての効力を有するものとされたこと。（法第252条の16の4関係）

上記の事務の代替執行の効果を踏まえ、事務の代替執行をする事務（以下「代替執行事務」という。）の処理について適切に意思疎通が図られるよう、代替執行事務の処理状況の報告や代替執行事務の処理方法についての協議を定期的に行うこと等をあらかじめ規約に定めておくことが望ましいこと。

また、代替執行事務の処理権限は事務の代替執行の求めを行った普通地方公共団体に残ることになるため、当該普通地方公共団体の議会は、代替執行事務の処理状況について必要な調査・審査等を行うものであること。

第5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例を設けるものとされたこと。（新法第260条の38及び第260条の39関係）

当該特例措置は、認可地縁団体から市町村長への申請に基づいて行うものであり、市町村長は、申請の際に当該認可地縁団体から提出される不動産の所有状況等に関する疎明資料を確認し、当該申請を相当と認める場合に公告手続に移るものであること。また、法第260条の2第1項の市町村長の認可を受けていない地縁団体が特例適用の対象となる不動産を有する場合にあっては、同項の認可を受けたいうで、特例適用を申請することが可能であること。

第6 施行期日

改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第4に関する規定については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第3及び第5に関する規定については平成27年4月1日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2、第252条の2第7項関係）

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38、第260条の39関係）

5. 施行期日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日、2、4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日

地方自治体における総合評価方式による入札制度に関するアンケート

問1 貴自治体または貴土木事務所所管の公共工事に関する概況についてお答え下さい。

(1) 所在地および区域の人口について該当する記号を○印で囲んで下さい。【県本庁はご記入不要です】

イ. 栃木県	ロ. 群馬県	ハ. 茨城県	1. 市	2. 町	3. 村	4. 本庁および県土木事務所
a. 5千人未満	b. 5千人以上1万人未満	c. 1万人以上2万人未満				
d. 2万人以上5万人未満	e. 5万人以上10万人未満	f. 10万人以上15万人未満				
g. 15万人以上20万人未満	h. 20万人以上25万人未満	i. 25万人以上(約 人)				

(2) 管理される道路・河川について当てはまる数字(概数可)を記入下さい。【県本庁はご記入不要です】

a. 路線数 () 延長 (km)	b. 河川数 () 延長 (km)
---------------------	---------------------

(3) 一般行政職の職員数について該当する記号を○印で囲んで下さい。【県本庁の場合、本庁職員のみ】

a. 50人未満	b. 50～99人	c. 100～199人	d. 200～499人
e. 500～999人	f. 1,000～1,499人	g. 1,500～1,999人	h. 2,000人以上(約 人)

(4) 上記(3)の一般行政職の職員の内、技術職員は何名ですか。該当する記号を○印で囲んで下さい。

a. 0人	b. 1～4人	c. 5～9人	d. 10～14人	e. 14～19人	f. 20～29人
g. 30～39人	h. 40～49人	i. 50～99人	j. 100～149人	k. 150～199人	l. 200人以上(約 人)

(5) 平成22年度の公共工事費の予算額について該当する記号を○印で囲んで下さい。

a. 2億円未満	b. 2～5億円未満	c. 5～10億円未満	d. 10～20億円未満
e. 20～40億円未満	f. 40～60億円未満	g. 60～80億円未満	h. 80～100億円未満
i. 100～200億円未満	j. 200～250億円未満	k. 250億以上(約 億)	

問2 貴自治体または貴土木事務所所管の入札の実態をお聞きいたします。ただし、総合評価方式による入札については問4以降お聞きしますので、ここでは、**総合評価方式は含めず**にお答えください。

【県の場合、(2)、(3)は本庁の方のみご記入ください】

(1) 入札・契約に関わる職員数について当てはまる数字(概数可)を記入下さい。

a. 契約担当課 事務職 人・技術職 人	b. 工事担当課 事務職 人・技術職 人
上記工事担当課の数 課	
c. その他の課 事務職 人・技術職 人(課名:)	

(2) 現在実施している入札形式の項目を○印で囲んで下さい。(試行も含む)

a. 一般競争入札	b. 条件付き一般競争入札	c. 事後審査型条件付き一般競争入札
d. その他の一般競争入札 ()		
e. 従来型指名競争入札	f. 公募型指名競争入札	g. 工事希望型指名競争入札
h. その他の指名競争入札 ()		
i. 随意契約		

(3) 平成22年度の各入札方式による発注標準基準金額(万円)をご記入ください。また、平成19年度から21年度の間金額の変更があった場合、適用年度およびその前年度の金額をご記入ください。

	平成22年度	適用年度(その前年度の金額は)
一般競争入札	万円以上	
条件付き一般競争入札		
事後審査型条件付き一般競争入札		
従来型指名競争入札		
公募型・工事希望型指名競争入札		
随意契約		

(4)平成20年度以降の各入札方式による発注件数はどのようになっていますか。件数をお答えください。

平成22年度は9月末でお答えください

	一般競争入札 (事前・事後条件付き含む)		指名競争入札 (他形式含む)		随意契約	
	建設工事	業務委託	建設工事	業務委託	建設工事	業務委託
平成20年度	件	件	件	件	件	件
平成21年度	件	件	件	件	件	件
平成22年度	件	件	件	件	件	件

(5)平成21年度の各入札方式による平均参加者・平均指名業者数をお答えください。

一般競争入札 (事前・事後条件付き含む)		指名競争入札 (他形式含む)	
貴行政区域内	区域外	貴行政区域内	区域外

(6)従来の指名競争入札に比べて一般競争入札は、入札契約担当者の業務はどの程度増加しましたか。割合をお答えください。

a.変わらない b.1~2割 c.3~4割 d.5割 e.6~7 f.8~9割 f.2倍以上 g.その他 ()

(7)それぞれの入札一件当たり入札契約担当者は何人で作業しますか。また、実質の作業時間をお答えください。

指名競争入札	a.	人	b.約	日間
一般競争入札	a.	人	b.約	日間

問3 平成17年に施行された品確法の基本理念である価格及び品質が総合的に優れた工事契約方法として総合評価方式が明示されました。これにより、「技術的な工夫の余地が小さい工事」にも工事品質確保の観点から総合評価方式での実施が求められましたが、貴職はこのことについてどう思われますか。該当する項目を○印で囲んで下さい。

a. 技術的な工夫の余地が小さい工事には必要ない	b. ある程度は取り入れる必要がある
c. 上記 a.の工事でも、工種によっては必要である	d. どちらともいえない
e. すべての工事に総合評価を取り入れる必要がある	f. 総合評価自体、導入の必要はない
g. 評価の仕組みを変える必要がある	h. わからない
具体的な項目があれば：)	i. 仕方ない

これ以降は、総合評価方式による入札についてお聞きいたします。

問4 総合評価方式による入札を実施していますか。(試行も含む)

a.実施している b.実施していない



問5へお進みください



実施していない場合、ページ6の問10からお答えください。

問5 総合評価方式に関する以下の項目にお答えください。【県の場合、(1)、(2)は本庁の方のみご記入ください】

(1) 総合評価方式による入札の導入または試行年度を記入下さい。

_____年度 (導入 ・ 試行)

(2) 実施している総合評価方式の形式を、下記の国の分類に合わせて該当する記号を○印で囲んで下さい。

a.特別簡易型 b.簡易型 c.標準型 d.高度技術提案型 e.その他 (_____)

(3) 総合評価方式による入札の組み合わせを記入下さい。

	例：事後審査型制限付き一般競争入札 (a.特別簡易型)
a.	_____
b.	_____
c.	_____

(4) 上記(3)の入札方式での入札件数および平成21年度の平均入札参加者をご記入ください。

	入札実施件数 (平成22年度は9月末でお答えください)			平成21年度平均入札参加者数	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	貴行政区域内	区域外
a.					
b.					
c.					

(5) 上記(3)の入札方式での発注標準基準金額についてお答えください。また、工種等その他の基準がある場合、簡単で結構ですのでご記入ください。

	発注標準基準金額	工種等その他の基準
a.	なし・ _____ 万円以上	なし・ある (_____)
b.	なし・ _____ 万円以上	なし・ある (_____)
c.	なし・ _____ 万円以上	なし・ある (_____)

問6 入札・契約手続きに伴う事務量に関してお答えください。

(1) 総合評価方式による入札を実施する場合、各課平均何人くらいの職員が関わりますか。

a.契約担当課 事務職 _____ 人・技術職 _____ 人	b.工事担当課 事務職 _____ 人・技術職 _____ 人
c.その他の課 事務職 _____ 人・技術職 _____ 人 (課名: _____)	

(2) 総合評価方式を実施するため、職員を増員しましたか。

a. 増員した _____ 人	b. 変わらない	c. 減少した
-----------------	----------	---------

↓ 増員した人数にOBなど嘱託職員は含まれていますか。

1. 含まない	2. 含む
---------	-------

(3) 総合評価方式を実施したことにより残業等の時間が増えましたか。数字(概数可)を記入下さい。

a. 増えた (_____ 時間)	b. 変わらない	c. 減った
--------------------	----------	--------

(4) 技術提案(評価資料)の評価・監督・検査等において外部機関を利用していますか。

a. 利用している	b. 利用できる外部機関はない	c. 内部職員で対応
-----------	-----------------	------------

↓ a. 利用している場合、その利用形態を下記よりお選びください

1. 近隣の市町村と共同で第三者委員会を設置・開催	2. 県の総合評価審査委員会等を活用
3. その他 (_____)	

(5) 総合評価に関する委員会を年に何回開催していますか。また、その平均参加人数をお答えください

庁内内部の会議	a.回数	回	b.委員数	内部	人		
第三者を含める会議	a.回数	回	b.委員数	内部	人	外部	人

(6) 総合評価方式による入札は次のような手順で行われると思いますが、事務量が增大となり負担となる項目はありますか。各項目に対し5段階で評価してください。

	入札手順例	負担である	やや負担	どちらともいえない	やや少ない	負担が少ない
①	どの工事に総合評価方式を採用するか方針決定	5	4	3	2	1
②	入札説明書、評価方法の原案作成	5	4	3	2	1
③	第三者である学識者に、総合評価採用の適否や評価方法の適正性について意見聴取。	5	4	3	2	1
④	契約審査委員会において、学識者の意見を踏まえた上で総合評価方式採用及び評価方法について最終決定	5	4	3	2	1
⑤	総合評価による一般競争入札であれば公告。総合評価による指名競争入札であれば指名通知	5	4	3	2	1
⑥	入札参加資格を確認する書類の受理および審査	5	4	3	2	1
⑦	参加事業者の評価に必要な資料等の受理	5	4	3	2	1
⑧	質問書に対する回答	5	4	3	2	1
⑨	入札及び事前審査または事後審査を実施	5	4	3	2	1
⑩	低入札価格調査制度の実施	5	4	3	2	1
⑪	学識経験者の意見聴取	5	4	3	2	1
⑫	落札者（契約相手）の最終決定・通知・公表	5	4	3	2	1

(7) 原案作成および評価資料の審査に関して下記の質問事項にお答えください。

質問事項		特別簡易型	簡易型	標準型
評価方法に関する	どのように感じましたか	a.難しい b.普通 c.易しい	a.難しい b.普通 c.易しい	a.難しい b.普通 c.易しい
	何人くらい必要でしたか	人	人	人
	どのくらいの日数を費やしましたか	約 日間	約 日間	約 日間
評価資料の審査	どのように感じましたか	a.難しい b.普通 c.易しい	a.難しい b.普通 c.易しい	a.難しい b.普通 c.易しい
	何人くらい必要でしたか	人	人	人
	一件の入札に関して、どのくらいの日数を費やしましたか	約 日間	約 日間	約 日間

(8) 従来の指名競争入札に比べて、入札契約担当者はどの程度事務量が増加しましたか。割合をお答えください。また、入札一件当たり何人で作業しますか。その実質作業時間をお答えください。

事務量の増加量	a.変わらない	b.1~2割	c.3~4割	d.5割	e.6~7割	f.8~9割	f.2倍以上
作業時間について	a.	人	b.約	日間			

(9) 入札契約の事務量から見て、現在の体制でどの程度の入札を総合評価方式で実施することができますか。該当する項目を○印で囲んで下さい。

特別簡易型の場合	a. すべて行える	b. 1～2割	c. 3～4割	d. 5割	e. 6～7	f. 8～9割	g. できない
簡易型の場合	a. すべて行える	b. 1～2割	c. 3～4割	d. 5割	e. 6～7	f. 8～9割	g. できない
標準型の場合	a. すべて行える	b. 1～2割	c. 3～4割	d. 5割	e. 6～7	f. 8～9割	g. できない

問7 どのような工事に総合評価方式を導入したら十分に機能すると思いますか。該当する記号を○印で囲んで下さい。

a. すべての工事（随意契約以外）
b. 工事規模 イ. 250万円以上 ロ. 500万円以上 ハ. 750万円以上 ニ. 1000万以上 ホ. 2000万以上 ヘ. 2500万円以上 ト. 3000万円以上 チ. 6000万円以上 リ. 1億以上 ス. その他（ ）
c. 工種 1. 土木 2. 建築 3. 舗装工事 4. 鋼構造物工事 5. 管工事 6. 電気工事 7. その他
d. 工事規模と工種（上記 b.c. の記号番号をご記入ください。 ）
e. その他（ ）

問8 今後、どのように入札を実施する方針ですか。該当する項目すべてを○印で囲んで下さい。

【県の場合、本庁の方のみご記入ください】

a. すべての入札を総合評価で行う	f. 工事規模や工種を絞って実施
b. 総合評価方式（特別簡易型）を増やす	g. 総合評価方式の導入を減らす
c. 総合評価方式（簡易型）を増やす	h. 指名競争入札と組み合わせて実施
d. 総合評価方式（標準型）を増やす	i. その他
e. 現状のままで様子を見る	（ ）

問9 総合評価方式を導入したメリットは感じていますか。該当する記号を○印で囲んで下さい。

総合評価方式の導入メリット	感じる	やや感じる	え ど ち ら と も い ない	やや感じない	感じない
a. 入札時、品質面でも考慮することにより、公共工事自体の品質が向上した（例えば、工事成績評定の点数が上がった）	5	4	3	2	1
b. 工事周辺の住民や利用者にはできるだけ迷惑をかけなくする（苦情が減った）	5	4	3	2	1
c. 価格と品質という2つの基準により業者を選定することから、談合防止に一定の効果があった。	5	4	3	2	1
d. 必要な技術力を有する建設業者が競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者が排除された。	5	4	3	2	1
e. 技術力向上に対する意欲を高めることにより、建設業者の育成に貢献している	5	4	3	2	1

※ 問12にお進みください。

ここからは、総合評価方式を実施していない自治体にお聞きいたします。

問 10 現在、総合評価方式の導入に関して、検討を行っていますか？

a.行っている→ 問 11へ b.行っていない→ 問 12へ

問 11 総合評価方式に関する導入検討内容に関してお聞きいたします。

(1) 実施予定年度はいつですか。

a.平成 22 年度中 b.平成 23 年度 c.平成 24 年度 d.わからない

(2) 検討を行っている総合評価方式はどの型式となりますか。該当する記号を○印で囲んで下さい。

a.特別簡易型(市区町村向け簡易型) b.簡易型 c.標準型 d.高度技術提案型 e.その他()

(3) 総合評価方式による入札の組み合わせは、どのような組み合わせですか。また、発注標準基準金額をご記入ください。

	例：事後審査型制限付き一般競争入札 (a.特別簡易型)	発注標準基準金額 (万円以上)
a.		1. なし 2.ある (万)
b.		1. なし 2.ある (万)
c.		1. なし 2.ある (万)

(3) 総合評価方式の導入に関して職員の増員を考えていますか

a.考えている (人) b.考えていない c.増員したいができない (希望増員数 人)

↓ 増員を考えている場合、OB など嘱託職員の採用は考えていますか。

1. 考えている 2. 考えていない

(4) 現在の職員で総合評価方式を実施した場合、一人当たりどの程度の事務量増加となると思いますか

a.変わらない b.1～2割 c.3～4割 d.5割 e.6～9割 f.2倍 g.その他 ()

(5) 技術提案の評価・監督・検査等において外部機関の利用を考えていますか

a. 考えている b.考えていない

↓ a. 考えている場合、以下の利用形態のうち、該当する記号を○印で囲んで下さい。

1.近隣の市町村と共同で第三者委員会を設置・開催 2.県の総合評価審査委員会等を活用
3.その他 ()

(6) 総合評価方式による入札の対象となる工事は、1年間で何件程度見込んでいますか。

a.わからない b.1～2件 c.3～5件 d.6～10件 e.その他 ()

問 12 最後に総合評価方式についてのご意見・ご感想をお聞かせください。(自由回答)

※入札契約手続きの事務量増加に関する実情や軽減するためのアイデア、また、導入して欲しい評価方法や項目または廃止して欲しい項目など、どのようなことでも結構ですので自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

「地方自治体における総合評価方式の運用実態に関するアンケート」

問1 平成22年度に行われた工事に関する入札の実施状況をお教えてください。なお、発注金額の総額は、当初契約金を基にお答えください。

(1) 発注件数および発注金額の総額をお教えてください。

a. 発注件数 _____ 件 b. 発注総額 _____ 億円

(2) 上記(1)の内、一般競争入札による実施状況をお教えてください。

a. 発注件数 _____ 件 b. 発注総額 _____ 億円

c. 不調によるもの _____ 件 d. 不落によるもの _____ 件

e. くじ引きによるもの _____ 件

(3) 一般競争入札の内、単独事業費および国庫補助費の件数割合および金額割合をお教えてください。なお、区分が不明な場合、単独事業費に加えてください。

a. 単独事業費 件数割合 _____ % 金額割合 _____ %

b. 国庫補助費 件数割合 _____ % 金額割合 _____ %

(4) 上記(1)の内、総合評価方式による実施状況をお教えてください。

a. 発注件数 _____ 件 b. 発注総額 _____ 億円 c. 逆転落札¹件数 _____ 件

d. 上記a.の内、特別簡易型²を使用したもの _____ 件

e. 特別簡易型²の内、逆転落札¹件数 _____ 件

1 逆転落札とは、価格点2位以下の者が総合評価点で1位となり落札することを指す。

2 特別簡易型とは、技術的工夫の余地が少ない工事において、技術提案や施工計画等を求めない型式を指す。

(5) 総合評価方式による入札の内、単独事業費および国庫補助費の件数割合および金額割合をお教えてください。なお、区分が不明な場合、単独事業費に加えてお答えください。

a. 単独事業費 件数割合 _____ % 金額割合 _____ %

b. 国庫補助費 件数割合 _____ % 金額割合 _____ %

(6) 以下に示す制度に関してお教えてください。なお、b.入札方式においては、該当する項目すべてを印で囲んで下さい。工種ごとに異なる場合は、土木としてお答えください。

1) 低入札価格調査制度の対象となる入札型式および工事の予定価格をお教えてください。

a. 設定なし

b. 入札方式 (イ.一般競争入札 ロ.総合評価方式による入札 ハ.その他の入札方式)

c. 予定価格 _____ 万円以上 ~ _____ 万円未満

d. その他 (_____)

2) 最低制限価格制度の対象となる入札型式および工事の予定価格をお教えてください。

a. 設定なし

b. 入札型式 (イ.一般競争入札 ロ.総合評価方式による入札 ハ.その他の入札型式)

c. 予定価格 _____ 万円以上 ~ _____ 万円未満

d. その他 (_____)

問2 総合評価実施にあたり、地方自治法施行令 167 条の 10 の2第4項等に基づく、学識者への意見聴取の場として、総合評価審査委員会等を設けていると存じますが、下記の問いにお答えください。

(1) 総合評価審査委員会等の構成はどのようになっていますか。

- a.学識経験者 のみで構成
- b.学識委員（学識経験者 ）と行政委員（都道府県所属職員）で構成（行政委員数 人）
- c.その他（ ）

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に基づき、意見を聴取することができる者を指す。

(2) 総合評価審査委員会設置要綱等において、委員の構成人数はどのように示されていますか。該当する項目を 印で囲んで下さい。なお、空白部分（ ____ ）には具体的な数値をご記入ください。

- a. ____ 名以上で組織
- b. ____ 名以内で組織
- c. ____ 名で組織
- d. ____ 名以内の委員， ____ 名以内の専門委員で組織
- e. 構成人数は具体的に示されていない
- f. その他（ ）

(3) 総合評価審査委員会設置要綱等において、委員会の開催数はどのように示されていますか。該当する項目を 印で囲んで下さい。なお、 の具体的な数値もご記入ください。

- a.必要と認めたとき開催
- b.原則として年 2 回開催
- c.原則として毎月開催
- d.原則として年 回開催
- e.開催数に関して具体的に示されていない
- f. その他（ ）

(4) 貴庁で委嘱された学識経験者の所属または所在地をお教えください。該当する項目すべてを 印で囲んで下さい。なお、公表されている場合、委員会名簿を同封していただければ、ご記入は不要です。（例： 土木事務所， 大学， 市）

	所属または所在地	所属または所在地
a. 弁護士		
b. 公認会計士		
c. 税理士		
d. 大学の教授等（土木・建築系）		
e. 大学の教授等（上記以外）		
f. 大学以外の教育機関（土木・建築系）		
g. 大学以外の教育機関（上記以外）		
h. 行政機関（国）		
i. 行政機関（県）		
j. 都道府県外郭団体 1		
k. 都道府県外郭団体 2		
l. その他（ ）		

(5) 現在、公共工物品質確保技術者資格を有する学識経験者はいますか。

- a. いる _____ 名
- b. いない

(6) 総合評価審査委員会設置要綱および他要綱・要領等において、学識経験者の委嘱選定基準等は、どのように示されていますか。該当する項目すべてを 印で囲んで下さい。

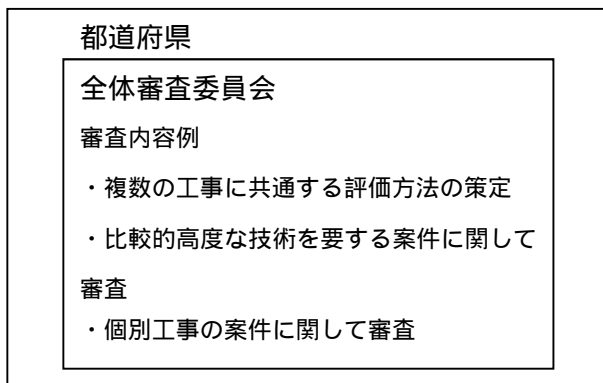
- a. 公正中立の立場で客観的に意見を述べることができる学識経験を有する者
- b. 総合評価方式による入札をよく理解している公平な立場にある学識者
- c. 国において公共工事の発注者としての実務経験を有する者
- d. 他都道府県において公共工事の発注者としての実務経験を有する者
- e. 公共工事の発注者としての実務経験を有する者
- f. 関係行政機関職員
- g. 自都道府県に職員として過去に在籍していない者
- h. 公共工物品質確保技術者資格を有する者
- i. 都道府県外郭団体役職員
- j. 大学教員
- k. 大学教員に準ずる者
- l. 自己又は3親等以内の親族の利害に関係のない者
- m. その他 ()

(7) 総合評価審査委員会等の設置方法について、該当する項目を 印で囲んで下さい。

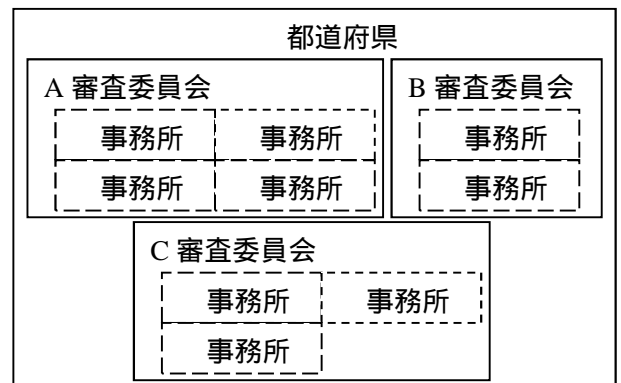
- a. 貴庁のみで設置
- b. 管内市町村と共同で設置 (市町村:)

(8) 総合評価審査委員会等について、下図 a. ~ d. の設置イメージの中から該当する項目を 印で囲んで下さい。なお、該当する項目が無い場合、a. ~ c. は修正または d. に追記してお教えてください。

a. 全体委員会のみ設置 次頁(10)へ

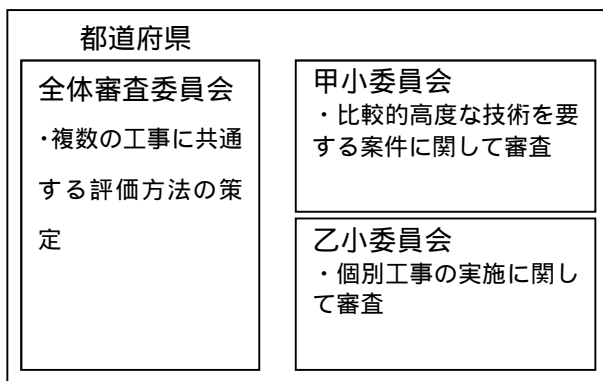


b. 地域ブロックのごとに委員会を設置

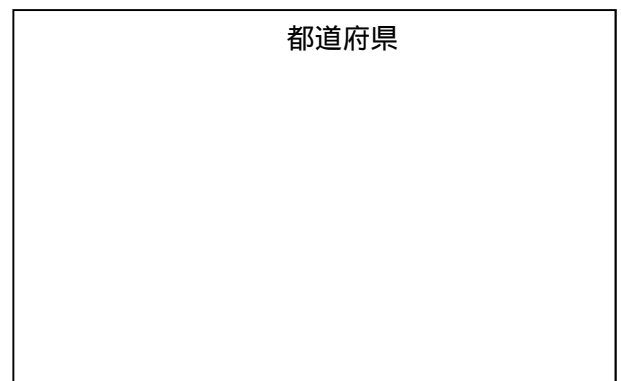


地域ブロックとは、発注権限のある複数の出先事務所をまとめ、代表する事務所に委員会事務局を設置。

c. 全体委員会以外の小委員会(分科会)設置



d. その他



(9) 前記(7)b. c. d.の項目を選択した場合、委員会の設置場所および管轄するエリアをお教えください。(例：本庁、 土木事務所、 地域振興局)

委員会設置場所	管轄するエリア(事務所名または市区町村名)

(10) 学識経験者の意見聴取方式について、あてはまる個所にお付けください。また、平成22年度に行われた、実施回数および審査件数をご記入ください。

1) 総合評価の実施方針策定や複数の工事に共通する評価方法策定の場合

- a. 会議等の場を設置し、審議する会議方式
- b. 会議等の場を設置しているが、運用上、個別に審議する方式(持ち回り会議)を採用。
- c. 会議等の場を設置しないで、個別に審議する方式

実施回数 _____ /年, 審査件数 _____ /1回あたり(地域ブロックあたり)

2) 個別工事において、実施の適否や落札者決定基準を定めようとする場合

- a. 会議等の場を設置し、審議する会議方式
- b. 会議等の場を設置しているが、運用上、個別に審議する方式(持ち回り会議)を採用。
- c. 会議等の場を設置しないで、個別に審議する方式

実施回数 _____ /年, 審査件数 _____ /1回あたり(地域ブロックあたり)

3) 個別工事において、落札者決定の場合(落札者を決定しようとするとき改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合)

- a. 会議等の場を設置し、審議する会議方式
- b. 会議等の場を設置しているが、運用上、個別に審議する方式(持ち回り会議)を採用。
- c. 会議等の場を設置しないで、個別に審議する方式

実施回数 _____ /年, 審査件数 _____ /1回あたり(地域ブロックあたり)

(11) 持ち回り会議や個別に審査する方式を実施している場合、以下の問いにお答えください。

1) 学識経験者への意見聴取方法はどのように行っていますか。

- a. 学識経験者のもとを訪問し意見を聴取
- b. 電話やEメール等を活用して文書により意見を聴取
- c. その他()

2)審査は2名以上の学識経験者から意見を聴取する必要がありますが、委員の選定方法について、あてはまる項目すべてに をお付けください。

- a. 委員の所属先を考慮
- b. 委員の勤務地（地域性）を考慮
- c. その他（ ）

(12)現在行っている学識経験者への意見聴取に関して、あてはまる項目すべてに をお付けください。

- a. 自機関の審査件数が増え、現状の運営方法では対応は難しい
- b. 今後、審査件数が増えても、現状の運営方法で対応できる
- c. 市区町村の審査依頼が増え、現状の運営方法では対応は難しい
- d. 学識経験者との日程調整が困難である
- e. 学識経験者の人選が困難である
- f. 日程調整の関係により発注手続きが遅れることがある。
- g. 持ち回りおよび個別に審議する方式の場合、移動に時間がかかる。
- h. 持ち回りおよび個別に審議する方式の場合、意見聴取に時間がかかる。
- i. 特に問題はない。
- j. その他（ ）

問3 総合評価方式による入札実施に関して、管内の市区町村(政令指定都市は除く)への支援状況について、以下の問いにお答えください。

(1)管内の市区町村への支援を主に担当している部課名および職員数をお教えてください。

a. 部課名 _____ b. 事務職 _____ 人・技術職 _____ 人

(2)総合評価方式実施に関する市区町村への支援を目的とした要綱等がありますか。

- a. ある（当該要領等の名称： _____）（3）へ
- b. 他の要領等で示している。
（当該要領等の名称： _____）（3）へ
- c. ない 次頁（4）へ

(3)上記(2)における要綱等の記載内容について、あてはまる項目すべてに をお付けください。

- a. 総合評価審査委員会設置要綱等の作成支援に関すること
- b. 総合評価審査委員会設置に関すること
- c. 落札者決定基準等の作成支援に関すること
- d. 都道府県が設置した、総合評価審査委員会等の活用に関すること
- e. 都道府県が委嘱した、学識経験者の派遣に関すること
- f. 設計、積算、監督、検査等の支援に関すること
- g. 市区町村の費用負担に関すること
- h. その他（ _____）

(4) 管内の市区町村における公共工物品質確保推進に向けて、どのような支援を行っていますか。あてはまる項目すべてに をお付けください。

- a. 総合評価方式による入札制度の導入に関する意見収集のため、市区町村へのアンケート実施
- b. 総合評価方式に関しての市区町村からの意見や要請等に対して窓口を設置
- c. 総合評価方式導入に関して、市区町村向け説明会を開催
- d. 市区町村で実施する講習会・説明会への講師派遣等
- e. 都道府県で実施する研修・講習会への市区町村職員の受入れ
- f. 総合評価方式関係資料の送付
- g. 総合評価方式実施に当たり、技術職員を市区町村へ派遣
- h. 工事成績の有効活用のための市町村向け工事成績評定要領(案)の作成・普及
- i. 希望する管内市区町村において、資格審査などの入札契約手続等の統一化
- j. 工事発注に関する情報等を市区町村と共同開設
- k. 市区町村の総合評価方式の普及を意識し、施工計画審査を簡略化した総合評価方式を実施
- l. 都道府県発注工事を対象に、工事検査や成績評定に関して市区町村職員が臨場
- m. 市区町村発注工事を対象に、都道府県職員による工事検査や成績評定の実施またはアドバイス
- n. 市区町村への技術的な支援や検査監督体制の強化を図るため、退職者等の人材活用制度
- o. 総合評価に関する要綱、ガイドライン等の作成支援
- p. 都道府県が委嘱した学識経験者の派遣
- q. その他()

(5) 上記(4)において、「e. 都道府県で実施する研修・講習会への市区町村職員の受入れ」、「l. 都道府県発注工事を対象に、工事検査や成績評定に関して市区町村職員が臨場」の場合、参加市区町村、人数を概数で結構ですでお教えてください。

- 1) 「e. 都道府県で実施する研修・講習会への市区町村職員の受入れ」
 - a. 市区町村数 _____
 - b. 受入れ数 _____ 名
- 2) 「l. 都道府県発注工事を対象に、工事検査や成績評定に関して市区町村職員が臨場」
 - a. 市区町村数 _____
 - b. 参加数 _____ 名

(6) 学識経験者への意見聴取の場を独自に設置している市区町村に対して、貴庁の職員を学識経験者として派遣していますか。

- a. 派遣している 市区町村数 _____ 派遣職員数 _____ 名
- b. 派遣していない

問4 地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 第 4 項等に基づく、学識経験者への意見聴取に関して、管内の市区町村(政令指定都市は除く)への支援状況についてお伺いいたします。

(1) 学識経験者への意見聴取に関して、管内の市区町村からの依頼受付窓口はどこですか。

- a. 本庁で一括受付
- b. 総合評価審査委員会等が設置してある土木事務所等の出先機関
- c. その他()

(2) 平成 22 年度の依頼状況をお教えてください。

a. 依頼のあった市区町村数 _____ b. 1 市区町村あたりの案件 _____ 件

(3) 学識経験者への意見聴取に関して、市区町村から依頼された場合、審査方法はどのような方式をとっていますか。あてはまる項目に _____ をつけてください。

- a. 本庁等に設置した全体委員会で審議
- b. 出先事務所（地域ブロックを含む）に設けられた委員会で審議
- c. 個別工事の審査のため設けられた、小委員会等で審議
- d. 持ち回り方式および個別に審議する方式の場合、都道府県の審査日時に合わせて審議
- e. 持ち回り方式および個別に審議する方式の場合、学識経験者と個別に日程を調整して審議
- f. その他（ _____ ）

(4) 学識経験者への意見聴取はどのように行っていますか。

- a. 市区町村担当者が個別に意見聴取を行う
- b. 都道府県職員が同席し、市区町村担当者が意見聴取を行う
- c. 市区町村担当者が同席し、都道府県職員が意見聴取を行う
- d. 市区町村に委任され、都道府県職員が意見聴取を行う
- e. その他（ _____ ）

問5 以下の設問に対して、貴職のご意見をお聞かせください。(自由回答)

(1) 現在、一般競争入札実施において不調・不落等問題となっておりますが、管内の市区町村における現状について、ご意見をお聞かせください。

1) 市区の場合

不調・不落により入札が成立しないもの

a. 全体的に見受けられる b. 目につく市区がある c. ほとんど見受けられない d. 不明
くじ引きにより落札者が決定したもの

a. 全体的に見受けられる b. 目につく市区がある c. ほとんど見受けられない d. 不明

2) 町村の場合

不調・不落により入札が成立しないもの

a. 全体的に見受けられる b. 目につく町村がある c. ほとんど見受けられない d. 不明
くじ引きにより落札者が決定したもの

a. 全体的に見受けられる b. 目につく町村がある c. ほとんど見受けられない d. 不明

(2) 今後、管内の市区町村において、総合評価方式による入札の実施件数が増加してゆく（本格的な導入）前提のもと、どの程度の規模であれば、学識経験者への意見聴取の場を独自に設置できると思いますか。なお、市区町村規模を人口として表現しておりますが、管内の市区町村における入札実施状況等に合わせご意見をお聞かせください。あてはまる項目すべてに _____ をお付けください。

- a. 都道府県庁所在地（人口規模関係なく）
- b. a. 以外の人口 50 万人以上
- c. a. 以外の人口 30 万人以上
- d. a. 以外の人口 20 万人以上
- e. a. 以外の人口 10 万人以上
- f. すべての市や区
- g. 市区町村規模には関係ない
- h. その他（ _____ ）

(3) 総合評価方式による入札制度の導入理解に関して、管内の市区町村に対して説明等に伺っていると思いますが、あてはまる項目に をお付けください。

1) 市区町村の首長訪問時、総合評価方式導入に関しての受け止め方はどうでしたか。

市区長に関して

a. 積極的な首長が多い b. どちらともいえない c. 積極的な首長が少ない

町村長に関して

a. 積極的な首長が多い b. どちらともいえない c. 積極的な首長が少ない

2) 市区町村の担当事務局訪問時、総合評価方式導入に関しての受け止め方はどうでしたか。

市区に関して

a. 積極的な市区が多い b. どちらともいえない c. 積極的な市区が少ない

町村に関して

a. 積極的な町村が多い b. どちらともいえない c. 積極的な町村が少ない

3) 市区町村訪問時にどのような意見や依頼が多かったですか。

a. 事務量等の増大に関して

e. 発注業務の支援に関して

b. 技術系職員の不足に関して

f. 設計・積算業務の支援に関して

c. 市区町村内の業者の育成に関して

g. 監督・検査業務の支援に関して

d. 学識経験者への意見聴取に関して

h. その他 ()

問6 学識経験者への意見聴取および総合評価方式による入札制度全般に関してご意見・ご感想をお聞かせください。(自由回答)

都道府県名、部課名をご記入ください。

都道府県名 _____

部課名 _____

ご協力ありがとうございました。

「基礎自治体における総合評価方式による入札実施状況に関するアンケート」

問1 貴自治体の概況についてお伺いします。

(1)自治体の区分および人口について該当する記号を 印で囲んで下さい

1. 指定都市 2. 指定都市以外の市 3. 区 4.町 5. 村		
a. 5千人未満	b. 5千人以上1万人未満	c. 1万人以上2万人未満
d. 2万人以上5万人未満	e. 5万人以上10万人未満	f. 10万人以上15万人未満
g. 15万人以上20万人未満	h. 20万人以上25万人未満	i. 25万人以上30万人未満
j. 30万人以上35万人未満	k. 35万人以上40万人未満	l. 40万人以上(約 万人)

(2)貴自治体の行政区域の中に都市計画区域等がありますか。該当する記号を 印で囲んで下さい

- a. 都市計画区域 1.ない 2.ある
 b. 市街化区域はありますか。ある場合、市街化区域面積は都市計画区域の何割ですか
 イ) ない ロ) 1~2割 ハ) 2~3割 ニ) 3~4割 ホ) 4割以上

(3)一般行政職の職員数および技術系職員数をお教えてください

- a. 一般行政職数 _____人 b. 土木・建築系の技術系職員数 ¹ _____人

(4)平成22年度から平成24年度において、常勤の一般行政職員の新規採用者数をお教えてください。なお、技術系職員としての採用枠がない場合は項目b.に をお付けください。

	H22年度	H23年度	H24年度
a. 一般行政職員全体			
b. 全て一般行政職で採用(技術系職員として採用枠なし)			
c. a.の内、土木・建築系の技術系職員 ¹			

問2 平成23年度に行われた工事に関する入札の実施状況をお伺いします。なお、発注金額の総額は、当初契約金を基にお答えください。

(1)発注件数および発注金額の総額をお教えてください。

- a. 発注件数 _____件 b. 発注総額 _____千万円

(2)上記(1)の内、一般競争入札 ²による実施状況をお教えてください(但し、総合評価は含まない)。

- a. 発注件数 _____件 b. 発注総額 _____千万円
 c. 不調によるもの _____件 d. 不落によるもの _____件
 e. くじによる落札者決定によるもの _____件

(3)上記(1)の内、総合評価方式による実施状況をお教えてください。

- a. 発注件数 _____件 b. 発注総額 _____千万円 c. 逆転落札 ³件数 _____件
 d. 上記a.の内、特別簡易型 ⁴を使用したもの _____件 発注総額 _____千万円
 e. 上記a.の内、指名競争入札を使用したもの _____件 発注総額 _____千万円
 f. 特別簡易型 ⁴の内、逆転落札 ²件数 _____件

(4) 政府調達協定対象工事以外の一般競争入札²について、適応する最低金額基準を教えてください

a. 最低金額基準(1. 予定価格 2. 設計金額)(_____ 万円以上)

問3 総合評価の実施状況について、お伺いします。該当する記号を 印で囲んで下さい

(1) 現在、導入している、総合評価の型式をお教えてください。実施していない場合は問6へお進みください。

a. 特別簡易型⁴ b. 簡易型⁵ c. 技術提案型⁶ d. その他の型式(_____)

(2) 総合評価を本格的に実施した年度および試行開始年度をお教えてください。また、概数で結構ですので、もしわかれば、本格導入前(試行時)に行われた総合評価発注件数も合わせてお教えてください。

1) 本格実施年度(_____ 年度)

2) 試行開始年度(_____ 年度) 試行時の発注件数(_____ 件)

(3) どのような工事に総合評価方式を採用しているか、総合評価の適応基準をお教えてください。

a. 一定の価格以上の工事全て

b. 一定の価格以上の工事の内、一部を対象

c. 一般競争入札²全て

d. 一般競争入札²の内、一部を対象

e. 価格の基準を用いることなく、総合評価にふさわしい工事

f. その他(_____)

} 下記1, 2のどちらかに をお付けください
1. 予定価格
2. 設計金額
(_____ 万円以上)

(4) 上記(3)において、b.およびd.の「一部を対象」、e.の「総合評価にふさわしい工事」と回答した方にお聞きいたします。その対象工事の適応となる基準は何ですか。

a. 工種(1. 土木一式 2. 建築一式 3. 橋梁等の鋼構造物 4. その他(_____))

b. 今までに経験や実績の少ない特殊な工事

c. 国庫補助対象工事

d. その他(_____)

(5) 試行期間においてどのような効果がありましたか。あてはまる項目すべてに をつけてください。

a. 総合評価対象工事の工事成績が上がった

m. 下請けへのしわ寄せ防止

b. 不調・不落が減った

n. 談合情報件数が減少した

c. 請負業者がこれまで以上に誠実に工事に取り組む姿勢が見られるようになった

o. 監督員の増員や中間検査回数を増やすなど、監視監督体制が強化された

d. 業者の技術力向上に対する意欲が高くなった

p. 不良不適格業者を排除できた

e. 工事の品質向上が図られ、市民に質の高い公共物を提供できた

q. 地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となった

f. 入札参加者が入札前に現場をよく見るようになった

r. 苦情件数の減少した

g. 災害協定等、色々な面で協力が得られた

s. 評価の客観性・統一性を確保ができた

h. 安全面や住民に配慮した施工管理がなされた

t. 工事業者の能力を適切に評価ができた

i. 企業の育成、技術力の向上につながった

u. 技術提案及び創意工夫の活用ができた

j. くじによる落札者決定の回避に効果的であった

v. その他(_____)

k. ダンピング受注の増加に歯止めをかけられた

(6) 貴自治体が総合評価を本格導入する際、最も影響したことは何ですか。影響が高いと思われた項目すべてに をつけてください。なお、現在試行中の場合は、本格導入を試行導入と読み替えてお答えください。

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| a. 国からの要請 | l. 一般競争入札導入 ² により価格競争が激化した |
| b. 都道府県からの要請 | m. 予定価格を著しく下回る低価格入札が増加した |
| c. 首長による強いリーダーシップ | n. 不調・不落が増大した |
| d. 議会(議員)の要望 | o. 工物品質等の低下が懸念された |
| e. 契約担当部署の要望 | p. 地元建設業者の倒産が懸念された |
| f. 工事担当部署の要望 | q. 下請けへのしわ寄せが懸念された |
| g. 住民やその活動グループの要望 | r. 技術力の無い業者の政治的なつながりによる受注を懸念 |
| h. 地元選出の都道府県議員の要望 | s. 過去に首長や職員の公共調達に関する不祥事等 |
| i. 地元選出の国会議員の要望 | t. 他自治体の導入実施状況を見て |
| j. 職員組合の要望 | u. 総合評価に関して十分な周知期間がとれた |
| k. 地元建設業者・協会からの要望 | v. 一定件数であれば実施可能と判断できた |
| l. 有識者からの意見 | w. その他() |

問4 総合評価実施にあたり、地方自治法施行令167条の10の2等に基づく、学識者への意見聴取の場として、総合評価審査委員会(第三者委員会)を設けていると存じますが、下記の問いにお答えください。

(1) 総合評価審査委員会等の設置方法について、該当する項目を 印で囲んで下さい。

- a. 貴庁のみで設置 b. 管内市町村と共同で設置(市町村数:)
c. 設置していない。都道府県の委員会を利用 → 問5へ

(2) 総合評価審査委員会等の構成はどのようになっていますか。

- a. 学識経験者⁷のみで構成(___人)
b. 学識委員(学識経験者⁷)(___人)と行政委員(市区町村所属委員数___人)で構成
c. その他()

(3) 公共工物品質確保技術者資格を有する学識経験者⁷はいますか。

- a. いる _____名 b. いない c. わからない

(4) 学識経験者⁷の意見聴取方式について、あてはまる個所に をお付けください。また、平成23年度に行われた、実施回数および審査件数をご記入ください。なお、平成23年に総合評価を実施していない場合、平成22年を対象としてご記入ください。

1) 総合評価の実施方針策定や複数の工事に共通する評価方法策定の場合

- a. 会議等の場を設置し、審議する会議方式
b. 会議等の場を設置しているが、運用上、個別に審議する方式(持ち回り会議)を採用。
c. 会議等の場を設置しないで、個別に審議する方式
実施回数 _____ /年, 審査件数 _____ /1回あたり

2) 個別工事において、実施の適否や落札者決定基準を定めようとする場合

- a. 会議等の場を設置し、審議する会議方式
b. 会議等の場を設置しているが、運用上、個別に審議する方式(持ち回り会議)を採用。
c. 会議等の場を設置しないで、個別に審議する方式
実施回数 _____ /年, 審査件数 _____ /1回あたり

問5 現在、総合評価の本格的導入が進まない理由として、「事務負担」、「総合評価審査委員会の運営」、「手続きに伴う時間」等に関する意見が多く挙げられていますが、貴自治体の状況をお聞かせください。

(1)事務量の増大に関して、あてはまる項目に をつけてください。

- a. 試行において負担とはならなかった
- b. 発注を重ねることにより、軽減している
- c. 事務量は増えるが、発注件数が少ないため、事務的負担は小さい
- d. 事務量は増えるが、対象工事を同種・類似の工事に絞っているため、事務的負担は小さい
- e. 職員の配置を見直し、発注のための体制を整備した
- f. 発注件数が増大し、体制を見直す必要がある
- g. 現在も負担である

(2)学識経験者 7 の人選に関して、あてはまる項目に をつけてください。

- a. 人選に苦労はしなかった
- b. 近隣に大学や高等専門学校がなく、人選に苦労した
- c. 実務に精通する専門家少なく、人選に苦労した
- d. 他自治体と学識経験者が重なり、人選に苦労した
- e. その他()

(3)総合評価審査委員会等の運営に関して、あてはまる項目に をつけてください。

- a. 順調に運営している。負担は少ない。
- b. 対象工事を同種・類似に絞っているため、実施回数が少なく負担は少ない
- c. 対象工事に関して一括で意見聴取を行っており、負担は少ない
- d. 対象工事ごとに審査を行っているため、負担となっている
- e. 審査件数が増え、現状の運営方法を変える必要がある
- f. 学識経験者への報償費等が負担である
- g. 学識経験者との日程調整が困難である
- h. 持ち回りおよび個別に審議する方式の場合、意見聴取に時間がかかる。
- i. その他()

(4)総合評価実施に当たって、部内調整会議や評価項目の審査、学識経験者の審査など、手続きに伴う時間に関して、あてはまる項目に をつけてください。

- a. 指名競争に比べ、手続きに時間はかかるが、残業が増える等、日常業務に支障はきたさない
- b. 導入当初は、手続きに時間がかかっていたが、現在、日常業務に支障はきたさない
- c. 発注が遅れることはないが、手続きに時間がかかり、今後、見直す必要がある
- d. 手続きに時間がかかり、発注が遅れることがあり、今後、見直す必要がある
- e. その他()

(5)現在、部内調整会議や評価項目設定から契約までに、費やす時間をお教えてください。

- a. 指名競争入札の場合 _____ヶ月程度
- b. 技術提案や施工計画等を求めない総合評価の場合 _____ヶ月程度
- c. 施工計画等を求める総合評価の場合 _____ヶ月程度

問6 社会人経験者を対象とした中途採用制度についてお伺いします。該当する項目に をお付けください。

(1) 中途採用の実績についてお聞きます。また、実績がある場合、職務経験年数等、ご記入願います。

- a. 社会人経験者を対象とした中途採用制度はない
- b. 社会人経験者を対象とした中途採用制度はあるが、土木・建築系の技術系職員の採用なし
- c. 土木・建築系の技術系職員として社会人経験者を対象とした中途採用の実績あり
職務経験年数 約 _____ 年 過去5年間の職員採用人数 _____ 人
年齢制限 _____ ~ _____ 歳まで 上記 の内、土木・建築系技術系採用数 _____ 人

(2) 社会人経験者を中途採用することについてどのようにお考えですか。

- a. 即戦力として有効であり、推進の必要あり
- b. 特に、土木・建築等の技術系職員が必要
- c. 特に、一般事務職系の職員が必要
- d. 課題もあり、見直しが必要である
- e. 推進する必要はない
- f. その他(_____)

(3) 土木・建築等の技術系職員として中途採用した場合、特に補強したいと思われる業務を2つ選んでください。

- a. 計画業務
- b. 設計・積算業務
- c. 入札・契約業務
- d. 工事監督業務
- e. 検査業務
- f. その他(_____)

問7 職員の業務領域の拡大、先進的な行政手法や高度な専門的知識の習得を図るため、国・地方自治体や自治大学校等の研修専門機関への派遣等行っていると思われませんが、職員の研修制度に関して以下の項目についてお伺いします。

(1) 公共調達に関する、派遣や研修を行っていますか。

- a. 貴自治体内で研修を行っている
- b. 国や都道府県の短期研修に参加している
- c. 他専門機関で研修を行っている(下記(2)を参照)
- d. 国や都道府県等に長期派遣(1年程度)を行っている
(ア) 派遣先は(1.国の機関 2.都道府県 3.市区町村 4.その他)
- e. 公共調達に関する、派遣や研修を行っていない

(2) 上記、(1)でc.と答えた方に、お尋ねいたします。研修先をお教えてください。あてはまる項目すべてに をつけてください。

- a. 国土交通大学校
- b. 自治大学校
- c. 各地方整備局研修所
- d. 都道府県研修所
- e. 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
- f. 全国市町村国際文化研修所
- g. 都道府県にある市町村職員研修センター
- h. 都道府県にある建設技術センター
- i. 全国建設研修センター
- j. 県や市町村合同研修会
- k. その他

問 8 平成 11 年（1999 年）以降のいわゆる平成の大合併についてお伺いします。

(1) 合併年度および合併自治体数をお教えてください。(複数回の合併を行った場合、合併年度は、最終合併年度をお答えください)

- a. 合併を行っていない →問9へ
- b. 合併年度(____年度) 合併自治体数(____市____町____村)

(2) 合併前、貴自治体を含め合併相手の総合評価の実施をお聞かせください。また、3自治体以上の合併の場合、自治体数も合わせてご記入ください。

- a. 本格実施 自治体数(____市____町____村)
- b. 試行中 自治体数(____市____町____村)
- c. 未導入 自治体数(____市____町____村)

(4) 合併後、以下の項目に関して、どのように変わりましたか。「大きくなった」から「小さくなった」の5段階でお答えください。

	大きくなった等	どちらかと言えは大きく	変わらない	どちらかと言えは小さく	小さくなった等
a. 工事の発注規模	5 大きくなった	4	3	2	1 小さくなった
b. 指名業者数	5 増やした	4	3	2	1 減らした
c. 一般競争入札参加者	5 増えた	4	3	2	1 減った
d. 土木部門の職員数(他部門と比較して)	5 増えた	4	3	2	1 減った
e. 工事に関する一人当たりの仕事量	5 増えた	4	3	2	1 減った
f. 発注に関する一人当たりの仕事量	5 増えた	4	3	2	1 減った
g. 総合評価の実施に関する事務負担	5 増えた	4	3	2	1 減った
h. 広域的な視点から、道路や市街地の整備などの効率	5 良くなった	4	3	2	1 悪くなった

問 9 総合評価は、落札者の決定に至るまでの発注者の事務量の増大が懸念され、特に小規模な市町村ほど抵抗感は強く導入が進まない状況が見られます。今後、総合評価実施における事務負担の軽減対策として、周辺市町村間による広域連携による処理が考えられます⁸。そこで、以下の項目についてお伺いします。

(1) 公共工事の調達に関して、地方自治法第252条の7～13に示される「機関等の共同設置」を適応することに関して、あてはまると思われる項目に お付けください。

- a. 専門的な知識や経験を持った職員が減少しており、検討する必要がある
- b. 財政負担の軽減を図るため、検討する必要がある
- c. 入札制度の改革により、事務負担が増えており、検討する必要がある
- d. どちらかといえば、特別地方公共団体を設立する広域連合や一部事務組合の方が有効的である
- e. どちらかといえば、協議会や事務委託の方が有効的である
- f. 公共工事の調達に関して行うべきではない。
- g. その他()

(2)「機関等の共同設置」において、有効に機能すると思われる業務に をつけてください

- a. 計画 b. 設計・積算 c. 入札、契約 d. 施工監理
e. 検査 f. 維持管理 g. その他()

(3)「機関等の共同設置」に関して問題となるとと思われる項目に をお付けください

- a. 緊急時の災害対策に関して対応が困難 g. 発注権限が希薄になる
b. 単独で行うよりも事務処理に時間がかかる h. 自職員の育成が滞る可能性がある
c. 財政負担の軽減を図ることができるか不明 i. 地元業者の育成が図れなくなる
d. 会計処理上の手続き区分が不明確になる j. 情報漏えいが懸念される
e. 住民に対するの説明責任が希薄になる k. その他()
f. 共通化を図るため独自色を出せない

(4)「機関等の共同設置」は総合評価の導入・拡大に関して有効な手法の一つになると思われませんか

- a. 思う b. やや思う c. わからない d. やや思わない e. 思わない

問10 総合評価の導入・拡大を検討する上で、受注者の属性を把握する必要があります。そこで、発注基準額、競争入札参加資格者名簿登録者数および地域制限等お伺いします。

(1)工事に関する競争入札参加資格者名簿登録者数をお教えてください

- a.市区町村内 ____者 b.都道府県内 ____者 c. 都道府県外 ____者

(2)発注基準額は、予定価格、設計金額のどちらを採用していますか。あてはまる項目に をお付けください。

- a.予定価格 b.設計金額

(3)地元産業の活性化等を目的に一般競争入札参加者に地域要件を設ける場合、価格競争、総合評価のそれぞれ をつけてください。もし、発注基準額によって異なる場合は、最低価格も合わせてご記入願います。

地域区分	価格競争の場合	総合評価適応の場合
a. 自市区町村内に本社(本店)		
b. 自市区町村内に本社(本店)、支店(営業所)		
c. 近隣市区町村(地域ブロック)に本社		
d. 近隣市区町村(地域ブロック)に本社・支店		
e. 都道府県内に本社・支店		

(4)発注基準額、競争入札参加資格格付けをお教えてください。なお、回答は土木一式としてお答えください。

等級	発注基準額(万円)	入札参加資格格付け
A		
B		
C		
D		
E		

(5) 競争入札参加資格者名簿登録者数をお教えてください。なお、回答は土木一式としてお答えください。

格付け	競争入札参加資格者名簿登録者数			
	市区町村内		都道府県内	都道府県外
	本社・本店	支店・営業所		
A				
B				
C				
D				
E				

(自由回答) 都道府県における総合評価実施件数割合と市区町村平均工事発注件数をもとに、一般的な市区町村における総合評価実施可能件数を推計しました。その結果、市区の場合約 70 件、町の場合約 20 件、村の場合約 10 件となりました。この結果についてお伺いいたします。

(1) 上記に示した自治体区分ごとの実施可能件数は、妥当な数値だと思いますか

- a. 実施可能である b. やや可能 c. どちらともいえない d. やや難しい e. 難しい

(2) 上記(1)で a以外にお答えいただいた方にお伺いいたします。貴自治体の状況と照らし合わせてみて、上記の実施可能件数の何割程度でしたら、近い将来(例えば3年後)、実施可能になると思われますか。

- a. 8割程度 b. 6割程度 c. 4割程度 d. 2割程度 e. 1割程度

(自由回答) 「機関等の共同設置」および「総合評価方式による入札制度全般」に関してご意見・ご感想をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

無記名で結構ですが、よろしければ、市区町村名をご記入ください。

市区町村名 _____

ご協力ありがとうございました。

<参考文献>

- 1) 国土交通省：建設省発地方公共団体あて通知,
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/bidding2/tsuchi.htm>
- 2) 地方自治法令研究会 編集：自治六法 平成 25 年度版, ぎょうせい
- 3) 国土交通省：「公共工事の入札契約制度」, <http://www.mlit.go.jp/common/000005427.pdf>
- 4) 全国都道府県議会議長会：地方自治法等の都道府県議会関係を中心とした改正経過の概要, http://www.gichokai.gr.jp/keika_gaiyo/pdf/h23_kouhu.pdf
- 5) 総務省：所管法令等, 通知・通達, http://www.soumu.go.jp/main_content/000293726.pdf
- 6) 総務省：地方自治法の一部を改正する法律案の概要,
http://www.soumu.go.jp/main_content/000278037.pdf